

アルジェリア国
投資環境整備状況情報収集・確認調査
ファイナル・レポート

平成 30 年 2 月
(2018 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

新日本有限責任監査法人
株式会社国際開発センター

中欧
JR
18-003

本報告書は、2018年2月現在の情報に基づき作成されている。

目 次

第1章 調査概要	1
1-1 調査の背景	1
1-2 調査の目的と内容	1
1-3 本調査の実施体制	2
第2章 アルジェリアの基礎情報	3
2-1 自然・社会・政治	3
2-1-1 自然条件	3
2-1-2 人口・社会構造・雇用	3
2-1-3 政治・行政組織	5
2-2 経済	6
2-2-1 経済概況	6
2-2-2 産業振興政策	8
2-2-3 金融財政政策	9
2-2-4 貿易政策	13
2-2-5 投資促進政策	14
2-2-6 日本との経済関係	22
第3章 アルジェリアの投資環境	26
3-1 アルジェリアの投資環境・制度	26
3-1-1 会社設立	26
3-1-2 用地取得	27
3-1-3 税制	28
3-1-4 貿易管理	31
3-1-5 為替管理	34
3-1-6 外国人就業規制・現地人材雇用	35
3-1-7 産業財産権	38
3-1-8 物流	39
3-1-9 投資協定	40
3-1-10 司法制度と商業紛争解決	40
3-1-11 SEZ/EPZ	41
3-1-12 ドナー動向	42
3-2 近隣国の投資環境・アルジェリア市場との関係	43
3-2-1 アルジェリアおよび近隣国の経済産業概観	43
3-2-2 アルジェリアと近隣国との投資環境・制度	46
3-2-3 アルジェリアと近隣国との投資促進機関	54
第4章 外国企業が直面するアルジェリア投資の課題と関連法令等	59
4-1 本章の構成と方法論	59

4-2	アルジェリア政府による法制度の整備運用と履行管理の課題.....	59
4-3	既存の法令・制度に関する課題.....	62
4-4	その他の課題.....	68
第5章	本邦企業ニーズ調査.....	69
5-1	本章の構成と方法論.....	69
5-2	調査対象企業の特定.....	69
5-3	インタビュー結果.....	70
第6章	政策マトリクス（案）.....	79
6-1	本章の構成と方法論.....	79
6-2	政策マトリクス（案）の概要.....	80
6-3	政策アクションに関する現状の対応状況.....	85
6-4	投資促進のための JICA 支援策（案）に関する検討.....	86
別紙	：インフラの整備状況.....	89
1-1	計画中のインフラ投資案件の進捗状況.....	89
1-2	運輸・交通セクター（港湾）.....	89
1-3	水道/海水淡水化セクター.....	95
1-4	電力セクター.....	97

図リスト

図 2-1	人口分布 (2015 年)	4
図 2-2	失業率	4
図 2-3	GDP 成長率と 1 人当たり GDP の推移	6
図 2-4	経常収支の推移	7
図 2-5	市場金利の推移	9
図 2-6	米ドル/ディナールおよび経常収支の推移	10
図 2-7	消費者物価指数の推移	10
図 2-8	財政収支と原油価格	11
図 2-9	財政に占める炭化水素関連収入のウエイト (GDP 比%)	12
図 2-10	歳入調整基金の対 GDP 比率の推移	13
図 2-11	対アルジェリア FDI 残高および純流入額 (2000~2016 年)	14
図 2-12	OECD 諸国の対アルジェリア国別 FDI 残高 (単位: 百万ドル)	16
図 5-1	事業展開毎の進出形態	70
図 A-1	アルジェリアの主要港湾	90
図 A-2	ベジャイア港の現状レイアウト	91
図 A-3	ベジャイア港の拡張計画 (フェーズ 1)	92
図 A-4	BMT によるベジャイア港の拡張計画図	92
図 A-5	ベジャイア港の後背地	94

表リスト

表 1-1	調査団の構成および担当業務.....	2
表 2-1	アルジェリア国略史.....	5
表 2-2	経常収支・外貨準備に関する指標.....	7
表 2-3	産業構造比率の推移（対 GDP 比）.....	8
表 2-4	アルジェリア原油・LNG 輸出単価と原油国際市況.....	12
表 2-5	主な品目別輸出（2015 年）.....	13
表 2-6	主な品目別輸入（2015 年）.....	14
表 2-7	対アルジェリア外資関連の地域別投資動向（ANDI 申告ベース）（2002～2016 年）.....	15
表 2-8	主な GF 投資国別プロジェクト（公表ベース）（2003～2016 年）.....	17
表 2-9	アルジェリアの主な投資に関わる規則.....	19
表 2-10	一般優遇措置.....	20
表 2-11	対日貿易・主要品目.....	22
表 2-12	対日貿易額.....	22
表 2-13	日系企業による主な受注プロジェクト.....	23
表 2-14	近年の経済援助実績.....	24
表 2-15	円借款案件一覧.....	25
表 2-16	主な国別経済援助支出額（2009 年～2014 年合計）.....	25
表 3-1	アルジェリアにおける主な企業形態.....	26
表 3-2	2017 年のアルジェリアの主な税制.....	29
表 3-3	アルジェリアにおける輸入割当制度の導入推移（2017 年 5 月 30 日まで）.....	32
表 3-4	アルジェリアの主な為替管理規制.....	35
表 3-5	アルジェリアにおける一般的な労務管理規定.....	37
表 3-6	2017-2018 年度 EDB, GCI 指標.....	44
表 3-7	2016 年度各国主要経済指標.....	45
表 3-8	2014-2016 各国輸出入実績合計.....	56
表 3-9	2016 年アルジェリア対各国輸出入実績合計.....	57
表 4-1	アルジェリア政府による法制度の整備運用・履行管理の課題.....	59
表 4-2	既存の法令・制度に関する課題.....	62
表 4-3	その他の課題.....	68
表 5-1	本邦企業が直面する課題.....	74
表 6-1	政策マトリクス（案）で整理した課題.....	80
表 6-2	課題および政策アクションに対するアルジェリア政府の対応状況.....	85
表 6-3	アルジェリアの投資環境改善に関しアルジェリア政府から示された支援ニーズ.....	86
表 A-1	アルジェリア国全体の水需要と水供給量試算結果.....	95
表 A-2	竣工済み太陽光発電所（2017 年 10 月時点）.....	99

略語（組織名）

略語	全表記	和名称
AEC	Algerian Energy Company	アルジェリアエナジー（国営企業）
AFD	Agence Française de Développement	フランス開発庁
AfDB	African Development Bank	アフリカ開発銀行
ALGERAC	Organisme Algérien d'Accréditation	アルジェリア国家認証機構
ANDI	Agence Nationale de Développement de l'Investissement	国家投資開発庁
ANEM	Agence Nationale de l'Emploi	国家雇用局
ANIREF	Agence Nationale d'Intermédiation et de Régulation Foncière	国家土地利用規制庁
AMDI	Agence Marocaine de Développement des Investissements	モロッコ投資開発庁
APSI	Agence de Promotion, de Soutien et de Suivi de l'Investissement	投資促進支援監督庁
ARMP	Agence de Régulation des Marchés Publics	公共市場規制庁
CACI	Chambre Algerienne de commerce et d'industrie	アルジェリア商工会議所
CNEA	Comité National de l'Environnement des Affaires	モロッコ国家ビジネス委員会
CNI	Conseil National de l'Investissement	国家投資評議会
CNRC	Centre National du Registre du Commerce	商業登記センター
COJAAL	Consortium Japonais pour l'Autoroute Algérienne	アルジェリア東西高速道路建設工事共同体
CREG	Commission de Régulation de l'Électricité et du Gaz	アルジェリア電力・ガス規制委員会
CRI	Centres régionaux d'investissement	地方投資管理センター
EP	Entreprises Portuaires (d'Alger, d'Olan, d'Annaba, de Bejaia, etc.)	各地の港湾公社
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FATF	Financial Action Task Force	金融活動作業部会
FIPA	Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur	チュニジア外国投資促進庁
GAFTA	Grain and Feed Trade Association	穀物・飼料取引協会
GEF	Global Environment Facility	地球環境ファシリティ
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社

略語	全表記	和名称
GUD	Guichet Unique Décentralisé	ワンストップショップ
IANOR	Institut Algérien de Normalisation	国家標準化機構
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
INAPI	Institut National de la Propriété Industrielle	国立工業所有権機関
JETRO	Japan External Trade Organization	日本貿易振興機構
OCRC	Office central de répression de la corruption (Central Office for the Suppression of Corruption)	汚職対策センター（財務省管轄）
UGATA	Union Générale des Travailleurs Algériens	アルジェリア労働者総連合
UNODC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物犯罪事務所
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

略語集（用語）

略語	全表記	和訳
APT	Autorisation provisoire de travail	暫定労働許可証
BOO	Build Own Operate	建設、所有、運転
CEDAC	Compte en dinars algériens convertible	外貨交換可能なディナール口座
DE	Déclaration d'existence (Declaration of existence)	プロジェクトの存在報告書
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FRR	Fonds de régulation des recettes	歳入調整基金
F/S	Feasibility Study	フィージビリティ・スタディ
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
IBS	Impôt sur les bénéfices des sociétés	法人税
ICSID Convention	The 1965 Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, Washington Convention	1965年投資紛争解決条約（ICSID条約）
INR	Compte intérieur non-résidents	非居住者用ディナール口座
ISDS	Investor-State Dispute Settlement	投資家対国家間の紛争解決条項
L/C	Letter of Credit	信用状
LNG	Liquefied Natural Gas	液化天然ガス
LOLF	Loi organique relative aux lois de finances	予算組織法

略語	全表記	和訳
LPG	Liquefied Petroleum Gas	液化石油ガス
LPI	Logistics Performance Index	物流パフォーマンス指標
PA	Power of Attorney	通関委任状
PACIE	Le Programme d'Appui à la Compétitivité Industrielle et Energétique	産業エネルギー競争力支援プログラム
PE	Permanent Establishment	恒久的施設
PEA	Parks of Economic Activities	経済活動地区
PPP	Public Private Partnership	公共機関が、契約に基づき、民間事業者と協業して公共サービスを提供する形態の総称
SARL	Société à responsabilité limité	有限会社
SCA	Société en commandite par actions	株式合資会社
SEPT	Schémas d'Aménagement des Espaces de Programmation Territoriale	開発計画制度
SNC	Société en nom collectif	合名会社
SPA	Société par action	株式会社
SPC	Special Purpose Company	特定目的会社
TAP	Taxe sur l'activité professionnelle	事業税
TVA	Taxe sur la valeur ajoutée	付加価値税
ZDI	Zones industrielles de développement intégré	統合工業開発ゾーン

本報告書における「ドル (USD)」とは、特に断りのない限り米国ドルのことを指す。また、同じく、「ディナール (DZD)」とは、特に断りのない限りアルジェリア・ディナールのことを指す。

第 1 章 調査概要

1-1 調査の背景

アルジェリア経済は原油・天然ガスをはじめとする炭化水素部門に大きく依存しており、輸出総額の 94.2%、財政収入の 46.5%、国内総生産（Gross Domestic Product, GDP）の 20.3%（2015 年）を占めている。2000 年初頭以降は国際市場における炭化水素燃料価格が高水準で推移し堅調な経済成長を続けた一方、2014 年以降の石油価格下落の影響が急速にアルジェリア経済におよび、2014 年には過去 15 年間黒字だった経常収支に赤字を計上した（93 億米ドル、対 GDP 比約 4%）。財政支出拡大の影響も受け、政府財政も 2009 年に財政赤字を計上して以来、歳入調整基金からの繰入金による補填が続き、アルジェリア経済の炭化水素部門への依存が鮮明となった。同経済における産業の多角化は喫緊の課題となっている。

同国は非炭化水素部門への投資促進・民間セクター開発を中心とした長期計画「新経済成長モデル（2016-2030）」を策定し、また、2016 年予算法では例外的に對外借入を容認する方針を発表した。かかる背景から、同国政府は 2016 年 11 月にアフリカ開発銀行（African Development Bank, AfDB）の「産業競争力およびエネルギー支援プログラム」（Le Programme d'Appui à la Compétitivité Industrielle et Energétique, PACIE）を通じて 900 百万ユーロ（約 1,113 億円）を借入れ、財政改革・ビジネス環境改善・再生可能エネルギー促進を通じた同国経済・産業構造の転換を図っている。

他方、2017 年 10 月、アルジェリア政府は、對外債務管理の観点から、日本を含む他国政府および国際機関からの借入を、当面の間、行わない旨の方針を決定した。2018 年 2 月現在、その決定の効力は続いている。こうしたアルジェリア政府の方針を踏まえ、アルジェリア政府の借入を通じた日本・JICA 支援は想定されない状況となったが、本調査では同国改革に関する情報収集・確認を通じて、現地進出等に関心を有する本邦企業のニーズも踏まえつつ、日本の具体的貢献策を検討した。

1-2 調査の目的と内容

本調査は、アルジェリアの投資環境の整備状況にかかる情報収集・確認を通じ、本邦企業のニーズに応えつつ、当国の投資環境上の改善可能な分野・事項等について検討・提言するものである。また、同国における将来的な對外借入の可能性を踏まえ、今後の有償資金協力（開発政策借款）および技術協力による支援可能性を含めて JICA による支援策（案）を検討する。

具体的な調査項目は、次のとおりである。

- ①投資環境整備分野でのアルジェリア政府改革方針、「新経済成長モデル」等の政府成長戦略等の情報収集・整理
- ②PACIE にかかる AfDB へのヒアリング等を通じた他ドナー支援状況の情報収集・整理
- ③本邦企業ヒアリング等を通じた、上記アルジェリア政府改革方針と本邦企業の投資・ビジネス実施上の課題・ニーズとの合致事項の確認
- ④上記、特に③を踏まえ、有償資金協力（開発政策借款）を通じた資金協力および技術協力等の JICA 支援策（案）の検討

1-3 本調査の実施体制

本調査は、EY 新日本有限責任監査法人および株式会社国際開発センターの共同事業体¹が実施した。具体的なメンバー構成および担当業務は、表 1-1 のとおりである。

表 1-1 調査団の構成および担当業務

氏名	担当業務	所属先
山田 聡	総括/投資環境分析	EY 新日本有限責任監査法人
佐々木 仁	副総括/JICA 支援策	EY 新日本有限責任監査法人
尾形 恵美	投資促進政策分析 1	株式会社国際開発センター
山本 直美	投資促進政策分析 2	株式会社国際開発センター
小澤 藍	経済政策分析	EY 新日本有限責任監査法人
今田 周	本邦企業ニーズ分析【前任】	EY 新日本有限責任監査法人
根岸 博生	本邦企業ニーズ分析【後任】	EY 新日本有限責任監査法人
薄波 公平	業務調整/投資環境分析 2	EY 新日本有限責任監査法人

¹ 以下、本報告書では、本共同事業体のことを「調査団」と称する。

第2章 アルジェリアの基礎情報

2-1 自然・社会・政治

2-1-1 自然条件

(1) 地理・気候

アルジェリアはアフリカ大陸の北端に位置し、地中海をはさんでスペイン、フランスと向き合う。東はチュニジアとリビア、西はモロッコ、南東はニジェール、南西はモーリタニアとマリと隣接している。国土面積は約 238 万 km² である。北岸をアトラス山脈が走り、その南にはわずかにステップ地帯がある。それ以外の内陸は広大なサハラ砂漠が広がっており、砂漠地帯が国土面積の約 88% を占める。従って、国民の大半が地中海沿岸の北部に居住している。北部は、地中海性気候であり、温暖で雨量も多い。アトラス山脈以南は一部ステップ気候であるものの、大部分は砂漠気候となっている。

(2) 農産物・天然資源

国土の大部分が砂漠地帯であることから、北部の地中海沿岸地方で農業が行われ²、小麦やナツメヤシ、ブドウ、オレンジ等を生産している。遊牧民の伝統があり、畜産・酪農も行われている。

1956 年にサハラ砂漠で豊富な油田が発見されて以降、炭化水素資源（石油や天然ガス）が豊富に産出されており、輸出のほとんどを占めている。油田はハシ・メサウド、エジェレ等に、ガス田はハシ・ルメル等に存在し、外国企業と協力して開発が行われてきた³。この他、地下資源として、鉄鉱石やリン鉱石、亜鉛等が産出される。

2-1-2 人口・社会構造・雇用

(1) 人口構造・失業率

アルジェリアの人口は、約 3,996 万人⁴で、図 2-1 のとおり釣鐘型の人口構成となっている。同国は豊富な若年労働力を活用する生産拠点として、また今後の消費市場として注目される。一方、図 2-2 のとおり失業率⁵は 2000 年代前半と比較すると低下してはいるものの、2016 年 9 月時点で全体 10.05%、若年層 26.7%であり、増加する若年労働人口に対して、どのように雇用機会を提供

² 国際食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations, FAO）の統計によれば、アルジェリアの耕作地面積は 7.45km²、農業生産高は 7.795 百万ドルで、モロッコ（8.05km²、8.976 百万ドル）とほぼ同規模の農業が行われている（アルジェリアの耕作面積は国土面積の 3%）。

³ 世界銀行統計（2016 年）によると、アルジェリアの原油生産は 2014 年日量 152 万バレルで、世界 18 位、他方、天然ガス生産は、2014 年 830 億 m³ を生産し、世界 9 位につけている。

⁴ 出所：国際通貨基金（2015 年）「<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2017/01/weodata/index.aspx>」

⁵ 2000 年代の前半に原油や天然ガス等の炭化水素の国際市況が上昇し、自国ガス等の輸出を通じて財政事情が改善したことから、アルジェリア政府は積極的に公共投資を実施した。これが失業率の低下につながった。もっとも、国際通貨基金の分析によると、アルジェリアは労働者の権利が強く、一度雇用すると解雇が困難なため、新しく就職しようとする若年層が定職をみつけるのは困難。結果として、相対的な若年層の失業率は高い水準で推移している。

するのが課題となっている。アルジェリア政府は、2016年7月に発表した「新成長モデル」等で、石油やガスに依存してきた経済構造を改めて、経済の多角化を推進し、若年層の雇用を創出することを表明している。

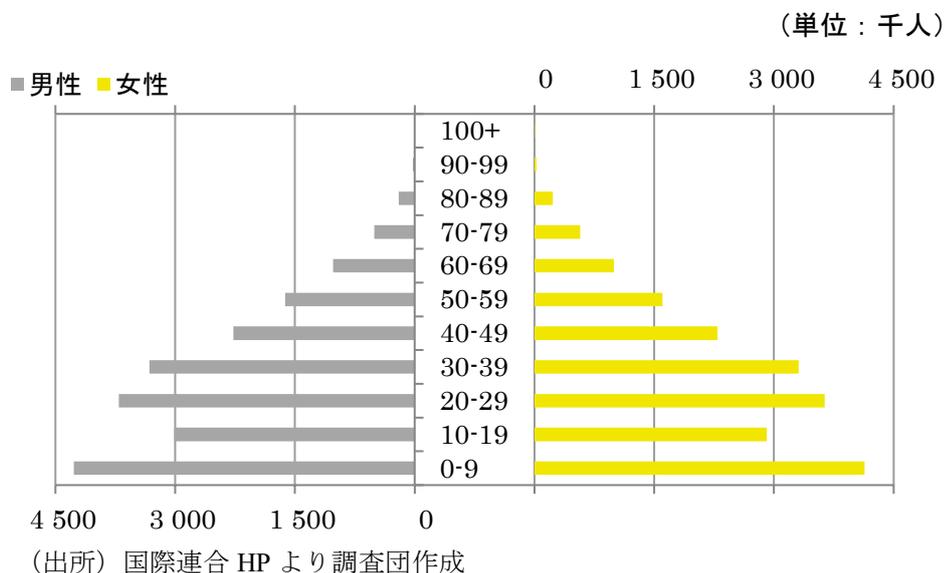


図 2-1 人口分布 (2015 年)



図 2-2 失業率

(2) 言語・宗教

アルジェリアの公用語はアラビア語とベルベル語である⁶。ただし、1962年の独立前はフランスにより統治されていたことから、フランス語が国民の間で広く普及している。宗教はイスラム教が国教であり、スンニ派が大多数を占める。

2-1-3 政治・行政組織

(1) 政治体制

大統領を元首とする共和制である。現在のアブデラジズ・ブーテフリカ大統領は、1999年7月8日に国会で採択され、1999年9月16日に国民投票で成立した市民融和法によって情勢正常化に尽力した。2008年11月、憲法改正により大統領の任期制限が撤廃されたことで、ブーテフリカ大統領は2009年4月に三選、2014年4月に四選された。この間、内閣については、2012年9月以降、セラル首相による内閣が続いたが、2017年5月にテブン首相、続いて、2017年8月にウーヤヒア首相による内閣が新たに組閣された。

表2-1 アルジェリア国略史

年月	略史
1962年7月	フランスより独立
1996年11月	憲法改正国民投票の実施、憲法改正（一院制から二院制へ移行）
1999年7月	大統領選挙、ブーテフリカ大統領が選出
1999年9月	市民融和法が国民投票で成立
2008年11月	憲法改正（大統領の三選が可能となった ⁷ ）
2009年4月	大統領選挙、ブーテフリカ大統領が3期目就任
2012年9月	セラル内閣組閣
2014年4月	大統領選挙、ブーテフリカ大統領が4期目就任
2016年6月	憲法改正
2017年5月	テブン内閣成立
2017年8月	ウーヤヒア内閣成立

(出所) 外務省 HP、アルジェリア政府事務総局 HP より調査団作成

(2) 治安

1992年、イスラム原理主義政党の予備選挙での大勝により、危機感を持った当時の政府与党と軍が選挙を中止した。当時の大統領は辞任し、イスラム過激派によるテロ活動が多発した。敵対的

⁶ 2016年1月に、ベルベル語を公用語とする内容が盛り込まれた憲法改正草案が議会承認された。憲法改正では、他にも「水資源に関する政府の管理（17条）」、「雇用市場での男女平等（31条）」、「マーケットにおける政府の役割（37条）」等が新たに規定されている。<http://www.premier-ministre.gov.dz/fr/gouvernement/dossiers-de-l-heure/les-nouveautes-du-projet-de-revision-de-la-constitution.html>

⁷ 憲法第74条の多選禁止条項が削除されると共に、大統領権限の強化が図られた。2016年1月に発表された憲法改正草案では、大統領任期を再び制限する規定が盛り込まれている。

な感情が高じて、約 10 年間で約 10 万人の犠牲者が出た。その後、ブーテフリカ大統領の治安回復施策により、都市部では当局による警備が強化され、治安は比較的安定している。こうした状況を踏まえて、外務省が公表しているアルジェリア危険情報において、2016 年 11 月にアルジェリアの一部地域の「危険レベル」がレベル 1（十分注意してください）に引き下げられた。

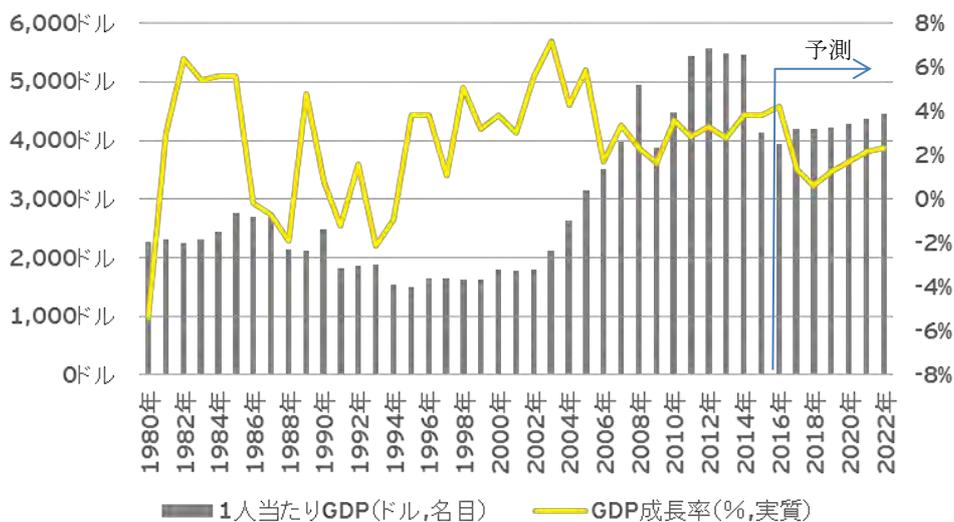
2-2 経済

2-2-1 経済概況

(1) GDP

アルジェリアでは、2000 年以降、国外からの直接投資額も増加し、平均 3% 程度の経済成長が続く。炭化水素セクターの GDP への貢献度は、近年わずかではあるが減少しているものの、依然として国内 GDP の大きなウエイトを占めている⁸。また、近年では、農業や建設・公共工事産業とサービス産業が、経済をけん引している。

炭化水素価格が高い水準で推移したことから、2011 年には、1 人当たり GDP はマグレブ諸国の中で最も高い 5,452 ドルとなった。しかし、2015 年には、原油価格の下落により、1 人当たり名目 GDP は 4,132 ドルとなっている。



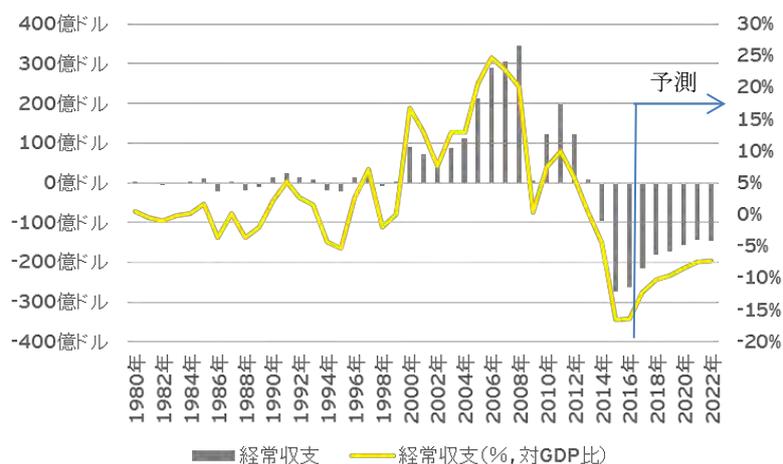
(出所) 国際通貨基金 HP より調査団作成

図 2-3 GDP 成長率と 1 人当たり GDP の推移

⁸ アルジェリア中央銀行の統計によれば、2015 年の GDP のうち、炭化水素セクターが占める割合は 18.9%となっている。

(2) 経常収支

アルジェリアでは、炭化水素が輸出の9割以上を占めており、近年の原油や天然ガスの炭化水素関連の輸出価格の下落により、経常収支は赤字に転落した。国際通貨基金の見通しによると、今後GDP対比で10%近い経常赤字が発生し、持続するとのことである。経常収支が赤字になる中で、2013年末時点で約2,000億ドル保有していた外貨準備は減少しつつある。中央銀行の統計によれば、2016年末時点で1,140億ドルまで減少している。



(出所) 国際通貨基金 HP より調査団作成

図 2-4 経常収支の推移

2014年以降、貿易収支が悪化する中で、アルジェリア政府は、輸入の抑制、国産品の消費を奨励している。例えば、2015年5月に個人消費ローンが解禁されたが、その対象は国産品に限られている。また、2015年12月には、自動車等に輸入割当制が適用されることが決まった。なお、自動車については、現地組み立て用のノックダウンキットは対象外となっており、こうした環境下、フランスやドイツ等の自動車メーカーの現地生産の動きがみられている。なお、2017年12月、ある報道によると、アルジェリア政府は自動車組立企業を10社に制限すると発表した⁹。

表 2-2 経常収支・外貨準備に関する指標

(単位：百万ドル)

費目	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
経常収支	12,149	17,767	12,418	1,153	-9,277	-27,285	-26,314
輸出	57,090	72,888	71,736	64,870	60,129	34,566	29,054
うち炭化水素関連	56,121	71,661	70,583	63,816	58,462	33,081	27,661
輸入	38,885	46,927	51,569	54,990	59,670	52,649	49,437
外貨準備 (金を除く)	162,221	182,224	190,661	194,012	178,938	144,132	114,137

(出所) アルジェリア中央銀行資料より調査団作成

9 El Watan (2017年12月27日・31日) 「Montage automobile : Ouyahia revoit sa copie、Une liste et des interrogations」

2-2-2 産業振興政策

(1) 産業構造

アルジェリアにおいて、炭化水素産業が最大の産業であり、2015年時点でもGDP全体の18.9%を占めている。非炭化水素産業で見ると、農業はGDPの1割程度であり、炭化水素を除く工業と建設・公共工事産業で全体の16.9%を占める。残るIT等の商業サービス産業と公共サービス産業で、44.6%を占めている。

表 2-3 産業構造比率の推移（対GDP比）

セクター	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
炭化水素産業	35.9%	34.2%	29.8%	27.0%	18.9%
非炭化水素産業	64.1%	65.8%	70.2%	73.0%	81.1%
農業	8.1%	8.8%	9.8%	10.3%	11.7%
工業（除く炭化水素）	4.6%	4.5%	4.6%	4.9%	5.4%
建設・公共工事産業	9.1%	9.2%	9.8%	10.4%	11.5%
商業サービス産業	20.1%	20.4%	23.1%	24.3%	27.4%
公共サービス産業	20.4%	20.1%	19.1%	19.6%	21.0%

(注) 全体の合計は、輸入にかかわる税金があるため、100%にはならない。

(出所) アルジェリア中央銀行(2015年)「Annual Report」に基づき調査団作成

(2) 開発計画

アルジェリア国では、2010年から2014年の間における公共投資5カ年計画として、港湾や鉄道、道路等の運輸・交通セクター、通信網や送電網の敷設、ダムの新設などの経済インフラへの投資や、病院の整備などの社会インフラへの投資が実施されてきた。2018年2月現在では、新たな5カ年計画(2015-2019年)の下でインフラ整備がなされている。ただし、近年のマクロ経済環境の変化および財政状況の悪化により、アルジェリア政府内部でインフラ事業の優先順位の見直しが行われ、優先順位の低いものは予算の凍結が図られている¹⁰。また、2020年以降には2つの5カ年計画(2020~2024年、2025~2029年)が策定されるとみられる¹¹。これらの5カ年計画において、今後注力するセクター等が示される見込みである。

インフラ整備における民間活用を推進するため、アルジェリア政府は、2018年2月現在、PPPを推進するための法案を起草中である。また、PPPを所管する財務省傘下のCNED(Caisse National

¹⁰ 2016年4月、財務省(予算局)との面談より。5カ年計画は、各省から上がってきた案件を閣僚評議会で検討し、最終的に大統領が採択する。なお、各省から上がってきた案件情報は、財務省の予算局で一旦集約されている。また、5カ年計画の内容については、産業・鉱山省との面談では、まずは輸入代替、そして輸出貢献(外貨獲得)のできる分野を重視しており、農業(加工を含む)、鉄鋼、機械、繊維等を重点分野として設定し、官民で産業の再構築を実施しようとしているとのことであった。

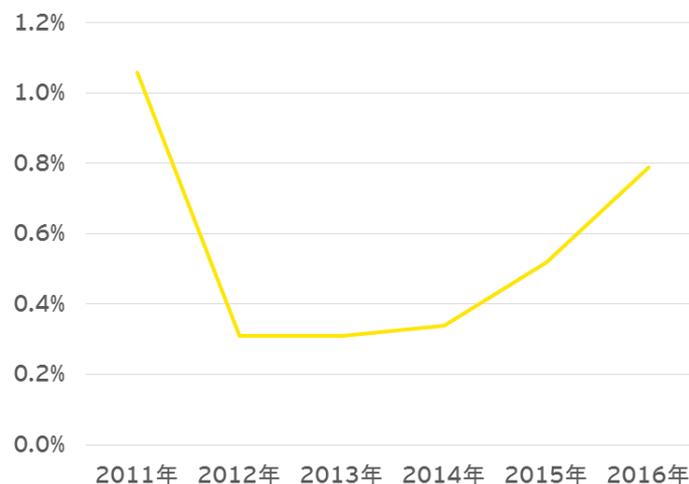
¹¹ 2018年1月、財務省(予測政策総局)との面談より。なお、現在、世界銀行の支援でアルジェリア政府が2018~2035年の長期計画「Algeria Vision 2035」を策定していると報道されている。将来のインフラ整備計画については、当該計画のなかに示される可能性がある(<https://www.algerie-eco.com/2017/03/18/projet-algerie-2035-coeur-dune-importante-reunion-lundi-ministere-finances-delegation-de-banque-mondiale/>)。

d'Equipment Pour Le Developpement) により、パイロット事業として 4 件の PPP 案件が抽出された (アルジェ郊外道路、ベジャイア市内トラムウェイ、ベドウィン下水処理施設、コンスタンチン大学病院)。今後、これらのパイロット事業の詳細な調査および事業化が進められる見込みである。

2-2-3 金融財政政策

(1) 金融政策

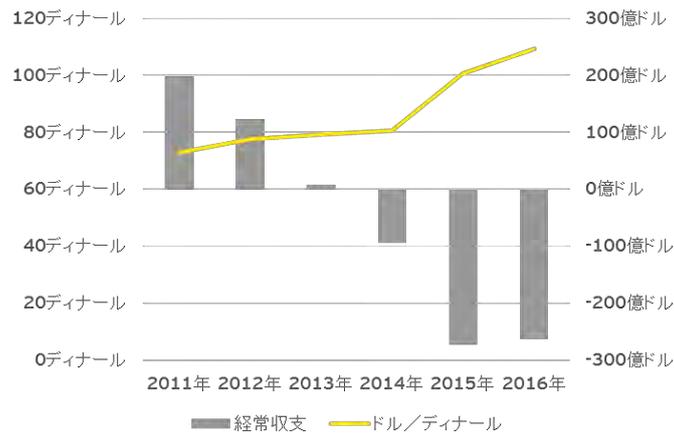
金融市場の動向をみると、2013 年以降、市場の金利が上昇しつつある。2013 年の 1 か月物市場金利の平均値は 0.31%であったが、2016 年の同平均値は 0.79%となっている。国際通貨基金 (4 条レポート) によれば、これまでガスや原油の輸出収入が潤沢にあったときの中央銀行の役割は、市場から資金を吸い上げることであったが、炭化水素価格の低下に伴い、市場の流動性が減少し、最近の中央銀行は、市場金利の管理が重要になりつつある。



(出所) 国際通貨基金HPより調査団作成

図 2-5 市場金利の推移

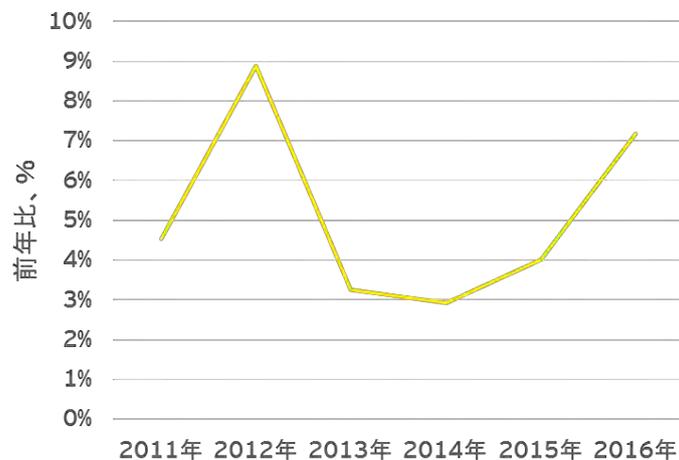
為替レートの推移をみると、経常収支が赤字に転じる中で、ディナールの減価が続いている。通貨価値の減価は、輸入物価を相対的に高め、輸入の減少につながるが見込まれるほか、主要輸出品目である炭化水素の収入を増加させる。これは、炭化水素の国際市況がドル建てで決まっているためである。



(出所) 国際通貨基金HPより調査団作成

図2-6 米ドル/ディナールおよび経常収支の推移

また、為替レートの減価は、インフレ圧力を高める。消費者物価指数の前年比推移をみると、2014年以降、消費者物価指数は伸び率を高めており、2016年の消費者物価指数の前年比は、6.4%となった。こうした状況を受けて、国際通貨基金は、市場における介入を通じて、当面、引き締め気味の金融政策を実施する必要があるとみている。



(出所) 国際通貨基金HPより調査団作成

図2-7 消費者物価指数の推移

(2) 財政政策

アルジェリア政府は、2030年の目標とする国家経済の姿を想定して、それに向けて2016年から2019年頃までに実施すべき政策を記した文書である「新経済成長モデル (Le Nouveau Modèle de Croissance)」を2016年7月に発表した。この中で、アルジェリア政府は、炭化水素セクターに依存してきた経済を多角化し、財政の合理化を進める必要性を示した。このうち財政の合理化については、適切な計画のもとで支出を抑制することが重視されている。同文書は、これまで炭化水素の輸出に

よって得られた潤沢な収入を非効率な公共支出に回してきた状況を改善する必要があるということを示している。

その後、2017年9月に、新経済成長モデルを踏まえたアルジェリア政府は政策運営の方針を示した新たな文書¹²を公表した。同文書の中では、現状、経常赤字、財政赤字が続く中、2017年2月にすでに炭化水素関連の収入を積み立てた歳入調整基金が枯渇し、財政面の資金繰りが不自由な状況にあるとし、対応が必要な状況であるとしている¹³。そして、その対応策として、財政支出の合理化を実施することと、「非伝統的金融手法（Financements internes non conventionnels）」を採用することを挙げている。アルジェリア政府は、非伝統的金融手法については、財政当局が、中央銀行から直接、財政収支の不足分を補う手法を意味し、当該措置は5年間の時限的なものであるとしている。

なお、同政策文書では、こうした非伝統的な金融政策を採用する前に、既に、国内での債券発行、中央銀行からの配当、アフリカ開発銀行からの借入を実施したが、こうした資金調達では、2018年以降は十分な資金が調達できないとしている。この間、1980年代の対外債務返済の厳しい経験を踏まえて、現在の財政赤字を対外借入で補う考え方とは距離を置いている。すなわち、仮に非伝統的金融手法を採用しなければ、さらに財政支出を合理化し、社会経済面に悪影響が予想されるほか、もし、外国借入に依存すれば、利払いを含む債務返済のために資金を使わざるを得ず、国際機関の介入を招き、国家主権にかかわる事態を招くとしている。

以下では、これまでの財政収支の推移について整理する。

①財政収支

アルジェリアの財政収支は、炭化水素セクターからの配当税収に頼っており、原油の国際市況の動向に影響を受けやすい。



(出所) 国際通貨基金HP、米国エネルギー省HPより調査団作成

図 2-8 財政収支と原油価格

¹² Plan d'action du gouvernement pour la mise en oeuvre du programme du President de la République

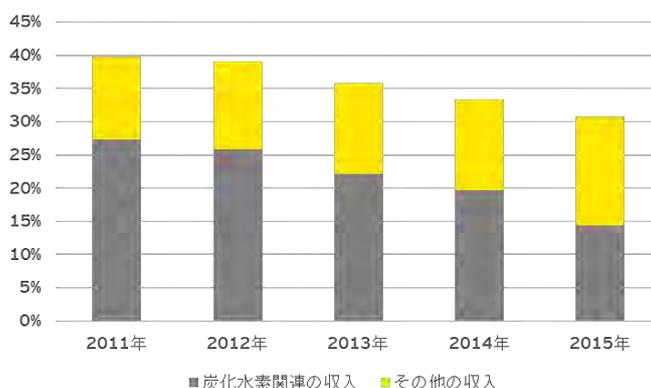
¹³ 歳入調整基金自身は枯渇したもの、引き続き存在はしている。今後、炭化水素の国際価格が上昇すれば、再び基金が積みあがる可能性がある。

財政収入は、アルジェリア炭化水素公社（ソナトラック）¹⁴の配当を含む炭化水素関連の収入による割合が高く、収入全体の約6割を占めている。

表 2-4 アルジェリア原油・LNG 輸出単価と原油国際市況

費目	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
アルジェリア原油輸出単価 (ドル/バレル)	80.2	112.9	111.0	109.4	99.6	52.8	44.2
アルジェリアガス輸出単価 (ドル/MMBTU)	8.4	10.1	11.3	10.5	10.0	6.5	N/A
WTI (ドル/バレル)	79.5	94.9	94.1	97.9	93.2	48.7	43.2
北海ブレント (ドル/バレル)	79.6	111.3	111.6	108.6	99.0	52.5	44.1

(出所) アルジェリア中央銀行 (2015年) 「Annual Report」、米国エネルギー情報局HPより調査団作成

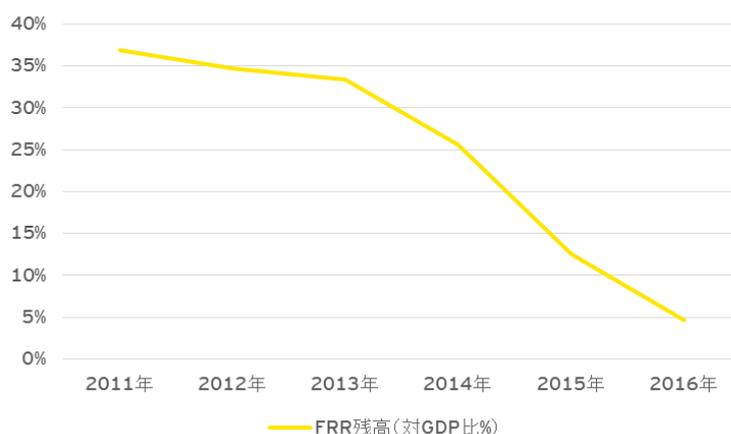


(出所) アルジェリア中央銀行 (2015年) 「Annual Report」に基づき調査団作成

図 2-9 財政に占める炭化水素関連収入のウェイト (GDP 比%)

財政に関してアルジェリアで特徴的なのは、2000年に設立された歳入調整基金 (Fonds de régulation des recettes, FRR) である。当該基金は、アルジェリアの炭化水素収入を積み立てる基金で、必要に応じて財政赤字のファイナンスにも活用される。2013年以降は、天然ガス等の炭化水素価格の低下を受けて、積立額が大幅に減少し、2011年には対GDP比で35%を超えていたが、2016年末には5%を下回った。

¹⁴ ソナトラックは、原油、天然ガスの開発、生産等を担う国営企業であり、Jeune Afrique の 2015 年度版アフリカ企業 500 社の格付けでは総売上高で 1 位とされる。http://www.jeuneafrique.com/322509/economie/500-entreprises-premier-entreprises-africaines-a-peine/



(出所) アルジェリア財務省HPより調査団作成

図 2-10 歳入調整基金の対 GDP 比率の推移

2015年に、原油およびガスの市況は大幅に下落し¹⁵、2016年に入った後も弱い地合いが続いているなか、財政収支に与える影響が注目される。

2-2-4 貿易政策

(1) 輸出入推移

アルジェリアにおける輸出の顕著な特徴は、炭化水素（石油、天然ガス）が輸出の大半を占めていることである。2015年の品目別輸出における炭化水素の比率は、全体の94.54%を占めている。また、輸出相手国はスペイン、イタリアをはじめとする欧州諸国が中心である。

他方、輸入品目をみると資本財の輸入が全体の3分の1を占め最も多い。続いてパイプや鉄柵などの建設資材を中心とする中間財の輸入が約30%を占めている。また、2015年の輸入相手国は中国が最大で、欧州諸国がそれに続いている。

表 2-5 主な品目別輸出（2015年）

品目	金額	前年比	比率
エネルギー（炭化水素）	358.7 億ドル	▲40.76%	94.54%
中間財	16.9 億ドル	▲20.18%	4.48%
食品	2.34 億ドル	▲27.55%	0.62%
原材料	1.06 億ドル	▲2.75%	0.28%

(出所) JETRO（2016年）「アルジェリアの経済・貿易・投資」

¹⁵ 国際価格指標として知られる WTI 価格で見ると、2015年の価格は、2011年から2014年の価格水準に比べてほぼ半分に下落している。

表 2-6 主な品目別輸入（2015 年）

品目	金額	前年比	比率
資本財	177.1 億ドル	▲9.7%	34.4%
中間財	158.8 億ドル	▲9.9%	30.8%
食品	93.1 億ドル	▲15.4%	18.1%
食品以外の消費財	86.0 億ドル	▲16.8%	16.7%

（出所）JETRO（2016 年）「アルジェリアの経済・貿易・投資」

2-2-5 投資促進政策

（1）対アルジェリア外国直接投資動向

アルジェリアは、2001 年投資促進法（Ordonnance）01-03 号により外国からの投資に対するこれまでの厳格な規制を撤廃し、積極的に外資誘致を推進する政策に転換した。これにより、アルジェリアへの外国直接投資（Foreign Direct Investment, FDI）純流入額は、図 2-1 1 のとおり 2000 年の 2 億 8,000 万ドルから急増、2009 年には 27 億 5,400 万ドルに達した。



（出所）UNCTAD Stat および UNCTAD2017 年世界投資報告より調査団作成

図 2-1 1 対アルジェリア FDI 残高および純流入額（2000～2016 年）

外資の出資比率については、2005 年に新炭化水素法 05-07 号（4 月 28 日）で、炭化水素部門の外資出資比率制限を、いったん 49%から 70%に大幅に緩和したものの、油価高騰と資源ナショナリズムの高まりもあり、翌年に新炭化水素法改正令（Ordonnance）06-10 号（2006 年 7 月 29 日）で同比率制限を 49%に戻した¹⁶。さらに 2009 年補正予算法により、全業種に対して外資出資比率制限を 49%までとした（同法では輸入業は 70%）。

¹⁶ JOGMEC（2014 年 2 月）「アルジェリア：2013 年炭化水素法改正と新ライセンスラウンドの行方」

外資出資比率制限等の規制に加え、2009年以降の世界同時不況、さらに2011年の中東・北アフリカ地域における民主化運動「アラブの春」や2013年の天然ガスプラントのテロ事件などの国内治安リスクの影響により、FDI純流入額は2010年から徐々に低下、2012年以降は15億ドルから20億ドルの範囲で推移している。アルジェリアはアフリカ4位の経済規模だが、FDI純流入額の対GDP比は1%前後で、アフリカ平均の2%台よりも低い水準となっている。

2015年のFDI純流入額がマイナス6億ドルとなった主因は、ロシアの通信大手VimpelComのエジプト子会社Global Telecom Holding (GTH) が保有するOmnium Telecom Algeria (通称Djezzy) の株式51%を約26億ドルでアルジェリアの国家投資ファンドに売却したためである¹⁷。Djezzyの売却は、海外でのVimpelComによるGTH買収に伴うアルジェリア政府の先買権の行使にあたり、GTHの撤退ではない。従って、これを除けば、2015年も20億ドル程度の流入実績が認められる。

アルジェリアのFDI残高は、図2-11のとおり2000年の33億8,000万ドルから急増、2016年には277億8,000万ドルに増えている。2001年から2010年までのCAGR(年平均成長率)は17.7%であったが、2016年までの5年間のCAGRは4.7%に低下している。

国家投資開発庁(Agence Nationale de Développement de l'Investissement, ANDI)によると、2016年の外資関連の投資件数(申告ベース)は170件、投資総額は約30億ドルであった。2002年から2016年の累積件数は822件、累計総額は2兆2,170億DZD(約200億ドル)であり、2016年の実績が2割を占め、投資が増加している。

また、国別の投資動向では、表2-7のとおり2002年から2016年の外資関連の投資案件のうち、8割以上が欧州圏およびアラブ圏からの投資であった。特に、アラブ圏からの投資総額は全体の45%を占め、欧州の43%を抜いて最大となっている。UAEやサウジアラビア、エジプトなどが、炭化水素、建設、鉄鋼、不動産、観光(ホテル建設)部門を中心に投資を行っており、アラブ圏の投資案件は1件当たりの投資額が約4,000万ドルと比較的規模が大きい。

表2-7 対アルジェリア外資関連の地域別投資動向(ANDI申告ベース)(2002~2016年)

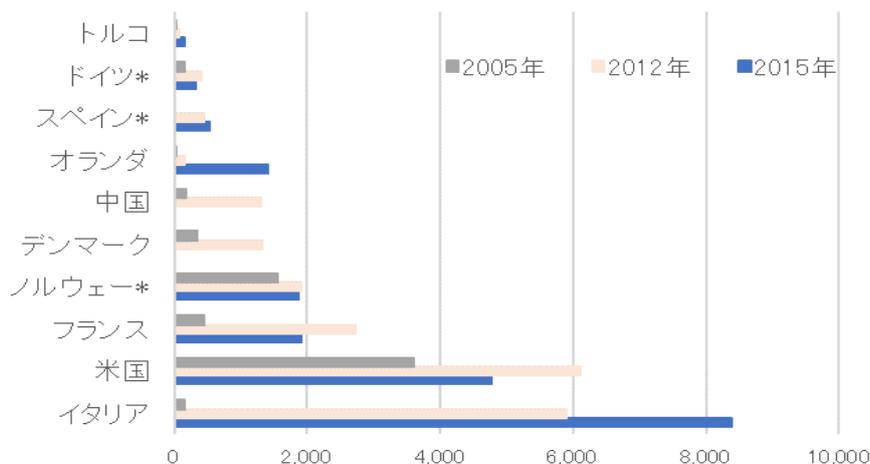
地域	投資総額・構成比		投資件数	1件当たりの投資額 (百万DZD)
	(百万DZD)	(%)		
欧州	955,161	43.1	437	2,186
うちEU	677,209	30.6	313	2,164
アラブ諸国	997,528	45.0	236	4,227
アジア	163,102	7.4	98	1,664
多国籍	24,085	1.1	26	926
北米	68,163	3.1	19	3,588
合計(その他含む)	2,216,699	100.0	822	2,697

(出所) ANDI “Bilan des déclarations d'investissement 2002-2016” より調査団作成

¹⁷ 2015年1月30日付VimpelComプレスリリース
<https://www.vimpelcom.com/Media-center/Press-releases/2015/VimpelCom-and-Global-Telecom-Holding-announce-successful-closing-of-Algeria-transaction/>
 フランス国庫・経済政策総局“Les investissements directs étrangers en Algérie en 2015”

OECD 諸国のうち、対アルジェリア FDI 残高を公表している主要国は図 2-1 2 のとおりである（ただし OECD パートナー国である中国は UNCTAD 統計による）。英国は、British Petroleum が 2 件の大規模なガス田開発・生産事業を行なっているが¹⁸、FDI 残高を公表していない。

FDI 残高の上位には、資本集約産業である炭化水素・エネルギー部門への投資国が並んでいる。イタリアは、Eni が Lasmo（英国）や First Calgary（カナダ）の買収により、アルジェリア最大の石油生産事業を行っており¹⁹、2015 年の FDI 残高は 80 億ドルを超え、最大となった。この他、米国（石油生産 2 位の Anadarko、Hess、ConocoPhillips）、フランス（Engie、Total）、ノルウェー（Statoil）、デンマーク（Maersk Oil）、オランダ（Royal Dutch Shell）、スペイン（Cepsa、Repsol）が続いている。中国もまた、CNPC、CNOOC が油田開発を進めている。



（注）ドイツの 2015 年、スペインの 2012 年、ノルウェーの 2005 年はそれぞれ前年の数値。
（出所）OECD Stat（中国のみ UNCTAD 2014 年二国間 FDI 統計）より調査団作成

図 2-1 2 OECD 諸国の対アルジェリア国別 FDI 残高（単位：百万ドル）

fDi Markets データベースによると、アルジェリアへのグリーンフィールド投資は、2003 年から 2016 年までの公表ベースの総プロジェクト件数が 370 件であった。このうち、国別では、表 2-8 のとおりフランスが最大の 77 件、次いで米国、UAE、英国、スペインと続いている。イタリアは 2015 年の FDI 残高が最大であったが、件数は 6 件と少ない。

¹⁸ BP ホームページ “BP in Algeria”
<http://www.bp.com/en/global/corporate/about-bp/bp-worldwide/bp-in-algeria.html>
¹⁹ BMI Research “ALGERIA OIL & GAS REPORT Q2 2017”

表 2-8 主な GF 投資国別プロジェクト（公表ベース）（2003～2016 年）

主要国	件数	主な業種と近年の動向
フランス	77	炭化水素（Total、Engie）、建設（Lafarge）、運輸（Alstom）、金融（BNP パリバ、ソシエテ・ジェネラル、AXA 等）、ICT、食品飲料（Danone、Lesaffre 等）、観光（Accord）など多岐にわたる。2013 年に製薬大手 Sanofi は 3 番目の工場建設着工。2014 年に Renault が JV（49%）で乗用車組立生産開始。2016 年に Lafarge が 4 番目のセメント・プラント操業。2017 年に PSA グループが Condor Electronics 等 3 社と JV（49%）で乗用車組立生産を発表。
米国	33	炭化水素部門は Anadarko、Hess、ConocoPhillips 等。2010 年以降は 5 件程度の進出。2012 年に Dow Chemical が販社設立、2013 年に農機大手 AGCO が JV（49%）でトラクター現地生産開始。GE が 2014 年に Sonelgaz と JV（49%）でガスタービン現地生産、17 年に発電所への O&M サービス契約締結。2017 年に AIA G が JV（49%）で農畜産ビジネス開始。
UAE	27	金融、ICT、不動産、建設、観光、アルミ精錬等。2012 年に Gulf Pharmaceutical Industries（Julfhar）が保健省とのパートナーシップにより医薬品現地生産。2016 年に Bidewi が JV（49%）で建材生産発表。
英国	25	従来はエネルギー・鉱物資源関連、ICT、ビジネスサービス、金融。製薬大手では、Hikma Pharmaceuticals は 2007 年に現地生産開始、2011 年に Al Dar Al Arabia を買収。2015 年に AstraZeneca が JV（49%）で現地生産。2016 年に GlaxoSmithKline が 2 工場のうちの一つの増強を発表。
スペイン	23	建設、不動産、金融、運輸など。Grupo Ortiz は JV（49%）で 2015 年に住宅建材生産開始。
ドイツ	19	2013 年以降に 7 社進出。ダイムラーは、2012 年設立の UAE の Aabar Investments（49%）の JV 子会社に対して商用車組立用モジュール・部品を提供。2016 年に Volkswagen が SOVAC と合弁で乗用車組立生産開始。2017 年に BMW が JV で現地生産（計画）。2016 年に製薬大手 Boehringer Ingelheim、2017 年に同 Merck が現地生産開始。
チュニジア	16	金融、ICT、ビジネスサービス等。
中国	15	炭化水素部門の他、9 社が現地生産実施。自動車組立生産 6 社（江淮、奇瑞、第一汽車、重慶力帆、陝西、江鈴）やファーウェイ、長城科技。CSCEC（中国建設工程）、CHEC（中国港湾工程）と国営企業との JV（中国側 49%）でエル・ハムダニア港建設（計画）。

（出所）fDi Markets データベース、各社プレスリリース、報道資料などを基に調査団作成

近年の産業別の外資の進出動向では、住宅や運輸インフラへの活発な公共投資の影響により建設や鉄鋼部門への進出が目立っている。アルジェリアは、アフリカでは比較的耐久消費財の普及率が高く、消費市場として注目されている。しかし、政府は貿易不均衡是正や国内産業育成のため各種輸入規制を強化している。このため、南アフリカ共和国に次ぐアフリカ最大市場と目される医薬品市場（社会保険加入率約 8 割）や自動車市場では、現地生産を選択する企業が増えている。

医薬品市場では、政府が2008年に現地生産されている医薬品を対象に輸入を禁止した。さらに2012年に輸入の禁止対象を拡大し、一方で製薬専用の工業団地整備など外資誘致を進めている。BMI Researchによると、PfizerやSanofi、Novo Nordisk（デンマーク）、Jupharは国営Saidalと、AstraZenecaは地場SalhiおよびHasnaouiと、Cipla EU（インド系）は地場Biopharmと、MerckはNovapharm（カナダ）と合弁・現地生産、GlaxoSmithKlineやHikma Pharmaceuticalsも現地生産に踏み切っている。

自動車市場では、2012年に輸入台数が過去最高の約60万台となったものの、政府は2015年に新車登録税を大幅に引き上げ、新車輸入ディーラーにはショールームの設置や自動車産業への追加投資などを義務化し、また現地生産車限定で消費者ローンを解禁した。2016年には自動車輸入枠を設定、輸入実績が10万台弱まで低下した。この結果、2014年に現地生産をしていたのはルノーのみであったが、2016年にVolkswagenや現代自動車が現地生産を開始、2017年にはIVECOが現地生産を開始²⁰、またPSAグループが現地生産を発表²¹、BMWやFIATなども現地生産を計画している²²。また、中国やイランのメーカーも合弁で組立生産を行なっている。

現地報道²³によれば、アルジェリア政府は2018年1月31日より国内における自動車組立メーカー数を乗用車5社、商用・大型車5社の10社に制限することを決定した。自動車市場への参入企業の増加により、組立部品の輸入増加に伴う外貨流出を防ぐことが理由とされる。乗用車メーカー5社はすでに選定されており、2022年の5社の年間生産台数を合計43万5,000台に設定している。乗用車メーカー5社（および年間生産台数）は、SOVAC（Volkswagenと提携、10万台）、Tahkout（現代自動車と提携、10万台）、ルノー・アルジェリア（7万5,000台）、プジョー・アルジェリア（PSAグループ、10万台）、Hasnaoui（日産と提携、6万台）である。商用車および大型車両の組立メーカー5社は、Ival（IVECOと提携）、FRERES Salhi、Savem（Haddad傘下）、Tirsam、GM Tradeである。当初、2017年12月14日に通達・施行予定であったが、選定に漏れた企業の強い反発を受け、政府は施行を2018年1月31日に延期した。Global Motors Industries（現代自動車と提携する商用車メーカー）や同社傘下のGlovis（KIAと提携）などが選定から外れており、事業の停止の可能性も報じられている。

（2）投資に関する法的枠組み・投資促進制度

アルジェリア政府は、2016年8月3日付で投資促進に関する法律16-09号（以下、新投資法）を制定し、2001年制定の投資促進法01-03号の改正を行なった。また、2017年3月5日付で新投資法施行に伴う関連政令17-101～105号を定めている。

これまで、2000年代後半の輸入急増による経常収支の悪化、若年層の高失業率が続く中、外資が再投資を行わず利益を本国に送金、雇用に貢献しない状況に鑑み²⁴、国内産業の育成・外資の技術移転を促進するため、2009年頃から外資に対する出資制限や資本譲渡時の政府・公団の先買権の設定、投資額を超える海外送金不可、内外資本問わず免税優遇を受けた場合の免税分の再投資義務などの規制を導入し、各年度の予算法・補正予算法などで運用してきた。

²⁰ Algeria Eco 紙（2017年11月22日）

²¹ Reuters 紙（2017年11月12日）

²² ジェトロ通商弘報（2016年12月27日）「大手自動車メーカーの進出相次ぐ」、BMI Research

²³ El Watan 紙（2017年12月27日・31日）

²⁴ Oxford Business Group “The Report Algeria 2008”

新投資法では、投資優遇制度の拡充や適用条件の緩和に加え、条件付きで投資額を超える海外送金を許可するなど、一部規制が緩和された。また、優遇制度対象業種であれば、投資の範囲として、新規事業活動・生産設備の拡張・生産手段の補修に関連する資産購入、企業への資本参加（現金あるいは現物）、国際リースによる物品購入が認められることとなった。

一方で、資本譲渡時の政府の先買権は新投資法により、また外資出資比率制限や再投資義務は2016年予算法で維持されている。輸入再販業は優遇制度対象外であり、配当金の海外送金も認められていないため、外資の販売会社形態での進出の動きも鈍い。このため、新投資法の一連の緩和策の投資促進効果は限定的という見方もされている。アルジェリアの現行の主な投資に関わる規則は表2-9表2-9のとおりである。

表2-9 アルジェリアの主な投資に関わる規則

関連法規	規制内容
① 新投資法 ② 関連政令	投資額および配当金・投資収益の当初投資額を超える海外送金許可（ただし、投資総費用に応じた外資負担割合が要件（①25条、②17-101号16条） （1億DZD未満：30%、1億超～10億DZD以下：15%、10億DZD超：10%）
	優遇制度適用のためのANDIへの事前登録要（事前申告から変更）（①4条） ネガティブリスト（liste negatives）により対象業種限定（②101号附則I、II）
	優遇制度適用でCNIの承認を要する投資額を50億DZD超に設定（20億DZDから緩和）（①14条）
	外資の資本譲渡時のアルジェリア政府・公団による先買権（①30条）
	海外での資本譲渡に起因する、アルジェリア企業株（優遇措置を受けた）の外資保有分の10%以上の譲渡について、政府の事前承認要。政府への通知後1カ月以内に承認を得られなかった場合は政府による先買権発生（①31条）
	二国間投資協定未締結ないし国際契約に仲裁条項 ²⁵ を含めていない場合、外資系企業と政府との間の紛争解決はアルジェリア裁判所が仲裁（①24条）
2016年 予算法	外資出資比率を49%以下に制限（49/51ルール）（66条）
	国有企業の民営化において、国有企業による資本の34%維持（62条） （免税優遇措置を受けた場合）4年以内に免税分相当の30%を再投資（100%から緩和）（2条）
	資本金を除き、投資のための資金調達は原則国内で実施（資本金の場合、居住者が条件付きで外資パートナー企業を通じた対外借入れであれば事前承認を経て可（政府も企業の戦略的投資実現に重要であるという承認が得られれば可））（55条）
2009年中央 銀行規則	再販業の配当金の海外送金不可（01-09号）

（出所）新投資法・関連政令、2016年予算法、2009年アルジェリア銀行（中銀）規則

新投資法および関連政令で定められた投資優遇措置は以下の3種である。また、上述のとおり、対象業種をネガティブリスト（関連政令17-101号附則）により限定し、適用条件としてANDIへ

²⁵ 民事訴訟法改正に関する政令93-09号（1993年4月25日）にて国際契約への仲裁条項許可

の事前登録や、50 億 DZD を超える投資の国家投資評議会 (Conseil National de l'Investissement, CNI) の事前承認がある。投資家は ANDI に対して事業進捗報告 (年次) 義務があり、順守しなかった場合、優遇措置の停止や登録許可の取り下げとなる。

- ・一般優遇措置²⁶
- ・特定産業や雇用創出効果の高い投資に対する追加優遇措置²⁷
- ・国内経済に特別な利益をもたらす投資に対する例外優遇措置²⁸

事業段階ごとの一般優遇措置は、表 2-10 のとおりである。

表 2-10 一般優遇措置

事業段階	優遇措置
事業準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に直接関連する物品の輸入関税免除 ・事業に直接関連する物品・サービスの TVA 免除 (輸入・現地調達) ・事業に関わる不動産取得による不動産譲渡税や公報費の免除 ・建造物の有無に関わらず国有地の利用 (コンセッション) の場合、登録料や不動産公報費等免除 (33 年間)、国有地年間利用料の 90% 免除 ・不動産取得後 10 年間にわたる固定資産税免除 ・企業設立や増資に関わる登記税免除
事業開始後 3 年間	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税 (Impôt sur les bénéfices des sociétés, IBS) および事業税 (Taxe sur l'activité professionnelle, TAP) 免除 ・国有地年間利用料の 50% 免除

(出所) 新投資法

これに加え、南部や高地などの地域への投資の場合、インフラ整備費用の一部ないし全額を政府が負担する、国有地の 1 平米当たりの年間利用料を 10 年間 (南部は 15 年間) 1DZD に据え置き、その後は年間利用料を 50% 減免する措置がある。事業開始後の優遇措置適用期間も 10 年となる。

特定産業や雇用創出効果の高い投資については、事業開始後の優遇措置の適用期間は 5 年となる (後者は準備期間中に 100 名以上の雇用が条件)。アルジェリア経済に特別な利益をもたらす投資については、事業開始後の優遇措置が 10 年間適用される。また、事業準備期間の関税や付加価値税 (Taxe sur la valeur ajoutée, TVA) が最大 5 年間免除、政府の補助金・融資、便宜供与なども受けられる。

(3) 投資促進機関

アルジェリアでは 1993 年に設立された投資促進支援監督庁 (Agence de Promotion, de Soutien et de Suivi de l'Investissement, APSI) が「投資促進に関する 2001 年 8 月 20 日付政令第 01-03 号」により国家投資開発庁 (ANDI) へと移行した。同時に国家投資評議会 (CNI)、地方分散型ワンストップ

²⁶ Les avantages communs à tous les investissements éligibles

²⁷ Les avantages supplémentaires au profit des activités privilégiées et/ou créatrices d'emplois

²⁸ Les avantages exceptionnels au profit des investissements présentant un intérêt particulier pour l'économie nationale

プシヨップ（Guichet Unique Décentralisé, GUD）が設立された。その後、両機関の役割は 2006 年政令、毎年の予算法などにより頻繁に変更されてきたが、2016 年投資法および関連政令²⁹により ANDI の組織、役割や権限が縮小され、GUD の役割が大幅に拡充されることとなった。

①国家投資評議会（Conseil National de l'Investissement, CNI）

国家投資評議会は、2001 年産業・鉱山省下に創設された投資促進における最高決定機関である。現在 CNI 評議会の長は大統領が務め、内務地方自治省、外務省、財務省、産業・鉱山省、商務省、環境・再生可能エネルギー省、国土整備・観光・手工業省、農業・農村開発・漁業省、アルジェリア商工会議所（Chambre Algérienne de commerce et d'industrie, CACI）によって構成され、ANDI が事務局を務める。CNI の主な役割を以下に示す。

- ・投資の戦略および優先事項、取引条件の変更時の投資に対するインセンティブの見直し、投資を促進するための必要な措置の提案
- ・財務省、産業・鉱山省によって決定される優遇対象の投資種別の周知
- ・投資支援基金の予算の決定
- ・50 億 DZD 以上の投資プロジェクトの投資促進・奨励措置の適用審査、例外優遇措置供与の可否審査、認可（2016 年投資法 Section 3）

②国家投資開発庁（Agence Nationale de Développement de l'Investissement, ANDI）

国家投資開発庁は、FDI 投資家の窓口として CNI の管理下にある。ANDI の理事会は産業・鉱山省、その他関連省庁、アルジェリア銀行、CACI、企業雇用主団体代表者により構成される。アルジェリアで設立された、製造業やサービス業に投資を行う企業に対する支援を行う。炭化水素部門の上流セクターに属する企業や外資の建設請負会社（EPC Contractor）は支援対象外である。企業は ANDI に登録し、投資額に応じた登録料（USD500～2,000）を支払うことで、支援が受けられる。

2016 年投資法の施行以前に、投資の促進・支援、情報提供、投資に対するインセンティブの設定、協定遵守に対する監督等幅広い業務を行い、外資 49%出資比率規制に対応して合弁企業設立のためのアルジェリア国内企業特定を目的としたパートナー情報センター（Bourse de partenariat）を設立した。

2017 年 4 月、48 の県に配置されている GUD に新投資法に規定された以下 4 つのセンターが設立され、従来の ANDI の役割が移譲された（27 条）。今後 ANDI は投資促進に関する業務に注力していくことになる。

ア. インセンティブ管理センター（Centre de gestion des avantages）

投資法に規定されている関税を含む税制優遇措置に関する許認可、手続きの遂行、監督を一手に引き受ける。また規定を遵守しない優遇措置対象企業に対する注意喚起、投資案件の監督なども行う。ANDI 組織内ではあるが、本センターの管轄は税務局である。

²⁹ 新投資法関連政令 17-100 号で組織変更、同 17-101～05 号でそれぞれの役割を定義している。

イ. 登録手続支援センター (Centre d'accomplissement des formalités)

会社設立や投資案件の実行に関する申請や通知等様々な手続きの支援を行う。ANDI 職員に加えて、ワンストップショップの所在地域の地方政府、商業登記局、都市計画、環境、社会保障、雇用促進を監督する各省庁職員が支援することになっている³⁰。

ウ. プロジェクト支援センター (Centre de soutien à la création des entreprises)

投資案件に関する統計や、技術・経済情報の提供、必要なトレーニング、プロジェクトの企画立案支援などを提供。

エ. 地域発展センター (Centre de promotion territoriale)

地域振興のために、その地方政府と協力し、当地の経済、土地利用その他に関する情報を収集分析、投資環境の整備や投資促進を行う。また既存投資家に対するアフターサービスも担う。

2-2-6 日本との経済関係

(1) 貿易

日本との交易では、輸入品目は自動車や鉄製品等が大半を占める一方、輸出品目では液化ガスや石油製品等、炭化水素関連製品が過半を占めている。交易額でみると、2015年の輸入額は約3億ドル、輸出額は約11.2億ドルとなり、アルジェリアからみて大幅な貿易黒字となっている。

表 2-1 1 対日貿易・主要品目

	品目
日本からの輸入	自動車、鉄製品等
日本への輸出	液化ガス、石油製品等

(出所) 外務省の HP に基づき調査団作成

表 2-1 2 対日貿易額

	2015 年	前年比
日本からの輸入	300 億円	26.4%減
日本への輸出	1,122 億円	33.8%減

(出所) 外務省の HP に基づき調査団作成

(2) 日本からの進出状況

2017年10月時点で、日本からの進出企業数は13社、在留邦人数は計150名³¹に上る。進出企業

³⁰ 新投資法関連政令 17-100 号

³¹ 出所：外務省（2017年）「海外在留邦人数調査統計」

としては、卸売・小売業が6社、製造業およびプラント・建設業が7社となっている。

(3) 日系企業によるプロジェクト

2000年代半ば以降、アルジェリアでは日系企業による大型インフラ案件の受注が相次いだ。2006年4月に鹿島、大成、西松、ハザマおよび伊藤忠のコンソーシアム（Consortium Japonais pour l'Autoroute Algérienne, COJAAL）が受注した東西横断高速道路建設をはじめ、液化石油ガスプラントや肥料製造プラント、天然ガスプラントの建設を日系企業が受託している。2014年には伊藤忠商事が、新造LNG船を受注している。これまでに日系企業が受注した主なプロジェクトを次表に示す。

表2-13 日系企業による主な受注プロジェクト

受注年月	日系企業	プロジェクト名
2006年4月	COJAAL	東西横断高速道路建設（東工区）（約5,400億円）
2007年4月	IHI、伊藤忠商事	液化石油ガス（LPG）プラント建設（約1,300億円）
2008年4月	三菱重工業（韓国大宇とのコンソーシアム）	大規模肥料製造プラント建設（約24億ドル）
2009年6月	日揮	ガッシ・トゥイユ天然ガスプラント建設（約15億ドル）
2011年5月	日揮	イナメナス天然ガス処理プラント建設（約2億1,300万ドル）
2011年5月	日揮	ビルセバ地区原油処理プラント建設（約4億5,000万ドル）
2014年10月	伊藤忠商事（韓国現代重工とのコンソーシアム）	ハイブロック社（ソナトラックの海運子会社）向け新造LNG船2隻、オプション1隻（事業規模不明）
2016年4月	日揮	ハシ・メサウド原油・ガス処理設備の改修プロジェクト（事業規模不明）

（出所）在アルジェリア日本国大使館（2016年）「アルジェリア政治・経済月例報告」より調査団作成

アルジェリアの経済成長を安定的なものにするためには、更なるインフラ整備ニーズがあるものと考えられる。将来的な日本のインフラ投資の案件形成に資するために、我が国の貢献可能性が高いと考えられるセクター概要および既存のJICAの関連調査で挙げられた優先プロジェクトに係る最新情報を別紙（P89以降）に示す。

(4) 政府開発援助

日本からの2015年度までの累計で、148.5億円の円借款、13.85億円の無償資金協力、そして78.32億円の技術協力を行なっている。円借款ではアルジェリア政府の対外借入れ禁止政策を踏まえて、2005年を最後に実績は無い。ただし、2016年予算法でアルジェリアはケースバイケースで対外借入れを認めることとしており、2017年12月以来の非伝統的金融が緩和あるいは非適用となった場合、今後円借款が再開する可能性がある。無償資金協力では、2011年から2013年の援助実績について見ると、草の根・人間の安全保障や国連薬物犯罪事務所（United Nations Office on Drugs

and Crime, UNODC) 経由でテロ対策として援助が行われている³²。

また技術協力では、2011年に海運分野において支援が行われた。他にも、開始年は2010年以前であるが「サハラを起点とするソーラーブリーダー研究開発(2010-2015、再生可能エネルギー)」、「環境モニタリングキャパシティ・ディベロップメント(2005-2012、環境行政)」とがある。

表 2-14 近年の経済援助実績

(単位：億円)

年度	項目	無償資金協力	技術協力
2011	合計金額	0.10 億円	N/A
	個別事業 (金額)	・草の根・人間の安全保障無償 (1件)(0.10億円)	・高等海運学校大学院教育・研究能力 強化プロジェクト[12.02~15.01]
2012	合計金額	0.06 億円	N/A
	個別事業 (金額)	・草の根・人間の安全保障無償 (1件)(0.06億円)	-
2013	合計金額	0.58 億円	N/A
	個別事業 (金額)	・テロ対策法制度強化計画 (UN 連携) (1件) (0.58億円)	-
2014	合計金額	0.07 億円	N/A
	個別事業 (金額)	・草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.07億円)	-
2015	合計金額	0.08 億円	N/A
	個別事業 (金額)	・草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.08億円)	-
計 (2011年以 前含)	合計金額 ／人数	13.85 億円	78.32 億円 研修員受入 836 人 専門家派遣 427 人

(注) 2010年から2013年度の技術協力においては、日本の技術協力の実績である。技術協力においては、2011年度以降に開始され2015年4月の時点で継続中の技術協力プロジェクト案件のみを掲載している。

(出所) 外務省 政府開発援助 (ODA) 国別データブック 2014-2016 に基づき調査団作成

円借款に関して、更に遡って見てみると、1970年代後半から1980年代頭にかけて通信分野で供与が行われたものの、その後の供与実績としては、2005年に教育セクターの震災復興事業1件にとどまっている。

³² 出所：外務省 HP 「http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_000229.html」

表 2-15 円借款案件一覧

年度	分野	案件名
1975	通信	トレムセン～アンナバ間マイクロウェーブプロジェクト
1976	通信	オラン～コンスタンチン 12MHZ 同軸ケーブル建設事業
1976	通信	南北マイクロウェーブ建設事業
1976	通信	第2衛星通信地球局建設事業
1977	通信	アルジェ～ラグアット・コンスタンチン～テベサ間マイクロウェーブ建設事業
1979	通信	地方都市マイクロウェーブ建設事業
1982	通信	通信施設拡充事業
2005	社会的サービス	教育セクター震災復興事業

(出所) JICA HP に基づき調査団作成

アルジェリアへの経済援助を 2009 年から 2014 年迄の支出合計額で国別に見ると、フランスが約 845.85 百万ドルで 67%と過半を占めており、最も大きな援助国であることが分かる。フランスに続いて、主な国では、スペイン (7.85%)、ドイツ (5.11%) である。日本は 27.25 百万ドルと全体の 2.16%を占める。また、経済援助を実施する組織体としては、EU Institution が 401.73 百万ドルと最も多く、続いて地球環境ファシリティ (Global Environment Facility, GEF) が 15.9 百万ドルを拠出している。

表 2-16 主な国別経済援助支出額 (2009 年～2014 年合計)

国名	支出額 (百万ドル)	割合
フランス	845.85	67.00%
スペイン	99.16	7.85%
ドイツ	65.52	5.11%
日本	27.25	2.16%

(出所) 外務省 政府開発援助 (ODA) 国別データブック 2015-2016 に基づき調査団作成

第3章 アルジェリアの投資環境

3-1 アルジェリアの投資環境・制度

3-1-1 会社設立

外国法人がアルジェリアで会社を設立する場合、一般的な企業形態は、株式会社ないし有限会社である。この他、株式合資会社（Société en commandite par actions, SCA）（無限責任社員と有限責任株主との共同出資）、合名会社（Société en nom collectif, SNC）（2名以上の無限責任社員による出資）などがある。ただし、いずれもアルジェリア企業の51%以上の出資が必要となる。

アルジェリアの企業形態は、会社法（商法典5巻、1975年）、同法改正令93-08号（1993年4月25日）で規定されて以降、有限会社を除いて変更はない。有限会社は、2015年の商法典に関する改正法15-20号で、出資者数の上限引き上げや最低資本金規制の撤廃など、設立要件が緩和された。

これらの企業形態は、フランスやマグレブ諸国とほぼ同様の形態である。

表3-1 アルジェリアにおける主な企業形態

企業形態	主な要件
株式会社 (Société par action, SPA)	<ul style="list-style-type: none"> 最低7名以上の出資者 最低資本金100万DZD以上（公募の場合、500万DZD以上） 現金出資の場合は、会社設立時に資本金の少なくとも額面4分の1を、残りを5年以内に払い込む。現物出資は一括払い。 経営体制として、取締役会（3～12名）と会長、もしくは監査役会（7～12名）と執行役会（3～5名）のいずれかを選択 会計監査人設置
有限会社 (Société à responsabilité limitée, SARL)	<ul style="list-style-type: none"> 2名以上50名以内の出資者 最低資本金規制なし（現金、現物等自由に設定可） 現金出資の場合、会社設立時に資本金の少なくとも5分の1を、残りを5年以内に払い込む 1名以上の社長 売上高10,000万DZD以上の場合は、会計監査人を3年間設置（アルジェリア会計士連盟から選任） <p>※1名出資の単一出資有限会社（EURL）も条件付きで設立可能</p>

（出所）会社法（商法典5巻、1975年9月）、政令93-08号、法律15-20号に基づき調査団作成

アルジェリアへの外国法人の進出形態として、駐在員事務所の開設も認められている³³。しかし、2015年の商務省令（11月9日）で、駐在員事務所が一時的な進出形態であり、収益を伴う活動を禁止することを強調している。さらに駐在員事務所の登記・更新費用を10万DZDから150万DZDに増額、取引銀行口座の最低預金額を2万ドルから3万ドルに引き上げ、取引銀行のCEDAC口座には

³³ 商務省発省庁間命令（1986年7月30日）で規定され、収益を伴う活動は禁じられている。

5,000 ドル以上の残高を維持することを義務づけた。駐在員事務所は2年ごとに更新できるが、商務省が認可・更新の審査を厳格化している。駐在員事務所はあくまで外国法人が現地法人を設立する事前段階の形態であるという政府の認識とみられるが、駐在員事務所開設によりスタートアップの負担を軽減したい外国法人にとっては厳しい措置となっている。なお、2009年以降、外国企業の支店開設は禁止されている³⁴。

会社設立の手続きについては、政府はアルジェリアの会社設立情報サイト「SIDJILCOM」³⁵を立ち上げ、各企業形態について手続きの段階ごとに必要書類、申請先、費用や期間の情報を提供している。手続きは、類似商号がないことの証明、資本金の払込証明、定款・事務所の賃貸契約公正証書作成、官報公告、登記申請、税務署や社会保険局などへの届出となる。また、外国人は職業に応じて営利活動証（carte professionnelle）の取得が義務づけられている。

世界銀行の Doing Business データでは、アルジェリアの中小企業の場合、事業開始まで21日間、特に定款認証に7日間かかることが示されている。また、商業登記センター（Centre National du Registre du Commerce, CNRC）における登記手続き期間が法規上1日と定められているにもかかわらず、実際には2日以上かかるとしている。一方、CNRCによれば、2016年に登記手続きを大幅に簡素化しており、登記手続きは1日で完了するとのことであった³⁶。この他、企業は上記ウェブサイト上で類似商号がないかどうか確認することができるようになり、政府機関による法人登記手続きの迅速化が進められている。

外資も含め投資事業については、地方分散型ワンストップショップ（Guichet Unique Décentralisé, GUD）が、企業に対して会社設立・登記、建設等各種許認可、優遇措置に関する支援サービスを提供している。

3-1-2 用地取得

アルジェリアで事業用地を確保するには、私有地の購入やリースに加え、国有地をコンセッション契約により工業・商業に利用することができる³⁷。

アルジェリアで事業用地を確保するには、私有地の購入やリースに加え、国有地をコンセッション契約により工業・商業に利用することができる³⁸。

国家土地利用規制庁（ANIREF）によれば、国有地のコンセッション期間は33年間、最長99年まで2回更新できる（売却は不可）。国有地のコンセッション契約は、2015年の予算法・補正予算法で、県知事に権限が委譲され、手続きの簡素化が図られている。県への申請後、県の都市計画局等の関係局の検討を経て、県知事とコンセッション契約を締結し、県知事令によって契約発効となる。

また、アルジェリアでは、用地不足解消のため、新工業団地にかかる国家計画が策定され、全国に50の新工業団地を開発している。当初の予定では2012年までに42の工業団地を完成するはずだっ

³⁴ 2009～2013年予算法、2016年予算法、新投資法。

³⁵ Le portail Algerien de creation d'entreprise en ligne

https://www.jecreemonentreprise.dz/index.php?option=com_content&view=featured&Itemid=113&lang=fr

³⁶ 商務省ヒアリング（2017年10月9日）

³⁷ 投資計画実施のための国有地コンセッション法（2008年9月1日）、2015年予算法・補正予算法

³⁸ 投資計画実施のための国有地コンセッション法（2008年9月1日）、2015年予算法・補正予算法

たが、遅延している³⁹。このため、2016年予算法で民間企業による土地（農地除く）購入と工業団地の開発・利用を認め、2017年予算法ではコンセッションによる国有地での開発・利用も認められた。

国内の私有地は限られており、事業用地を購入したい投資家にとっては厳しい環境にある⁴⁰。世銀の *Doing Business* データによれば、土地登記手続きに要する日数や費用が MENA 地域平均の倍程度かかっており、手続きの面でも用地確保が容易でないことがわかる。

3-1-3 税制

アルジェリアの税法上、外国法人は以下に分類される。

- ①アルジェリア法で設立した外国法人（内国法人扱い）
- ②アルジェリアに恒久的施設（Permanent Establishment, PE）を有する非居住者外国法人
 - ・支店
 - ・建設ないし EPC コントラクター事務所（アルジェリア企業や政府からの請負）
 - ・駐在員事務所
- ③アルジェリアに PE を有しないが、サービス・コントラクターなど一時的にアルジェリアで専門的な活動を行う非居住者外国法人

このうち、①と②は、アルジェリアおよび外国における全所得が課税対象（全世界所得課税）であり、「一般税制」（法人税（IBS）および事業税（TAP）など通常の課税）が適用される。

②のうち、支店は 2009 年以降開設が認められていないが、既存の支店については「一般税制」が適用される。建設や EPC コントラクターは、租税条約がある場合に条約で規定された期間（多くは 3 か月から 9 か月間⁴¹）は PE とみなされずに③となるが、規定期間を超えて存続すると PE とみなされて「一般税制」が適用される。この他、支店や PE からの非居住者外国法人に送金される利益には 15% が課税される。駐在員事務所については、所得が生じる活動が禁止されていることから、被雇用者への給与支払いに対する課税（および社会保険料）が発生するのみである。

③については、アルジェリアで生じた所得のみが課税対象であり、「源泉徴収税制」の対象となる。これは、IBS や TAP の代わりに、契約に基づき提供したサービスやマネジメントに対する請求総額が源泉徴収の対象となる。なお、2017 年予算法により付加価値税（TVA）が課税されることとなった。③は「一般税制」を選択することもできる。

ただし、いずれも租税条約がある場合には租税条約の規定に準拠する。

³⁹ Oxford Business Group “The Report Algeria 2016”

⁴⁰ 米国国務省 “Investment Climate Statements for 2017”

⁴¹ KPMG “Guide Investir en Algerie-2017”

表 3-2 2017 年のアルジェリアの主な税制

	税率	概要
法人税 (IBS)	19% : 生産活動 (製造) 23% : 建設、公共事業・水インフラ、観光 (旅行代理店除く) 26% : その他	2015 年予算法で業種ごとに異なっていた税率を一律 23% に決定した直後に、2015 年補正予算法で左記のとおりに変更。以前は建設・公共事業・観光も 19% であったが、生産活動のみ最優遇措置。
事業税 (TAP)	1% : 生産活動 (製造) 2% : その他 3% : 炭化水素部門のパイプライン輸送	売上に対する課税 (直接税)。2015 年補正予算法で左記のとおり変更。生産活動は 2% から引き下げの最優遇措置 (課税控除なし)。建設・公共事業は 2% 据え置きだが、25% の課税控除あり。
源泉徴収税	10% : 利子 (該当なし) 15% : 配当金 (対非居住者) 15% : 支店・PE の利益送金 20% : マネジメント契約 24% : サービス契約 24% : ロイヤルティ (4.8% : ソフトウェア・ライセンス) 20% : 非居住者の株売却益	<ul style="list-style-type: none"> ・利子は、株主からの無利子ローン以外の対外債務が認められていないため該当なし。 ・配当金は内国法人が 0%、個人は 10%。 ・支店・PE の利益送金は非居住者外国法人向け。 ・マネジメント契約・サービス契約は、「源泉徴収税制」を選択した③に対する税率。 ・ソフトウェア・ライセンス利用のロイヤルティは 80% 軽減されている。
個人所得税	0% : 0~120,000DZD 20% : 120,001~360,000DZD 30% : 360,001~1,440,000DZD 35% : 1,440,000DZD 超	4 段階の累進課税。外国人被雇用者にも適用。この他、雇用者は以下を負担。 <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練税 : 税引前給与の 2%。 ・社会保険料 : 税引前給与の 26% (被雇用者負担は 9%)
付加価値税 (TVA)	19% : 標準税率 9% : 軽減税率	2017 年予算法で 2% ずつ引き上げ。2016 年 12 月 31 日以前に開始した公共調達契約については完了まで据え置き。ディーゼル、一部ガス、電力消費量が軽減税率対象から標準税率対象に変更となった。

(出所) アルジェリア税務総局「Le système fiscal algérien pour 2017」、2009 年、2015~2017 年の予算法および 2009 年、2015 年補正予算法等に基づき調査団作成

表3-2に加え、固定資産税、不動産譲渡税、会社設立や増資時の登記税、収入印紙税、タバコやバナナなど一部の輸入品に対する国内消費税、石油製品（ガソリン他）税などがある。申告方法は「一般税制」の場合、前年度の所得に基づき30%ずつ3回に分け予定納税を行う。ただし、EPCコントラクターなど外国法人のPEで租税条約がない場合は、毎月支払いを受けた額の0.5%を翌月20日までに支払う⁴²。

この他、外国法人による非居住者に対する資金送金は、業務に必要な（再販目的でない）物品・備品の輸入代金の支払いを除き、管轄の税務署に事前申告の上、課税対象となる資金については課税内容を特定する証明書の発行を受ける義務がある⁴³。税務署は申告後7日以内に証明書を発行することも義務づけられている。本措置は2009年予算法で導入されたものである。

2009年以降、税制面では、特に外資の本国への利益送金に対し、投資を伴わない業種では課税や再販業の非居住者への配当禁止などの規制が設けられている。一方、投資を行っている外資には税務署への事前申告・証明書受領という手続きの厳格化が図られた。投資に対する優遇措置においても免税分の再投資が義務づけられ、外資の国内経済への利益還元を求める側面が強くなった。近年は、2014年以降の油価低迷で悪化した財政収支を改善するため、2015年にIBS、TAPを増税、2017年にTVAなどの税率を引き上げた。一方で、新産業戦略の下、国内で生産を行う企業にはIBSを据え置き、TAPを軽減している。またCKDなどの組立生産メーカーには輸入や現地調達した部品・原材料の関税・TVAを5年間免除するなどの優遇措置を設けるとされているが、投資の実現、雇用数、現地調達率が条件となる予定である。自動車組立生産については、現地調達率等を定めた仕様書（Cahier de charge）が産業・鉱山省で最終化の段階にある⁴⁴。

2017年の主な増税および新規課税は以下のとおりである。

- ・TVA（2%引き上げ）
- ・アルコール税（10%引き上げ）
- ・タバコやSUV自動車の国内消費税（従量税で品目ごとに設定、10～30%の範囲で課税）
- ・石油製品税（ガソリンや軽油価格などが8～13%上昇）
- ・プリペイド・テレホンカード税（2%引き上げ）
- ・国内で製作されない広告制作税（新規）（10%）
- ・不動産売却益への課税（新規）（5%、各種例外あり）
- ・エネルギー税（新規）（大型車両タイヤ750DZD、小型車両タイヤ450DZDなど、エネルギー消費量の高い品目に課税）

税務手続きでは、外国企業は税務総局内大企業局に登録することで、税務上の課題（納税、情報提供、外国送金、係争等）についてワンストップ窓口となる同局からサポートが受けられる⁴⁵。また、登録企業のうち、売上高やEPC等の契約額が10億DZD以上の企業については、「Rescrit Fiscal」という事前照会制度が適用される。これは企業の書面による納税に関する質問や要望に対して同局が

⁴² アルジェリア税務総局 “Fiscalite des entreprises etrangeres”

<http://www.mfdgi.gov.dz/index.php/2014-05-20-13-16-11/2014-05-20-14-00-23/471-edsq>

⁴³ 同上。2009年予算法10条、直接税・関連税法182条ter。

⁴⁴ ANDI ヒアリング（2017年10月9日）

⁴⁵ 税務総局内大企業局ヒアリング（2017年10月2日）

回答を行う制度であり、特に企業は事業開始前に個別に納税方法や内容の詳細について照会が可能となっている。

税務総局によると、アルジェリアは 34 カ国との租税条約に批准、うちフランス、ドイツ、英国、UAE、サウジアラビア、エジプト、アラブ・マグレブ連合、中国、韓国など 26 カ国について発効している。日本とは未締結であるが、投資協定と併せて租税条約が署名間近との公式発表があるなど、二国間の交渉が進んでいる⁴⁶。アルジェリアの租税条約は OECD モデル条約や国連のモデル条約の一連の基準を採用している⁴⁷。

3-1-4 貿易管理

(1) 輸出入規制

アルジェリアの貿易管理では、2015 年の法改正により輸出および輸入ライセンスが制度化されている。特に輸入ライセンスについては、政府が産業戦略の重点対象と位置づける産業のうち、自動車、セメントや鉄鋼などに輸入割当が導入されている。同じく重点産業の製菓業では 300 種以上の医薬品の輸入が禁止され⁴⁸、国内産業保護が強化されている。

2000 年代半ば以降輸入が急増し、政府は 2009 年から徐々に輸入規制を強化してきた。近年の炭化水素市況の低迷の影響で輸出額が大幅に減少し、2015 年上半期に貿易収支が赤字となったことから、2015 年に法律 15-15 号 (7 月 15 日)、輸出・輸入ライセンスの適用条件を定めた政令 15-306 号 (12 月 6 日) により、輸出・輸入ライセンスの事前取得を義務づけた。

輸入ライセンスには、数量制限のない自動ライセンスと数量制限のある非自動ライセンスの 2 種が設定されている。自動ライセンスについては、必要書類を揃えて申請することで管轄省庁が発行する。一方、非自動ライセンスは、省庁間委員会が必要や貿易統計などを踏まえて品目や数量割当を商務相に提案し、商務相が承認、首相の同意を得て、商務省が公表する⁴⁹。

非自動ライセンスは、2016 年 1 月にまず EU から輸入される農産物・農産加工品に適用され、1 月 13 日には自動車、セメント、鉄鋼に適用された。2017 年 5 月までに輸入割当が適用された品目は表 3-3 のとおりである。なお、非自動ライセンスは申請後から割当の確定まで数ヵ月を要している⁵⁰。

⁴⁶ La voix da Algerie (2017 年 12 月 24 日) 「<https://lavoixdalgerie.com/algerie-japon-signature-de-deux-conventions-faciliter-investissements/>」

⁴⁷ 財務省税関総局からのヒアリングによる

⁴⁸ EU (2016 年 5 月) “Overview of Potentially Trade Restrictive Measures”

⁴⁹ 政令 17-202 号 (2017 年 6 月 22 日) により、承認手続きに「首相の同意」が追加された。

⁵⁰ ジェトロ通商弘報 (2016 年 3 月 30 日) 「手形支払場所指定の事前申請制度を導入 (アルジェリア)」

表 3-3 アルジェリアにおける輸入割当制度の導入推移（2017年5月30日まで）

年度	時期	対象品目
2016	1月13日	自動車（乗用車、商用車）セメント、鉄・非合金鋼のその他の棒鋼
	6月14日	鉄・非合金鋼の棒鋼
2017	3月31日	自動車（乗用車、商用車）、トラクター、特殊用途自動車、鉄鋼、木材、舗装用セラミックスなど工業品、牛肉、チーズ、レモン、リンゴ、バナナ、大麦、にんにく、とうもろこし等農産物・同加工品 12品目
	5月30日	家電製品、携帯電話、化粧品

（出所）アルジェリア商務省サイト⁵¹「Avis d'ouverture de licence d'importation」に基づき調査団作成

アルジェリアの輸入は、2016年貿易統計報告（Statistiques du commerce extérieur 2016）によると、資本財と中間財が6割を占め、中でも主要品目は自動車と、建材となるセメントや鉄鋼である。また食品も輸入の約2割を占めている。政府はこれらを輸入代替戦略の重点対象⁵²とし、輸入枠を設定して輸入を削減するとともに、国産化に注力している。

自動車の場合、2016年の輸入枠は15万2,000台に設定されたが、その後8万3,000台に削減、最終的には10万台弱で調整された。2017年の輸入枠は公表されておらず、現地では3万台から5万台と報じられている。2009年以降の自動車および同部品の輸入規制⁵³は以下のとおりである。

- ・自動車部品のアラビア語の原産地証明、自動車メーカーからの製品認定書
- ・アルジェ港以外の3港で自動車陸揚げ
- ・安全装置基準厳格化
- ・輸入代理店の投資義務等
- ・輸入割当導入

2015年に産業・鉱山省令（3月22日および5月12日）により輸入車に対する安全装備の基準や、自動車産業への投資義務などの新車輸入代理店の営業条件を厳格化した。一方、前述のとおり、国内の組立生産メーカーには、税制優遇や消費者ローンの解禁、中古車（車齢2年以内）輸入の事前承認による特例許可など優遇措置が設けられている⁵⁴。

貿易決済では、全ての貿易取引決済について公認銀行での手形支払場所指定（Domiciliation）の手続きが義務づけられている⁵⁵。2016年3月に、中銀指令17-2016号（2016年3月13日）により、本手続きを事前に公認銀行のウェブサイト上で電子申請する制度が導入された。事前電子申請にあたっては、社名、商業登記番号、納税番号が必要となる。アルジェリア銀行（以下、中銀）は、税関と金融機関との間の情報共有が図られ、国外への違法送金の抑止になると説明している⁵⁶。

加えて輸入取引の場合、手形支払場所指定手続税として、物品の輸入は1件ごとに1万DZD、サービス輸入は取引額の3%が課される⁵⁷。また、輸入決済ではT/T送金が認められず、L/Cない

⁵¹ <https://www.commerce.gov.dz/avis/collection/avis-douverture-de-licence-dimportation>

⁵² アルジェリア「新経済成長モデル（Nouveau modèle de croissance économique）」

⁵³ ジェトロ（2016年3月）「アルジェリア 経済・貿易・投資」

⁵⁴ 2017年予算法、2015年予算法、2014年予算法

⁵⁵ 中銀規則07-01号（2007年2月3日）

⁵⁶ ジェトロ通商弘報（2016年3月30日）「手形支払場所指定の事前申請制度を導入（アルジェリア）」

⁵⁷ 2012年予算法

し D/P による支払いとなる。2009 年補正予算法 69 条で輸入決済を L/C のみに限定されたが、2014 年予算法で D/P も認められ、69 条は 2017 年予算法で廃止された。一方、金融機関の輸入保証金の上限は、これまで当該金融機関の自己資本の 2 倍と規定されていたが、2015 年に自己資本と同額に半減された。国内の L/C 発行枠は大幅に縮小し、L/C 開設に数週間から数ヵ月かかるという情報もある⁵⁸。

輸出決済に関する規制では、輸出収益に関して、炭化水素部門の企業は出荷・サービス完了後 180 日以内に 100%ディナールで受け取ることが義務づけられている。その他は 360 日以内に 50%をディナールで、30%を外貨口座に入金する義務がある。残りの 20%のみ配当に充てることが許可されている⁵⁹。

(2) 通関・関税

アルジェリアの貿易は、パイプライン輸送を除きほぼ海上輸送で行われており、通関手続きは港湾が主体となる。

世銀の Doing Business データによれば、アルジェリアの輸入における通関所要時間および書類手続きの所要時間は、それぞれ 327 時間、249 時間であり、190 カ国中 178 位とかなり低いランクである。世銀の物流パフォーマンス指標 (Logistics Performance Index, LPI) では、貨物検査がある場合とない場合の通関所要時間はそれぞれ 6 日間、3 日間としている。近年の港湾整備により港湾処理能力が向上し、一部の港湾では滞留時間が短縮したという輸送業者の声もある⁶⁰。しかし、LPI ではアルジェリアの貨物検査率が 75%と近隣国の中でも高いことが示されており、貨物検査の効率性が引き続き課題となっている。EU は、貿易制限措置に関する 2016 年度報告書⁶¹で、2015 年に入り、規制対象ではない農産品や飼料、化粧品などの通関に数ヵ月を要し、また遅延の説明もなされないと指摘している。

アルジェリア税関総局は、2016 年 1 月に税関戦略計画 (Plan stratégique des douanes) (2016~2019 年) を策定、重点 10 項目 (10 axes) を設定し、2019 年を目標に国際環境の変化に対応すべく、通関システムの近代化を目指している。重点 10 項目として、税関手続きの国際標準化 (HS コード 8 桁から 10 桁への変更)、関税の自動手続きシステム (SIGAD) 導入、通関システムの IT 化 (入札中)、グリーン・コリドー (Circuit vert) 制度 (輸出入の事前認定事業者制度) の導入、税関職員的能力向上、人材管理・育成、組織再編などを掲げている⁶²。

税関総局は 2016 年 5 月に関税分類番号 (いわゆる HS コード) を 8 桁から 10 桁に変更した⁶³。またグリーン・コリドー制度の導入により、税関での貨物検査については認定事業者の貨物の現物検査をランダムに行うこととし、貨物検査が 2 時間程度で完了、大幅な時間短縮が図られた。ただし、認定事業者以外の貨物の検査期間は最大 8 日間要している。

税関総局は、2017 年 2 月に税関法 (1979 年制定、1988 年改正) を改正した。また 2019 年の施

⁵⁸ ジェトロ通商弘報 (2016 年 3 月 30 日) 「手形支払場所指定の事前申請制度を導入 (アルジェリア)」

⁵⁹ 商務省ヒアリング (2017 年 10 月 9 日) および中銀規則 11-06 号 (2011 年 10 月 19 日)、16-04 号 (2016 年 11 月 17 日)

⁶⁰ Oxford Business Group “The Report Algeria 2016”

⁶¹ EU (2016 年 5 月) “Overview of Potentially Trade Restrictive Measures”

⁶² 財務省税関総局ヒアリング (2017 年 10 月 2 日)

⁶³ 税関総局通達 (2016 年 5 月 17 日)

行を目指し新税関法の施行令案も作成、省内で同案の検討が進められている⁶⁴。新税関法 17-04 号には、通関手続きの電子化やワンストップ・サービス化を図ることも示されており、2017 年中にはまずは空港や港湾での旅行者の税関申告手続きのオンライン化が開始される予定となっている。チュニジアとの国境ではすでに開始され、5 分で手続きが完了したとも報じられている⁶⁵。

アルジェリアの関税率は、0%（生活必需品）、5%（原料）、15%（半製品）、30%（最終消費財）の 4 段階で設定されている。加えて、輸入付加価値税、輸入品の一部に国内消費税が課税される。

アルジェリアは 2005 年 9 月に EU との連合協定（自由貿易協定）が発効、2014 年 2 月にチュニジアとの特惠貿易協定が発効しており、EU とチュニジアからの輸入品には免税ないし関税の段階的撤廃が図られている⁶⁶。アルジェリアは、2009 年 1 月に大アラブ自由貿易地域（GAFTA）に加盟したが、2010 年 1 月の時点でアルジェリアの国内産業保護のため 1,511 品目以上が輸入禁止、また 1,644 品目の自由化対象からの除外交渉が行われるなど、FTA 効果は限定的とみられている⁶⁷。なお、アルジェリアは WTO への加盟交渉中であり、WTO 協定税率や WTO 政府調達協定の縛りはない。2016 年予算法では原則として政府および国有企業に国内製品の購入が義務づけられている。

3-1-5 為替管理

アルジェリアの為替管理は、中央銀行であるアルジェリア銀行が管轄している。2007 年の中銀規則 07-01 号（2 月 3 日）により、通常の国際取引に関して外貨での支払いや送金の自由が明示されている。ただし、公認銀行の外貨口座を通じて行うことが義務づけられている。外国との經常取引（外国貿易取引、輸送、保険・再保険や金融、生産に関連した技術支援や業務など）については、中銀指令 02-2007 号（2007 年 5 月 31 日）や 05-2007 号（6 月 11 日）で規定されている。

外資による本国への送金についても、外貨口座を通じて、利益、配当金、ロイヤルティ、外国人駐在員の報酬・給与・手当、資本譲渡益の送金が可能である。アルジェリアの為替管理は、基本的に經常収支の範囲では自由化が進んでいる。

一方で、2009 年以降の經常収支悪化懸念や外資規制強化により、政府は貿易決済や外資の海外送金に一部規制を設けるとともに、外貨の用途を明確化する管理体制を導入している。例えば、前項のとおり、外資による非居住者への送金については、企業は事前に税務署に申告、課税に関する証明書を受領するとともに、配当金やロイヤルティなど送金目的ごとに異なる必要書類を準備し、銀行の承認⁶⁸を受け送金する手続きとなっている。この他、当初投資額を超える海外送金の禁止（条件付きで許可）、貿易決済では輸出代金のディナールでの一部入金義務、輸入の L/C および D/P のみによる決済義務などが設けられ、手続き面が煩雑化している。また經常収支の動向を受けて予算法により規制が設けられるため、一般の投資家に分かりにくい体系となっている。

金融収支では、居住者の資本金の海外送金には通貨・信用取引委員会（Conseil de la Monnaie et du Crédit, CMC）の事前承認を義務づけるなど、対内直接投資および非居住者の証券投資以外については制限が設けられている。

⁶⁴ 財務省税関総局ヒアリング（2017 年 10 月 2 日）

⁶⁵ Algeria Press Service 記事（2017 年 6 月 27 日）

⁶⁶ 欧州委員会サイト <http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/countries/algeria/>

⁶⁷ ジェトロ（2016 年 3 月）「アルジェリア 経済・貿易・投資」

⁶⁸ 中銀規則 05-03 号（2005 年 6 月 6 日）、中銀規則 09-01 号（2009 年 2 月 17 日）

この他、主な規制としては、資本金を除き、アルジェリアにおける投資のための資金は国内で調達することが義務づけられている。次表が為替管理上の現行規制である。

表 3-4 アルジェリアの主な為替管理規制

規制の種類	規制の内容
原則禁止 (条件付で許可)	<ul style="list-style-type: none"> 再販業の非居住者への配当送金（生産関連の投資実績により許可） 資本金を除き、海外からの資金の調達（国内での調達のみ） アルジェリア企業の外貨での収益受領（外貨口座があれば可）
原則許可 (承認手続き要)	<ul style="list-style-type: none"> 外資による非居住者外国法人への送金（税務署への事前申告・証明書発行、公認銀行の事前承認手続き要。業務用の物品輸入への支払いのみ不要） 外資の当初投資額を超える海外送金（事業費の外資負担割合に応じ許可） 居住者の資本金の海外送金（CMC の事前承認要）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 全ての貿易取引に手形支払場所指定（Domiciliation）手続き要 輸出収益に関して、炭化水素製品は 180 日以内に 100%、その他製品は 360 日以内に 50%をディナールでの口座入金義務 輸入決済手段として L/C もしくは D/P のみ許可

(出所) 2009 年予算法・補正予算法、2014 年～2017 年予算法、新投資法

アルジェリアでの外貨保有については、居住者（国内法で設立された企業含む）、非居住者問わず、国内の公認金融機関で異なる外貨ごとに口座を開設、複数の外貨口座を保有できる⁶⁹。なお、非居住者の外貨口座利用では、以下の特殊な口座を利用することができる。駐在員事務所は、CEDAC を利用することが求められている⁷⁰。

- CEDAC (Compte en dinars algériens convertible) : 外貨に交換可能なディナール建て口座。海外から外貨を入金し、国内におけるディナールでの支払いや海外への外貨送金が可能。
- INR (Compte intérieur non résidents) : 非居住者がアルジェリア企業と締結した契約を基に開設できる口座。非居住者が政府案件を受注した場合に利用。海外や他の外貨口座への送金原則不可。契約上の最終支払後 6 カ月以内に閉鎖必要。

INR は、国内での支払いが目的のため、海外や他の外貨口座への送金が認められていない。ただし、CEDAC から INR に入金した場合、入金額と同額まで CEDAC に戻し入れることができる。それを超える額の CEDAC への入金には中銀の承認が必要であり、本邦企業も利便性を課題と指摘している。

3-1-6 外国人就業規制・現地人材雇用

(1) 外国人就業規則

アルジェリアにおける外国人の出入国管理や在留資格については、出入国管理法 08-11 号（2008

⁶⁹ 中銀規則 09-01 号（2009 年 2 月 17 日）

⁷⁰ 商務省令（2015 年 12 月 16 日）

年 6 月 25 日) で規定されている。また、外国人の就業については、外国人雇用法 81-10 号 (1981 年 7 月 11 日) および実施細則を定めた政令 82-510 号 (1982 年 12 月 25 日)、大統領令 03-251 号 (2003 年 7 月 19 日) で定められている。

外国人がアルジェリアで仕事に就く場合、労働許可証および滞在許可証(いずれも有効期限 2 年、更新可能) の取得が義務づけられている。

労働許可証取得にあたっては、雇用契約書が必須となる。国家雇用局 (ANEM) によれば、手続きとしては、まず雇用者が雇用したい外国人 (複数可) の暫定労働許可証 (Autorisation provisoire de travail, APT) を雇用契約など必要書類とともに管轄の県労働局に申請する。次に、APT が発行された外国人について就労ビザ (Visa de travail) をパスポート番号や雇用契約後に帰国させる合意書などとともに外務省に申請する。就労ビザ発行後に県労働局に正式な労働許可証を申請することになる。APT は申請後 2 週間程度で発行されるが、労働許可証の発行には通常 2 ヶ月程度要する。また、上記法令により同水準の技能を持つアルジェリア人がいないことが認められない場合 (フランスやチュニジアなど二国間協定がある場合や政治的迫害を受けている難民除く)、労働許可証が発行されない。大学卒業資格や業務に関連する学位がない場合に発行されないという事例もある⁷¹。

この他、商工業、手工業、専門活動に従事している、もしくは企業の取締役、監査役などの外国人は営利活動証 (Carte professionnelle) を取得する必要がある。

在留許可証取得には、内務・地方行政省によれば、外国人就労者は就労ビザおよび労働許可証 (正規あるいは暫定) の提示を求められる。申請手続きは管轄地区の警察署で行い、申請時に 3 カ月有効の預かり証が発行され、在留許可証として使用できる。

外国人就労者の給与の海外送金は認められている。労働許可証および正規の雇用契約 (公務員・行政改革総局や労働省の認証入り) があれば送金できる⁷²。ただし、給与のうちのディナールでの受け取り額、海外送金額をあらかじめ雇用契約で設定しておく必要がある。この送金は非居住者への海外送金のため、税務署への事前申告が必要となる。外国人就労者の社会保険については、二国間協定のない場合、アルジェリアの社会保障制度が適用される。

(2) 現地人材雇用

現地人材の雇用は、アルジェリアの労使関係法 90-11 号 (1990 年 4 月 21 日)、同法改正令 96-21 号 (1996 年 7 月 9 日)、雇用管理法 04-19 号 (2004 年 12 月 25 日) および関連政令で基本的に規定されている。この他、労働基準監督や社会保障など労働に関して多岐にわたる法令が制定されている⁷³。

現地人材の雇用にあたって、アルジェリアには外国企業に対する現地人材の雇用義務 (従業員に占める現地人材の割合の設定等) はない。ただし、職業仲介・労務管理法 04-19 号により、雇用者は全ての求人情報を管轄地区の ANEM (ないし地方自治体) に通知する義務があり、違反した場合は罰金を科せられる。就職希望者も同様に居住地の ANEM に登録する義務がある。アルジェリア

⁷¹ Executive Relocations Africa サイト “Algeria: Understanding the immigration process”
<https://www.executiverelocationsafrica.com/algeria-understanding-the-immigration-process/>

⁷² KPMG “Guide Investir en Algerie-2017”

⁷³ ILO 労働基準データベース http://www.ilo.org/dyn/natlex/natlex4.countrySubjects?p_lang=en&p_country=DZA

の民間部門の職業仲介は ANEM が所掌しており⁷⁴、ANEM や地方自治体が 21 日以内に雇用者に人材を紹介できなかった場合に限り、雇用者は直接雇用できる。なお、アルジェリアは、民間職業仲介所 (OPAP) の条件を規定した政令 07-123 号 (2007 年 4 月 24 日) により、ANEM と提携した OPAP25 社が職業仲介を行っている⁷⁵。行政機関など公的部門の求人は公募で行う。

労働・雇用・社会保障省は若年層の失業対策として、若年層対象の雇用促進プログラムを複数導入しており、同プログラムを利用して若者を雇用した企業に対して、最低 1 年間の給与 (学歴に応じて月額 4,000 ～15,000DZD) の支給や社会保険料の負担軽減といった優遇措置を設けている。

アルジェリアにおける一般的な労務規定は次表のとおりである。

表 3-5 アルジェリアにおける一般的な労務管理規定

規定	内容
雇用契約	無期雇用契約 (書面または口頭。期限設定のない場合は無期雇用契約) 有期雇用契約 (一定期間で業務が完了する事業やサービスへの従事、 休職者の職務代行など、期間が限定される雇用) ※いずれもフルタイム、パートタイム可。試用期間は 1～12 カ月まで 設定可能。試用期間中は補償金支払い義務なく契約解除できる。
法定労働時間 (週)	40 時間 (勤務日数: 5 日間) (通常、金曜と土曜が休日)
法定最低賃金 (SNMG)	18,000DZD (月額: 週 40 時間勤務)
超過勤務手当	時給の 50%以上: 法定労働時間の 20%、12 時間/日を超える勤務は不可 (延長には正当な理由かつ従業員代表と労働監督官の合意必要)
社会保障	35% (社会保険、労災、雇用保険、退職手当、早期退職手当、公共住宅) ・雇用者負担分: 26% ・被雇用者負担分: 9%
その他	・年次有給休暇、冠婚葬祭等や巡礼の特別休暇などの休暇制度 ・退職規定 ・従業員 20 人以上の企業は内規作成義務 ・書面による労使協定締結、従業員の団体交渉権利など
研修制度	20 人以上の従業員の企業は研修・能力開発に関する措置設定義務

(出所) 労使関係法 90-11 号、KPMG “Guide Investir en Algerie - 2017”に基づき調査団作成

雇用契約の解除は、契約満了、被雇用者の辞職、深刻な過失など特定の事由、雇用者の事業終了などの解除要件が満たされない場合、解除は不当とみなされる。余剰人員の解雇については、経済上の正当な理由があり、かつ勤務時間の短縮やパートタイムへの切替えなど他の方策もない場合に解雇できる⁷⁶。被雇用者は団体交渉により、補償金または退職金、失業保険手当を受けられる。

ANEM の統計情報によると、2016 年に登録した求職者数は 65 万 4,000 人 (前年比 19%減) であった。前年からの求職者数を合わせると 103 万 7,000 人 (同 3%増) に上り、このうち 3 割は高学

⁷⁴ ANEM の役割に関する政令 06-77 号 (2006 年 2 月 18 日付)

⁷⁵ ANEM ホームページ (<http://www.anem.dz/fr/>)

⁷⁶ KPMG “Guide Investir en Algerie - 2017”

歴者（うち6割が女性）であった。求人件数は46万6,000件（同5.7%増）であり、対する就職率は79%で2010年の77%から若干上向している。しかし、求人件数を大幅に上回る求職者数にもかかわらず、約2割のポストが埋まらず、依然として労働市場の需給のミスマッチが改善しない状況にあるとみられる。欧州研修財団の2014年報告書⁷⁷によると、アルジェリアから海外へ渡航する移民の2010年頃の傾向として、従来多数派を占めていたフランスに渡る男性労働者よりも、北アフリカなど近隣国に渡る高学歴者や女性労働者の方が多いと指摘している。学歴別の2016年の就職率は公表されていないが、高学歴者のみで34万人の求職者がいたことから、海外流出は続く傾向と考えられる。他方、建設部門の技能労働者や炭化水素部門のエンジニアの湾岸諸国への流出による国内の技能者不足も指摘されている⁷⁸。

3-1-7 産業財産権

アルジェリアの産業財産権は、主に以下の法令で保護されている。

- ・特許法 03-19号（2003年11月4日）
- ・商標法 03-18号（2003年11月4日）
- ・意匠法（Ordonnance）66-86号（1966年4月28日）
- ・回路配置利用法 03-20号（2003年11月4日）
- ・不正競争防止法 08-12号（2008年6月15日）、改正令 10-05号（10年8月15日）
- ・種苗法 05-03号（2005年2月6日）
- ・地理的表示保護法 76-65号（1976年7月16日）

主管庁は、国立工業所有権機関（Institut National de la Propriété Industrielle, INAPI）⁷⁹である。著作権は、著作権法 03-17号（2003年11月4日）で保護されている。主管庁は、国立著作権および著作隣接権庁（Office National des Droits d'Auteurs et des Droits Voisins, ONDA）⁸⁰である。

世界知的所有権機関（WIPO）によれば、アルジェリアは1975年にWIPOに加盟、WIPOが管轄する条約では、産業財産権に関するパリ条約（1966年）や地理的表示保護に関するリスボン協定（1972年）を始め、特許協力条約（PCT）（2000年）や、商標の国際登録制度ではマドリッド協定議定書（2015年）の締約国となっている。このため、特許および商標登録については他の締約国からの国際出願が可能である。意匠については、アルジェリアは意匠の国際登録に関するハーグ協定に加盟していないため、アルジェリア国内での出願となる。著作権ではベルヌ条約（1998年）やWIPO著作権条約（2014年）に加盟している。一方、アルジェリアはWTOに加盟しておらず、TRIPSも批准していない。

アルジェリアの2015年の特許出願件数は805件で、約9割が非居住者による出願であった。商標登録出願件数は7,966件、うち居住者による出願が3,968件で、2014年に次いで非居住者を上回った。INAPIは2017年に商標登録の電子出願システムを導入する予定との報道がある⁸¹。

⁷⁷ European Training Foundation 2014 “Employment Policies and Active Labour Market Programmes in Algeria”

⁷⁸ 米国商務省 2016年10月8日 “Algeria Country Commercial Guide”

⁷⁹ 国立工業所有権庁に関する政令 98-68号（1998年2月21日付）

⁸⁰ 国立著作権および著作隣接権庁に関する政令 05-356号（2005年9月21日付）、改正令 11-356号（2011年10月17日）

⁸¹ HuffPost Algeria/APS（2016年12月21日）“Protection des marques: les demandes se feront par Internet dès le début 2017” INAPIのホームページが不通のため現状未確認。

アルジェリアは産業財産権の法制度は整っているものの、アルジェリアに限らず、中東やアフリカ地域では模倣品が横行している。模倣品横行に対する取り締まりにより貨物検査の所要時間が長引くことになり、政府は対応に苦慮している。

なお、米国通商代表部は2017年に2017年版スペシャル301条報告書⁸²を公表、医薬品・医療機器の大幅な輸入規制を続けるアルジェリアを引き続き「優先監視国」とし、米国企業に対する市場参入障壁の撤廃を求めている。

3-1-8 物流

アルジェリアの物流事情は、近年大きく改善している。物流パフォーマンス指標（LPI）ランキングでは、アルジェリアは、2007年の140位（150カ国中）から2016年には75位（160カ国中）へと大きくランクを上げている。インフラや物流競争力の指標が大幅に改善し、特に物流競争力⁸³ではモロッコよりも上位に位置づけられている。近年の港湾インフラの増強、民間への港湾運営委託、ドライポートの増加などにより、慢性的な混雑が徐々に解消されつつあると考えられる。

国際物流では、アルジェリアの対外貿易の95%が海上輸送で行われている。公共事業・運輸省資料⁸⁴によると、アルジェリアの商業港10港は、以下のとおり利用する港湾が地域ごとに異なっている。既存のJICAの関連調査によると、取扱高が高い港湾は、アルジェ港、ベジャイア港、オラン港、アンナバ港である。

- ・西部地域：ガザウエ、オラン、アルズー（貨物・石油兼用）、モスタガネム
- ・中部地域：テネス、アルジェ
- ・中東部地域：ベジャイア（貨物・石油兼用）、ジェンジェン
- ・東部地域：スキクダ（貨物・石油兼用）、アンナバ

公共事業・運輸省資料では、2016年1月から9月までの総輸送量は9,600万トン（過半が石油輸出）で、同コンテナ輸送量は138万TEUであった。コンテナ輸送量は年率11%で増加しているが、アルジェリアの平均コンテナ利用率は32%で、世界平均の70%を大幅に下回っている。また、輸送量の過半が欧州諸国との貿易である。政府は、コンテナ取扱量が2025年には320万TEUに達すると予測しており、シェルシェルでの大規模な深海港の新規建設、ベジャイア港やオラン港でのターミナル建設やアルジェ港での改修を進めている。このうち、ベジャイア港はシンガポールのPortek、アルジェ港はUAEのDP Worldが港湾運営を委託され、工事を進めている。また、シェルシェル港は上港グループが開発に関与している。ジェンジェン港はDP Worldと公社との合弁により、年間200万TEUのコンテナ取扱能力のターミナルが新設される予定で、地中海圏内のトランシップ貨物のハブ港となることが期待されている。なお、既存のJICAの関連調査によると、冷凍コンテナの取扱機能はベジャイア港のみ有している。この他、公共事業・運輸省はVTMIS（船舶交通管理情報システム）を導入し、港湾の保安・監視を強化している。

⁸² 同報告書リンク先（<https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20301%20Report%20FINAL.PDF>）

⁸³ 「Logistics quality and competence」指標。当該国の物流サービスプロバイダーの競争力と質の指標。

⁸⁴ 既存のJICAの関連調査のセミナー（2017年1月）配付資料「港湾・海洋セクター開発プログラム」

アルジェリアのドライポートは、公社運営のものが11カ所、民間運営が5カ所ある⁸⁵。2011年のドライポートを規定する財務省決定（2011年3月27日）以降、主にアルジェ港近郊に増えており、同地域の渋滞が懸念される。公共事業・運輸省は今後他の港湾にも開設する計画である。

一方、国内物流では、貨物輸送はほぼ自動車（トラック）輸送で行われている。鉄道網は整備が進んでいるものの、鉄道輸送は旅客輸送が大半を占めている⁸⁶。

既存のJICAの関連調査によれば、アルジェリアの道路網は道路延長が11万8,567キロ、うち約8割が舗装道路である。産業が集積する沿岸部では未舗装道路は限定的と推察される。高速道路は、約1,200キロの東西高速道路⁸⁷が、チュニジア国境に至る84キロを残して完成している。政府は、東西高速道路と、ジェンジェン港やベジャイア港、オラン港などとを連結するアクセス道路の建設も進めている。一方、ターミナルのゲートと一般道との間のトレーラーの集中による渋滞といった情報は得られていない。

トラック輸送の課題として、国内の輸送業者のサービスの質が低いことが指摘されている⁸⁸。輸送業者の大半は個人であり、信頼できるフォワーダーが少ないことが課題となっている。

政府は、国内物流の効率化、マルチモーダル輸送の強化のため、港湾と工業団地ないしドライポートとを結ぶ鉄道網整備にも力を入れている。

3-1-9 投資協定

アルジェリアは、UNCTAD Investment Policy Hubによれば、46カ国との二国間投資協定を批准し、うち欧州やアラブ諸国、中国、韓国、エチオピアやモザンビークなど29カ国との協定が発効している。日本との投資協定は、交渉会合が2011年10月に第1回、2017年10月に第2回が開催され、交渉中である⁸⁹。

3-1-10 司法制度と商業紛争解決

(1) 司法制度

アルジェリアの法体系は、シャリア（イスラム）法、社会主義に基づく法律、そしてフランス法に基づいている。裁判所は司法組織法05-11によって規定され、シャリア法が適用されている民事裁判所、刑事裁判所、軍人やテロなどに関与した個人を裁く軍事裁判所などが規定されている。1998年5月30日組織法98-01では法律や条約の違法性を審査する憲法裁判所（Conseil d'État）が設立された。一般裁判所は下記3層構造となっている。

- ・群（Daira）裁判所：民事、軽度の刑事事件を扱う第一審裁判所、210か所に設置されている。
- ・県（Wilaya）裁判所：各48県に設置されており、すべての事件を取り扱う権限を持つ。民事では下位裁判所の判決に対して上訴管轄権をもつ。

⁸⁵ Oxford Business Group “The Report Algeria 2016”

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 日本企業のコンソーシアム（COJAAL）が東工区（約400キロ）を受注したが、2016年7月に合意解約。代表企業の鹿島建設プレスリリース。http://www.kajima.co.jp/ir/info/pdf/20160802-j.pdf

⁸⁸ Oxford Business Group “The Report Algeria 2016”

⁸⁹ 在アルジェリア日本大使館ヒアリング（2017年10月4日）

- ・最高裁判所：民事部、商事裁判を担う商業・海事部、社会保障や労働関連を受け持つ社会部、刑事、犯罪・法令違反部、行政部、不動産部、人事委部の 8 つの審議室に分かれている。最高裁判事は 10 年任期で政府の行政部門によって任命される。

商業に特化した裁判所はないが、アルジェリア商工会議所には調停仲裁センター（Centre de Conciliation, de Médiation et d'Arbitrage）が設置され⁹⁰、商業紛争を仲裁する権限を与えられている。

2016 年投資法 21 条では 2001 年投資法で保証されていた国内企業と海外企業の同等取扱い条項が、アルジェリアが署名した対外条約に則して外資企業は「公正かつ公平」な扱いを受けると規定された。

（2）商業紛争解決

アルジェリアの裁判制度では通常海外での判決は考慮されないが、新投資法 24 条（旧投資法 17 条と同様）には、投資紛争はアルジェリアが署名した二国間・多国間条約にその紛争解決手段が規定されている場合はそれを採用することができる」と規定されている。アルジェリアは「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（ICSID 条約）」、「1958 年外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）」に署名、アルジェリア民事手続法⁹¹は官・民営企業ともに国際仲裁に頼ることを認めているため、FDI 契約に国際仲裁条項を含めることができる。現地の裁判所は国際仲裁判決を執行する権限も持っている。

アルジェリアでは投資関連の紛争は大型プロジェクトでは決して珍しくない。国内裁判所を通じて解決を模索された場合、判決が出るまで数年かかることもある。米国企業が、配当利益の本国送金を実施できなかったため、2012 年訴訟を起こし、2018 年現在に至るまで解決に至っていない例もある⁹²。

3-1-1-1 SEZ/EPZ

（1）統合工業開発ゾーン（Zones industrielles de développement intégré, ZDI）

計画経済から自由経済への移行を目指し、政府は 2007 年新産業戦略で工業部門の再編と、国家土地活用計画 2025（Schéma National d'Aménagement du Territoire, SNAT2025⁹³）で特定された 6 クラスタにに合わせて統合工業開発ゾーンを開発することを決定した。投資優遇措置は以下のとおりである。

【事業の準備期間】

- ・不動産に対する有償譲渡税、国有地使用料の免除企業設立の際および資本金増額の登録税減税
- ・インフラ工事費用の政府が一部または全部負担
- ・投資のために調達される物品・サービスに対する VAT、輸入する設備材に対する関税免除

⁹⁰ 1996 年 3 月 3 日付政令 96_94（décret exécutif n°96-94 du 3-3-1996）6 条、

⁹¹ Code de procédure civile et administrative

⁹² 米国国務省アルジェリアの投資環境「<https://www.state.gov/e/eb/rls/othr/ics/2015/241455.htm>」

⁹³ その後 SNAT2030 が策定され、食料安全や経済発展の面からより持続可能性をめざす内容が追加された。

【事業稼働中】

法人税、職業税、投資関連不動産所有に掛かる不動産税の 10 年間免除等が設けられた⁹⁴。しかしその後、困難な土地の取得や手続きの遅れなどから政府は 2014 年末、新たに「新工業団地」の国家計画を策定した⁹⁵。

(2) 新工業団地 (Nouveaux parcs industriels)

SNAT2030⁹⁶で規定された 9 の開発計画制度 (Schémas d'Aménagement des Espaces de Programmation Territoriale, SEPT⁹⁷) に合わせて、39 の県で 49 地区⁹⁸での開発が予定されている。

38 地区での建設計画が決定し⁹⁹、投資優遇措置として借地価格の割引¹⁰⁰に加えて更なる優遇措置が制度ごとに設定される予定であったが、現在に至るまで大きな進展が見られない¹⁰¹。

2016 年に発表された「新経済成長モデル」ではさらに貿易特区の建設、さらなる工業団地の統合整理、テクノロジーパークや大学のインキュベーションセンターを ANIREF の管理下に置くことなどが示唆されている。

3-1-12 ドナー動向

アフリカ開発銀行をはじめ EU、世界銀行、国連開発計画 (UNDP) 等の国際機関、ドイツ国際協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit, GIZ) やフランス開発局 (Agence Française de Développement, AFD) などの外国援助機関がアルジェリアで支援を行っている。

①アフリカ開発銀行

2016 年「産業エネルギー競争力支援プログラム (PACIE)」で 9 億ユーロの資金供与を行い、事後評価がすでに実施済みである。現在も人材育成、経済金融セクターにおけるガバナンス、農産業育成、水・衛生関連の技術協力を行っている¹⁰²。

②EU

2011 以来、EU は欧州近隣国支援 (European Neighbourhood Instrument) として 2 億 7,330 万ユーロの金融支援を行ってきた。2017 年 3 月には EU は経済多角化、ビジネス環境の改善を目的としてアルジェリアに対して 4,000 万ユーロの支援を供与することを発表した。再生エネルギー産業の育

⁹⁴ アルジェリアの経済・貿易・投資 2016 年 3 月

⁹⁵ Revue de presse économique 2015 年 1 月 4 日

⁹⁶ Loi n° 10-02 du 16 Rajab 1431 correspondant au 29 juin 2010.

⁹⁷ 北部中央、北東、北西部、高地中央、高地東部、高地西部、南西部、南東、南部の 9 地方に分割し、それぞれの地方で独自の制度、開発政策を策定している。

⁹⁸ ANDI のウェブサイトでは Tlemcen 県 El Aricha が加わって 50 地区となっている。

⁹⁹ <http://www.aniref.dz/documents/Projets%20à%20lancé2016.pdf>

¹⁰⁰ マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画 情報収集・確認調査平成 29 年 2 月

¹⁰¹ AgeriaPart:Parcs industriels:des projets de 3 milliards de dollars gelés à cause des conflits politiques au sommet de l'État,2017 年 9 月 20 日

¹⁰² <https://www.afdb.org/en/projects-and-operations/project-portfolio/>

成、エネルギー効率化（1,000万ユーロ）、財政改革（1,000万ユーロ）、EU-アルジェリア連合協定に基づく市場開放、貿易自由化に対応するための法規制枠組み、公共政策を策定する機関の強化（2,000万ユーロ）がその3本柱である¹⁰³。

③世界銀行

現在ビジネス環境の改善、農業の育成、社会保障制度の効率改善のための統計処理能力の強化など10件の償還技術協力（Reimbursable Technical Assistance）プロジェクトを行っている。IFCはアルジェリアの経済多角化に関するアドバイスを供与しており、金融セクターに対する投資、中小企業向けのプライベートエクイティファンドへの投資などを予定している¹⁰⁴。

④UNDP

2015年に調印された戦略的協力枠組（Strategic Cooperation Framework）に基づいて、2016年から2020年にかけて4,550万ドルの予算で経済の多角化を目的とした15件の技術協力プログラムを実行している¹⁰⁵。

⑤外国政府援助機関

AFDは1967年、GIZは1970年代（オフィス開設は1993年）から支援を開始、アルジェリア政府からの高い信頼を得ている。自己資金に加えてEUからの資金供与を受けて様々な技術協力を行っている。GIZは主に難民支援、生物多様性・気候変動における環境ガバナンス、廃棄物処理制度の確立等に注力、AFDは教育、トレーニングを中心とした人材育成に注力している。

3-2 近隣国の投資環境・アルジェリア市場との関係

3-2-1 アルジェリアおよび近隣国の経済産業概観

この項目ではアルジェリアと他のマグレブ諸国モロッコ、チュニジア、加えてアフリカでも経済規模の大きいナイジェリアおよびエジプトを比較した。

2017-2018年の世銀のEase of Doing Business（以下EDB）において、190か国中アルジェリアは総合166位であった。前年につづいて「事業の立ち上げ」、「資金調達」、「少数株主の保護」等で低い評価を受けている。また、FDIに関連している指標であるGlobal Competitiveness Index（GCI）では、総合ランクは86位となっている。「市場サイズ」で36位と前年と変わらないが、ビジネス環境に深く関連する「製品市場効率」（貿易含む）、「金融市場成熟度」、「ビジネスの洗練度」での評価が低い。

¹⁰³ https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/neighbourhood/countries/algeria_en

¹⁰⁴ <http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2017/03/19/world-bank-vice-president-on-official-visit-to-algeria>

¹⁰⁵ http://www.dz.undp.org/content/algeria/fr/home/operations/undp_un.html

表3-6 2017-2018年度 EDB, GCI 指標

Ranking	アルジェリア	エジプト	モロッコ	チュニジア	ナイジェリア
Ease of Doing Business 2017-2018	166	128	69	88	145
Ease of Doing Business 2016-2017	156	122	68	77	169
Global Competitiveness Index 2017-2018	86	115	70	95	125
Global Competitiveness Index 2016-2017	87	100	71	96	127

(出所) World Bank, Ease of Doing Business 2017-2018、World Economic Forum, Global Competitiveness Index 2017-2018 より調査団作成

①各国概観

エジプトは2011年1月革命の後、投資撤退が続きマイナス4億8,300万ドルまで落ち込んだ。同時に炭化水素の生産低下と近年の深刻なエネルギー不足により輸入国に転じた。観光、製造業を含む全ての産業は大きな打撃を受け、翌年の財政収支の赤字は対GDP13.2%まで膨んだ。2016年には財政立て直しのため新たに付加価値税を設けると同時に、電力補助金を削減した。同年通貨を変動相場制に移行したためエジプトポンドが急落、急激なインフラを起こしIMFから120億ドルの3年ローンを受けることになった。しかし2015年に地中海に30兆立方フィート以上の天然ガス田が発見されたことにより、採掘稼働後はエジプトのガス需要を最低10年は満たし、輸入が不要になるといわれている¹⁰⁶。2017年9月には南米南部共同市場（メルコスール）が発効し、今後の輸出成長が期待されている。

モロッコは2010年、金融機関、専門サービス機関をターゲットとしたカサブランカ・ファイナンシャル・シティ（CFC）を建設し、金融センターのキャパシティを評価するGFCIndex¹⁰⁷でもカサブランカは世界88か所のうち30位の評価である。港湾を含む産業インフラに積極的に投資をしている。その他にも農業、自動車、航空、リン酸、衣料・アパレル等産業がある輸出に関しては米国やEUと自由貿易協定を結び、2014年にはガソリン、ディーゼルや燃料油への補助金を廃止した。しかし過去10年10%近い失業率は改善せず、辺境地での貧困や低い識字率は未解決のままである。2017年は農産物は豊作が経済成長率を牽引するとみられ、IFCは経済成長率を昨年実績の1.2%から4.8%へと大幅な伸びを予測している。

チュニジアは2011年の「アラブの春」が生じるまでは輸出、FDIや観光業を中心とした産業の発展においてアフリカの先駆者であった。しかし「アラブの春」で、実質GDP成長率はマイナス1.9%に急落、その後GDPの15%を占めていた観光産業やリン産業でテロ事件や労働者争議等が生じ、深刻な経済の停滞や高い失業率の原因となった。現在政府はFDIの回復を目指し新しい投資法を施行し、労働争議を制限するために労働組合と話し合いを続ける等改善に注力している。主要輸出産業は衣料、食料品、リン・石油関連製品等で全体の80%はEU向けである。

世界11位の原油埋蔵量、9位の天然ガス埋蔵量を持ち、1億8,300万人のアフリカ最大の人口を誇るナイジェリアは、石油価格の低迷、石油生産の減少等を受けて変動相場制へ移行し2016年にリセッションに突入した。炭化水素に過度に依存しており、輸出価値の90%以上を占めている一方で、GDP貢献度では8%（貿易関連のサービス収入を除く）にとどまり、農業21.9%、ICT8.9%と、

¹⁰⁶ 日経新聞、エジプト「怪物」ガス田で変わる地域の勢力図、2015/9/7付

¹⁰⁷ http://www.longfinance.net/images/gfci/gfci_21.pdf (2017年3月)

より多角化に成功しているように思われる¹⁰⁸。しかしその経済は不十分な電力供給、インフラの不整備、不動産登録制度を含む法制度、非効率な紛争解決を含む司法制度の整備の遅れ、厳格な貿易政策、不安定な治安、そしてはびこる汚職等に苦しんでいる。石油・ガスへの FDI が滞り、ナイジェリアの石油生産は 2012 年以來年々減少している。また同国の保護主義政策は国内産業に大きなダメージを与えている。

アルジェリアについては、本報告書 2-2 に記載したとおりである。

表 3-7 2016 年度各国主要経済指標

単位	人口 百万	GDP 10 億 ドル	GDP 成長 率*		一人 当 り GNP USD	総投資 GDP 比率	財政 収 支 GD P%	国民 総貯 蓄 GD P%	FDI		輸出 総額 10 億 ドル	失業 率 %	資産保有者数 (USD)*2	
			2016 年	2017 年 予測					流入 額 10 億 ドル	CAGR 2007- 2016 %			1 万 - 10 万 百万	10 万 - 百万 千人
アル ジ ェ リ ア	41	159.0	3.3	1.46	3,901. 8	53.8	-2.2	37.2	1.55	-1.3%	29.99	10.5	4.00	176
エ ジ プ ト	90	332.3	4.3	4.10	3,684. 6	15.0	- 10.9	9.1	8.11	-3.9%	22.86	12.7	3.99	277
モ ロ ッ コ	34	103.6	1.2	4.82	3,004. 2	32.6	-3.5	28.2	2.32	-2.1%	13.58	9.4	3.59	223
チ ュ ニ ジ ア	11	42.1	1	2.33	3,748. 7	22.5	-5.3	13.5	0.96	-5.6%	22.51	14.0	2.74	162
ナ イ ジ ェ リ ア	184	405.4	-1.6	0.84	2,207. 9	12.6	-5.0	13.2	4.45	-3.4%	3.29	13.4	1.55	86

(注) *国内通貨ベース

(出所) World Economic Outlook Database, October 2017, UnctatStat, Global Wealth Databook 2016, UN Comtrade Database (2017 年 11 月 3 日データ取得) より調査団作成

②産業概観

エジプトでは GDP の 16% を占める炭化水素が最大産業である。2015 年に拡張されたスエズ運河、スエズ地中海 (SUMED) のパイプラインを通じてアジアまで炭化水素を輸出しており、石油 LNG 輸出が同国の大きな歳入源となっている。また 2015 年の海底ガス田の発見もあり、政府は積極的に公共投資を行っている。

農業が GDP15% を占めるモロッコでは 2016 年の干ばつによる不作が経済に打撃を与えたが、秋からの降雨により 2017 年には大きく回復することが期待されている。観光産業、海外送金は GDP の 12.5% を占め堅調に推移している。自動車・航空産業の育成に力を入れているが、輸出の 18% を占めるリン酸の価格下落による打撃を埋めるまでは至っていない。コールセンターを含む BPO はモロッコで最も成長が期待されている産業分野である。フランス企業のコールセンターの 70% はモロッコに拠点を設け、現在では 1,000 件におよび、68,000 人の雇用を創出している。

チュニジアでも農業は GDP の 12% を占め、労働人口の 16% が従事、オリーブオイルは 2016/17 年度 EU に次いで世界第二位の輸出量を誇る。しかし近年食品加工産業において原料の輸入が増加

¹⁰⁸ Nigerian Gross Domestic Product Report (Q4 2016)

し、現在食料品輸入国となっている。1990年代後半から自動車部品産業振興に注力し、現在ではアフリカ第2の自動車部品製造国である。2017年には、フランスの自動車大手PSAグループがピックアップ・トラックの組み立て工場を設置することを発表した。航空産業はエンジニアリング、ソフトウェア開発や部品生産、メンテナンス等幅広い企業が参入し1万3千人の雇用を創出、コールセンターを含むBPO産業も急激に成長しており、現在約300件のコールセンターで1万8千人の雇用を創出している。

③産業政策

新しいガス田が発掘されたエジプトでは石油省は現在新たに石油ガスへのFDIを積極的に招致しようとしている。また再生エネルギー産業、革命後打撃を受けた観光業も重点的な振興産業分野と見なされている。

モロッコは産業振興のための国家計画（2009～2014）に続き、産業化促進戦略（2014年～2020年）で公共産業投資に21億ドルの予算を割り当て500,000人の新しい雇用創出を目指し自動車をはじめ航空産業が成長している。自動車に関してはメルセデスの自動車用フリーゾーン、タンジェに「Automotive City」を設立し積極的な外資誘致を行っており、2016年には新車総販売台数は過去最高の16万3,110台（前年比23.6%増）となり国内市場は引き続き拡大傾向にある。

チュニジアは、最大の懸念である高い失業率の改善を目指し、治安の改善、FDIの奨励に努め、コールセンターや電機産業、航空、自動車部品、衣料等の製造業で輸出を目的としたFDIを奨励してきたがFDIは微減している。2016年11月に開催された「Tunisia 2020」ではICT産業振興を目的とした「Smart Tunisia」を発表、5億ユーロの予算を割り当て、R&Dやソフトウェア開発を行う企業に対して従業員のトレーニング費用の提供を含むインセンティブを提供するとした。政府は再生エネルギーへの移行をめざし2016年再生エネルギープログラムを策定、2020年までに1,000MW、2025年までにさらに1,250MWを再生エネルギーで発電することを目指している。2017年には電力購入契約等を規定した法律を施行した。

ナイジェリアは2014年に産業改革計画（Nigerian Industrial Revolution Plan, NIRP）を施行したが、顕著な成果は見られていない。

3-2-2 アルジェリアと近隣国との投資環境・制度

①カントリーリスク

PRIカントリーリスク評価では5カ国ほぼ横並びであるが¹⁰⁹、モロッコやチュニジアのようにイメージ戦略でテロの印象の払拭に注力している国もある。投資家にとってはテロの存在は大きく、FDIの伸び悩みの主要原因の一つである。プロモーション等によるイメージ戦略も重要である。

汚職に関しては、TI汚職認識指標¹¹⁰はアルジェリアとエジプトは同位で108位、ナイジェリアが136位である。5カ国とも積極的な汚職対策を講じており、アルジェリアは2013年に財務省汚

¹⁰⁹ PRIカントリーリスク評価とは、騒乱、資金異動、触接投資、輸出市場等を含むPRS手法の17項目のリスク評価を使って算出し各国を評価したものである。全部で107か国を評価している。順位は、モロッコが68位、チュニジアが69位、アルジェリアが70位、エジプトが72位、ナイジェリアが87位である。

¹¹⁰ トランスペアレンシー・インターナショナル <https://www.transparency.org/>、チュニジア75位、モロッコ90位

職対策センター（Office central de répression de la corruption, OCRC）を設立し、汚職事件を捜査、訴追する権限を与えている。エジプトでは汚職や贈賄は違法で、法律では贈賄や汚職に対して刑事罰が科せられるが、政府は厳格にはその法律を適用していない。チュニジアでは、法令と運用を強化し、現在で汚職はビジネスの障害にはならないと評価されている。

②インフラ

電力アクセスは、チュニジアで100%、アルジェリア、モロッコ、エジプトはいずれも90%以上で安定している。

内陸におけるインフラにおいては、ガス、液化ガス、石油の移送パイプライン敷設はアルジェリアではそれぞれ16千km、3.5千km、7千kmと5カ国中最長である。空港数は157か所保有するアルジェリアが最も多く、鉄道敷設ではエジプトの5千kmには及ばないものの、3,854kmでそれに続く。しかし貨物輸送実績を見ると、空路では空港数が83のエジプトの3億9,753万mt-kmが群を抜いており、それに空港数55のモロッコの4,783万mt-kmが続き、アルジェリアは2,472万mt-kmである¹¹¹。

海路では、2014年港湾貨物取扱高がエジプトは881万TEU、モロッコ307万、ナイジェリアの106万TEUであるのに対して、アルジェリアにはジェンジェン港を除いても165万TEUのキャパシティがあるとされているが、実績は36万TEUである¹¹²。エジプトはアレキサンドリア、ポートサイド港等の主要港が、また、積極的な公共投資を行っているモロッコにはアフリカ最大といわれるタンジェ港がある。アルジェリアは現在も公共投資が活発で、より効率的に運用するための対策も必要である。

③税・社会保障負担率

EDBによると法人税および付加価値税、従業員の社会保障金を納税するための準備、申告、支払・源泉徴収にかかる時間はアルジェリアでは年間平均265時間、5カ国中3位だが、利益に対する課税・社会保険等の負担率が65.6%と最高である。法人税は通常19%だが、総売上高または総収入から税金を控除した金額に課される職業税（TAP）が28.76%、社会保険料が26.52%と大きな負担になっているためである。エジプト、モロッコでは社会保障負担率が上昇し、それぞれ1.8%、0.5%と微増、45.34%、49.8%となった。チュニジアとナイジェリアでは法人税負担率が上昇し、それぞれ3%、4%上昇し64.1%、37.4%となった。ただしナイジェリアは、手続きにかかる所要時間が366時間と昨年より約600時間も短縮した。

④通関手続き

通関の手続きの煩雑さ、遅滞は5カ国共通である。エジプト、ナイジェリアでは汚職による被害も報告されている。アルジェリアでは輸出にかかる書類、通関手続き・検査にかかる時間が267時間、輸入では576時間（EDB）である。輸入抑制により義務付けられた信用状に基づく支払い手続きが煩雑であるため出荷・船積延期等の影響を及ぼすからである。一方でモロッコ、チュニジアは

¹¹¹ 米国中央情報局 <https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/ts.html>

¹¹² <http://data.worldbank.org/indicator/IS.SHP.GOOD.TU>

SEZ/EPZ では貿易手続きが簡略されているため輸出にかかる時間がそれぞれ 45、53 時間、輸入で 132、107 時間と短く、高く評価されている。なお、エジプトの輸出入法では輸入登録できるのは 100%エジプト人所有の企業だけに制限されている。また、アルジェリアでは外国人が貿易を行うためには営利活動証の取得が義務付けられている等の規制がある。

⑤金融市場

アルジェリアの株式市場（2016 年 4 月時点）は、1 億 3,000 万の資金調達額で上場企業は 4 社で、他国と比較する¹¹³と小規模である。UNDP の 2014 年時点での金融市場発展のために必要であるとされた 400 億ドルの資金調達額、150 社の上場企業数にはまだ遠い。ただし株式市場での資金調達率はモロッコでも 10%、チュニジア、ナイジェリアで 7%から 8%である。

アルジェリアでは現在銀行が 21 行、全銀行計上資産価値の 85%、850 億ドルを国営銀行が保有している。モロッコの銀行制度は北アフリカでもっとも自由化され、外資企業もローンを受けることができる。金融不況を乗り越えたナイジェリアも EDB「資金調達」では 6 位と昨年から 38 ランク上げている。ナイジェリア中央銀行は（CBN）は IFRS 財務報告制度の導入やリスク管理、ガバナンスの強化を含む等様々な施策を行い、銀行システムを強化している。2013 年には 70%以上の全資産を保有するトップ 8 行を「体制的に重要な銀行（SIBs）」と指定し規制当局によるストレステストの実施を含む様々な監督を行っている。

モロッコを除いて各国で外国為替は課題である。法的規制そのものよりもその運用に問題があることが多い。アルジェリア、ナイジェリアでは銀行内の手続きが煩雑で、チュニジアでは普通口座で両替が可能であるが、外国為替には中央銀行の認可が必要である。ナイジェリア、エジプトでは外為に必要な書類が煩雑で手数料も高額であることも問題であるが、2016 年の中央銀行が自由変動相場制へ移行（外貨割当制度の廃止）し、急激なインフレが起き外貨規制の変更が頻繁に行われている。エジプトではドルの闇市場取引も一般化している。唯一モロッコの外為政策は安定しており IMF の自由変動相場制への移行への勧奨に対し中央銀行総裁は移行への意図を表明している。

海外送金も同様にモロッコのみ資本売買における両替の保証、収益の送金の自由、投資資本の引き上げ等規制をかけていない。事業収益の送金に関しては課税所得額の把握を目的として財務諸表等の提出が必要とされる以外は、外貨による FDI、資本投資、事業収益が無税・無制限で資金移動が可能である。その他 4 国では海外投資企業の資金移動、本国送金に関しては法的な規制よりもその手続きの煩雑さに問題がある。

アルジェリアでは 30 以上の手続きがあり通常でも一カ月かかるが、実際は 3 か月から 6 か月かかるといわれている¹¹⁴。エジプトでは外国人の収入の海外送金の自由を保障し、法人収入や配当の本国送金を規定しているが時間を要し、チュニジアには海外送金に関する法規制はなく外資企業は事前の許認可なく自由に資金移動ができるが、その手続きは煩雑で資本や配当の本国送金にとって大きな障害となっている。ナイジェリアでは NIPC 法によって、収益とそれに伴う納税の証明を提示すれば配当の海外送金は保障されていた（10%の源泉徴収を除く）が、2015 年、石油価格の急落に伴う外貨準備高の減少に対処するため、CBN が外貨送金を行う市中銀行に対する外貨割当

¹¹³ NSE：257 社が 853 億ドル、EGX：261 社、660 億ドル、カサブランカ株式市場：75 社、483 億、チュニス株式市場：78 社、は 96 億ドル。

¹¹⁴ 米国國務省 Investment Climate Algeria 2017

制度を導入した¹¹⁵ため現在では数週間かかるようになっている。

⑥投資関連の紛争と国際仲裁

アルジェリアの詳細は2-3-1(10)司法制度と商業紛争解決のとおりである。次に、エジプトでは海外裁判所の判決を適用させるためには許可状(Exequatur)が必要である他、いくつかの条件が満たされなくてはならない。モロッコには商業裁判所が設置されたが¹¹⁶、裁判官の知識や経験不足によりその運営は効率的とはいえず、国内で海外裁判所の判決が適用されるには同じく許可状(Exequatur)¹¹⁷手続きが完了しなくてはならない。5カ国の中で唯一宗教から独立した法体系をもつチュニジアでは、民事手続き法はある一定の場合海外裁判所の判決を国内に適用することを認めている。ナイジェリアの裁判所には十分な設備もコンピュータでの文書処理能力もなく、裁判官を含む司法スタッフは低給与のため汚職の温床となっている。

ア. 投資関連の紛争と国際仲裁

一般裁判所で原告が訴訟手続きをしてから判決後支払いを受けるまでの平均日数がアルジェリアで630時間、エジプトで最長1,010時間、その他は600時間以下(EDB)と算出されている。5カ国ともICSID条約、ニューヨーク条約に署名している。モロッコとエジプトは「1965年国家と他の国家の国民との間の投資関連の紛争の解決に関する条約(ワシントン条約)」にも加盟している。モロッコは、一般的に投資紛争解決の手続きは公平で透明性が確保されている。海外投資企業はモロッコ国外で訴訟を起こすことが可能であり、通常は契約に関する紛争は国際仲裁にゆだねられ、国内の商業裁判所も国外の仲裁判決を認定執行している。アフリカ大陸の仲裁地域センターとなることを目指しているが、国内裁判制度の長期にわたる手続き、キャパシティ不足等はまだ解決されなければならない。チュニジアはチュニスなどの都市に調停仲裁センターが設けられ、投資企業が救済を求めることができる制度を設けている。

イ. 公共入札

米国国務省投資環境レポートによると、アルジェリアでは30%の国内調達義務、エジプトでは海外企業の入札価格との差が15%以内であれば国内企業を優遇するとし、モロッコ、ナイジェリアでは国内調達率規制や入札での国内企業に対する優遇措置がある。チュニジアでは同様の措置は存在していない。

ウ. 所有権、特許権保護

5カ国ともWIPOの加盟国である。GCI「所有権保護」、「特許権保護」ではモロッコは53位と高位にランク、さまざまな多国間条約¹¹⁸を行い、民事・刑事裁判所両方でIPR関連の聴取を行い、特許権、商標、著作権の裁判を行うことができる。チュニジアでは模造品対応のため関税

¹¹⁵ 2017年2月に解除されている。

¹¹⁶ Royal Decree No. 1-97-65 (1997)

¹¹⁷ Article 430 et seq of the Code on Civil Proceedings.

¹¹⁸ Bern Copyright, Paris Industrial Property, Universal Copyright, and Brussels Satellite Conventions, the Madrid, Nice, and Hague Agreements for the Protection of Intellectual Property, the Beijing Treaty on Audiovisual Performances

法によって関税局も法執行力を持っているのが大きな特徴である。

エジプトの特許権に関する法制度は国際基準を満たしているが、特許権申請の処理過程の不効率、遅れ、官僚主義がその改善への障害となっている。特に製薬業界での特許権侵害は顕著で、また音楽書籍ソフトウェアの海賊版も横行している。ナイジェリアは WIPO には加盟しているが批准しておらず、アメリカ政府（司法省、特許庁、国土安全保障省等）がナイジェリアの特許権保護の強化を支援している。アルジェリアに関しては 3-1-7 産業財産権参照のこと。

⑦労働市場・外国人雇用制限

5カ国とも高い失業率と、人材不足という人材ニーズのミスマッチが起こっている。特に若い世代の失業率が深刻であり、特にチュニジアでは労働争議が頻繁に起こっており、FDI 流入の障害となっている。そのため外国人雇用には法令上あるいは運用による制限を設けている。また各国で優秀な人材は EU や米国、湾岸諸国に出稼ぎに行くことが多く、それが能力のある人材の不足に拍車をかけている。職業訓練制度を設定して人材育成に注力しているが、高学歴の人材の雇用にはつなげていない。しかし GCI「労働市場効率」で最高ランクの 32 位のナイジェリアでは 4 分の 3 の労働人口はインフォーマルセクターに就業している一方、金融業等では海外で教育を受け帰国した優秀な人材が存在している。また、労組関係、雇用・解雇制度、生産性等高い評価を受けている。

アルジェリアには外資系企業による現地人雇用を義務付ける法令はないが、外国人社員の就労ビザを与える代わりに現地人雇用を要求される。同様にモロッコ、ナイジェリアにも法制度はないがいずれも登録申請義務がある。チュニジア、エジプトでは外資企業の現地人雇用を法制度化している。

⑧投資制度（投資関連法）

アルジェリアの新投資法 21 条では国が署名した対外条約に則って外資企業は「公正かつ公正」な扱いを受けると規定され、2001 年投資法で保証されていた国内企業と海外企業の同等の取扱いから変更された。詳細は 2-3-1 アルジェリアの投資環境・制度のとおり。

エジプトは投資インセンティブで外資企業に 100%の所有権を認めた他、カイロを含むシナイ半島以外での土地所有権、外貨口座の所有、利益や資本の本国償還等を保証し国内企業と同等の扱いを保証している。また企業法では取締役会における 100%外人雇用を認めている¹¹⁹。また後述のようにスエズ運河沿いで製造業、ロジスティックスや輸出産業を育成するために規制やライセンスを含む手続きが簡素化された。2015 年大統領令 17 号で新しいインセンティブとしてはエネルギー産業における投資案件に使用される機器に対する関税を 2%に設定、インフラ拡張に必要な費用に対する補助金、従業員に対するトレーニング補助金、GAFI のワンストップショップ機能の拡充、さらなる紛争解決制度の改善等が盛り込まれている。

モロッコでは投資憲章を含む 1995 年 10 月 18-95 法が主に国内外の投資を規定している。政府はリン産業では 95% 国営の企業を通じて独占権を保持している他、大手銀行における外資参入を制限しており、中央銀行が銀行設立に対して介入する権利を保持している。また、空路および海路の輸送企業と漁業関連企業に対しては外資に対して 49%以下の規制を設けている。2009 年に「OECD

¹¹⁹ ただし総従業員数の 10%を超えてはならない。

国際投資と多国籍企業に関する OECD 宣言」に加盟し外資企業に国内企業と同等の扱いを保証している。

チュニジアでは 2009 年に修正された投資法 (Law 1993-120) で投資が既定されている。国防衛等の戦略セクターに関しては外資参入が認められていない。外資が 66%以上で少なくとも 70%の生産物を輸出する¹²⁰企業は事業開始後、10 年間は輸出事業利益に関する通常 25%の法人税が 100%免除、再投資された利益および所得に関わる税や資本財の輸入関税の 100%免除等があり、また特定地域開発、中小企業育成、教育、輸送、健康、文化産業や環境保護の分野ではさらなるインセンティブを設けている。2017 年 4 月に施行された新投資法 (Loi n°71-2016) では外資企業の国内企業と同等の保護を保証し、特許権保護、同等の補償がない国営化の禁止、農地以外の土地の取得・使用の自由保障、企業設立後 3 年間は 30%の外人管理職の雇用を認めている¹²¹。また新たに国家投資基金 (Fonds Tunisien de l'Investissement) が設立され補助金の提供やリスク共同基金、VC 基金やシード基金への投資を行う予定である。投資承認体制、組織も大きく変更された。詳細を規定する関連政令が 2018 年 1 月までに発行される予定となっている。

1995 年ナイジェリア投資促進委員会法 (NIPC 法) は、合弁か生産共有契約 (PSA) のみが認められている石油・ガス産業とネガティブリスト¹²²以外では企業の外資 100%所有が認められている。国内、外資企業同等の扱いが保証されている。ナイジェリア投資促進委員会 (NIPC) が電力、鉄鋼、食品、機械、石油関連等 71 業種を含むパイオニア産業として登録認可された企業は、租税の減免等の優遇措置を受けられる。経済の混乱から一時停止されたが 2017 年 8 月下旬から登録の受付が再開された。

⑨投資制度 (投資手続き)

アルジェリアでは、企業登録において 12 の手続きで平均 20 日間の時間を要し (EDB)、また、営利活動証 (Carte professionnelle)、商業証 (Carte de commerçant) 等のライセンス取得が必要である。新しいオンライン情報ポータル¹²³はビジネスを開始するにあたって、手続きに関する情報をアラブ語とフランス語で提供している。新投資法によって国家投資開発庁の下に 4 つのセンターが創設され、今後の改善が期待されている (2-2-5 (3) 投資促進機関参照)。

エジプトでは手続きのオンライン化を進め、GAFI のウェブサイト¹²⁴で一貫した手続きが可能であり、2015 年大統領令で更なる改善が規定されたが、2017 年課税登録等の手続きが 3 段階増加し、EDB のスコアは「事業の立ち上げ」で 64 ランクも下降した。加えて企業は商業ライセンスと納税ライセンス、セキュリティクリアランスが必要で長時間かかることもあり、また拒否された場合もその理由は公開されない等不透明性も残っている。政府は銀行、保険企業に対しては新しいライセンスを発行せず、外資企業は既存のエジプト企業に出資するという形でしか参入ができない。しかしその際もエジプト中央銀行の許可が必要である。

モロッコでは 1995 年投資法によって FDI に関する事前許可は不要となっている。フランス語の会社定款や本国の商業謄本等の提出が義務づけられているが、手続きの簡略化のために、労働省へ

¹²⁰ 農業は例外である。

¹²¹ 4 年目以降は 10%。前投資法の外国人管理職 4 人までから緩和された。

¹²² 武器製造、麻薬等の製造取引、軍服や政府職員の制服の製造、その他行政委員会が指定するもの。

¹²³ <http://www.jecreemontreprise.dz>

¹²⁴ <http://www.gafi.gov.eg>

の会社設立宣誓書提出を不要とし、法人登録費の減額等を行っている。現在では4段階の手続きしなく¹²⁵、登録は16の地方に設置された地方投資管理センター（CRI）で完結することができる。オンライン化も積極的に進めており「事業の立ち上げ」の順位も昨年より5ランク上げ35位となっている。

チュニジアでは全国48カ所に設置されている産業・技術革新振興庁のワンストップショップで一貫した手続きが可能である。市場アクセスに関しては、観光業、輸送産業（陸空海路）、ハンデイクラフト、テレコム、教育、職業訓練、広告、健康や農業サービス等の15セクター、20業種で許認可が必要である。その他にも49のセクターで、外資が49%以上の出資を行う場合、および外資が国内企業に49%以上の出資を行う場合は後述の国家投資委員会からの認可を得る必要がある。政府は国内産業にダメージを与える可能性が認められる海外投資に関してはスクリーニングを行っている。

ナイジェリアでは8つの手続きにかかる日数が平均25日から18日まで短縮されたがこれらの手続きに加えて、払込資本の送金証明を取得するための海外送金は特定のディーラーを通じてしか行えず、輸出入を行うためには税関が発行するライセンスが必要である等、手続きに付随するその他の作業も多く見られる¹²⁶。NIPCは2016年、手続きの簡素化、透明性の強化のために関連省庁を一カ所に集めたワンストップ投資センターショップ（OSIC）を開設した。センターでは企業設立、許認可の申請、納税登録、関税関連や移民登録等のサポートを行っている。

また、モロッコとチュニジア、エジプトでは農地以外の土地の購入が可能であるが、アルジェリア、ナイジェリアではリースのみである。5カ国とも土地所有権の登録が完了していないことから所有者の特定が難しいことも土地取得における課題となっている。

⑩経済特区関連規定・実施状況

アルジェリアに関しては本報告書3-1-11を参照のこと。

ア. エジプト

フリーゾーンの歴史は長い。エジプト投資・フリーゾーン公団（GAFI）は、フリーゾーンにおける政策を決定し、フリーゾーン内で活動する事業体のライセンス取得の条件に関する規制およびフリーゾーン内の土地および建物の占有に係る規制を制定する。フリーゾーン（公設、私設）、投資区、経済特区、工業ゾーン等がある。

【フリーゾーン】

FDI受け入れと輸出促進を目的に設立され、生産財の50%以上の輸出がフリーゾーンへの進出条件である¹²⁷。フリーゾーンにおける事業は、一般的には輸入および輸出規制の対象外で、活動自体に必要なとされる全ての設備、機器および輸送用設備は、関税義務および販売税（自動

¹²⁵ Commercial Code Law No. 5-96 (relating to limited liability companies and corporations), and Law No. 17-95 (relating to public companies).

¹²⁶ The Nigerian Foreign Exchange (Monitoring and Miscellaneous Provisions) Act

¹²⁷ 従来化学肥料および鉄鋼生産、石油生産、天然ガスの液化および輸送の分野の事業を行う会社は、私設フリーゾーンにおいて活動することはできなかったが、2015年公設フリーゾーンでも同様の制限が設けられた。

車を除く)の対象からも除外されているが、毎年の登録費の支払いが必要である。また 2015 年にはフリーゾーンに搬入される商品の価値 (CIF 到着港) の 1%に加え、フリーゾーンにおける加工および組立による製品価値の増加価値 (加工・組立のためのコスト) の 1%を課税が設けられた。一般的なフリーゾーンに加えて、GAFI は、私設フリーゾーンを設置することができる。現在公設は 9 か所、私設もスエズに計画中である。

【経済特区】

輸出促進を目的としている。大統領令によって設立され、運営体となる理事会は許認可申請の一括処理、生産品の原産地証明書を発行する。優遇措置として投資保護、優遇法と同様の投資企業保護、事業に必要な機器の輸入関税免除、柔軟な雇用契約、所得税の減免 (10%)、賃金の課税有為減免 (5%)、売上税の免除等の税制優遇措置がある。

2014 年スエズ運河 Sokhna 地区に経済特区の創設が発表され、周辺の港湾の施設¹²⁸整備と共に 2020 年に完成する予定である。造船関連産業、製菓、食品加工、自動車、電機、衣料、石油化学、R&D、ソフトウェア等の IT サービス、再生エネルギー等産業を誘致対象としており、また、居住区や商業施設、ロジスティクス施設も併設される予定である¹²⁹。

【投資区 (Investment Zone)】

投資区の特徴は行政手続きの簡素化であり、許認可は各投資区の運営主体となる理事会への申請で完了する。しかし税制面の優遇措置は印紙税の免除等に限られており、税の優遇措置は供与されない。投資区の開発主体は民間部門であり、敷地内のインフラ設備や運営、企業誘致は開発業者が行う。現在 13 か所に設定されている。

イ. モロッコ

1995 年に輸出促進のためのフリーゾーンの設置が規定され、各々政令により創設されることとなった。主な優遇税制措置としては、法人税 5 年間免除およびその後 20 年間 8.75%の軽減税率適用 (その後は 17.5%)、付加価値税および関税の免除等のほか、タンジェ・フリーゾーンでは個人所得税 5 年間免除およびその後 20 年間 80%免除、職業税の 15 年間免除等も設けられている。税関手続きの簡素化、利益や資本の本国への自由な送金の保証等もある。現在 5 か所の貿易自由区、13 か所のフリーゾーンが設けられている。政府は手続きのデジタル化を積極的に推進しており、進出企業は通関のオンライン化、デジタル署名の活用、オンライン支払システム等を整備している。また、課税手続きの簡素化のため税関と税務署はオンラインでデータ共有を行うことに同意している。加えて上述の CFC では「フロンティア・ステータス」を得た企業には法人税や個人税の減税、登録手数料の免除等が与えられる。また 48 時間以内の会社設立が可能と謳っており手続きの簡略化が進んでいる¹³⁰。

¹²⁸ West and East Port Said, Ismailia, Suez, Adabiya, Ain Sokhna.

¹²⁹ <https://www.sczone.eg/English/Pages/default.aspx>

¹³⁰ <http://virtualconnect-dev.com/dev4/cfc/le-statut-cfc/benefits/?lang=en>

ウ. チュニジア

ザルジス (Zarzis) およびビゼルタ (Bizerte) の 2 カ所に経済活動地区 (Parks of Economic Activities, PEA)、各産業に特化したテクノパーク 9 つ、122 の工業地帯が設置されている。PEA での投資は、輸出専門の産業、貿易、サービスを行う国内外の法人に開かれている。それぞれ外国投資企業のための手続き一括窓口が設置されている。公共設備が整い、進出企業 (Parcs d'Activités Economiques) は、事業開始後 10 年間は輸出事業利益に関する法人税 (通常は 25%) の 100% 免除、11 年目以降は無期限に 10% に軽減、資本財の輸入関税の 100% 免除、設備財、原料、半製品の VAT および消費税の 100% 免税等の優遇税制、自由な海外送金や外国為替が保証されている。必要な税金を支払えば、生産高の 20% を上限に国内販売が可能である。PEA では年間 2.5 から 3 ユーロ/m² で 25 年までの土地の賃貸が可能である。PEA 以外に地方の開発を促進するために、地方開発奨励地区を設け、再投資された利益・所得に関わる税について 100% 免除、所得税および法人税の減税、投資額に対する補助金の支給、社会保障費等の減税、インフラへの出費補助等の優遇政策を設けている。2016 年 11 月に開催された「Tunisia 2020」では 1 億 2,000 万ユーロをかけて内陸部を中心に新たに工業ゾーンを建設することが発表された。

エ. ナイジェリア

現在 25 か所の貿易自由区 (Free Trade Zone, FTZ) が設けられているが、そのうちの 13 か所のみ運営が開始されている。ナイジェリア貿易加工区局 (NEPZA) が管轄する一般貿易輸出ゾーンと、石油ガスフリーゾーン局が管轄する石油ガスフリーゾーンの二つのタイプがある。それぞれ許認可権を管轄し、運営している。貿易自由区では設備機器と製造に使用する原材料の輸入関税免除、通常の販売にかかる税金を払えば製造の 25 % まで国内での販売可能であるほか、外為、海外送金規制の免除が受けられる。FTZ 内の現地人労働者は労働組合を組成することはできるが、初期 10 年間はストライキが禁止されている。政府は民間や地方政府にも FTZ 建設への参加を奨励しているため、例えばレッキ FTZ はラゴス州政府、オロクラ FTZ は連邦政府、州政府と民間企業との共同運営である。

3-2-3 アルジェリアと近隣国との投資促進機関

アルジェリアは 2-2-5 (3) 投資促進機関を参照のこと。

① エジプト

エジプト投資・フリーゾーン庁 (GAFI) は投資省 (Ministry of Investment) 下に設立された投資促進機関である。投資企業の窓口としてだけでなく、投資促進、投資環境整備一般も担い、経済・貿易特区の管轄庁としての機能に加えて中小企業センターおよび基金 (Bedaya) 等を立ち上げる等幅広い役割を果たし、権限が与えられている。GAFI の監督下にはワンストップショップ (OSS) が設置され、投資に関する 43 省庁の窓口を一括し、会社設立前の手続き支援、会社設立後の法的、技術的支援、行政関連の支援に、および優遇税制証明書の発行を含む優遇税制関連の支援まで一貫して行っている。現在カイロの他 4 か所に事務所があり、さらに 2 か所に新たな事務所を開設する

予定である。

大統領令により、GAFI の“ワンストップショップ窓口”機能のさらなる強化が明記され、GAFI の許認可取得関連の全サービスが今後一貫して同窓口から提供される点が規定された。また、各種申請フォームの統一や、投資手続き電子化等についても明記された。同令では、国内外の投資誘致活動を行う部署として、GAFI 内に新たに NCDPI (National Center for the Development and Promotion of Investment) を設立することも規定している。

②モロッコ

モロッコには投資委員会 (Commission des investissements)、モロッコ投資開発庁 (Agence Marocaine de Développement des Investissements, AMDI)、地方投資管理センター (Centres régionaux d'investissement, CRI) の 3 機関、加えてビジネス環境改善を担う国家ビジネス委員会 (Comité National de l'Environnement des Affaires, CNEA) が設置されている。

投資委員会は投資関連の最高決定機関で、首相が委員長、関係各省の大臣が委員を務める。投資総額が 2 億 DH 以上の大規模な投資プロジェクトに対する政府補助金の承認権限をもち、投資契約や協定の承認、投資環境改善あるいは投資局の効率改善のための提案等を行う。また、投資環境の改善のための措置をとる。

モロッコ投資開発庁は商工業・投資・デジタル経済省管轄下にある投資受け入れ窓口であり、投資委員会の事務局の役割も担っている。モロッコの投資促進の広報を行い、必要な手続き等の情報提供を行う。マドリード、パリ、フランクフルト、ローマ、ニューヨーク等に事務所がある。16 の地方に設置されている地方投資管理センターは、外資企業管理機関として知事が管轄している。センターには企業創設支援窓口および投資支援窓口が設けられ、地方投資に必要な情報を投資企業に提供し、2 億 DH 未満の投資プロジェクトの実施に必要な許認可取得を支援する。2 億 DH 以上のプロジェクトに関しては、センターがまずプロジェクトを審査し、その後適切な政府機関へ申請書を転送する。

首相が議長を務める国家ビジネス委員会は、ビジネス環境改善の戦略および実行計画の立案・調整、民間連携促進、投資促進のためのコミュニケーション戦略立案、改善効果の検証を担っている。

③チュニジア

チュニジア外国投資促進庁 (Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur, FIPA)、産業・技術革新促進庁 (Agence de Promotion de l'Industrie et de l'Innovation, APII)、農業投資促進庁 (Agence de Promotion des Investissements Agricoles, APIA)、国家投資機関 (Instance Tunisienne de l'Investissement) の 5 機関が海外投資関連の業務を担う。

チュニジア外国投資促進庁は 1995 年に計画・国際協力省管轄下に設立され、FDI 誘致のための情報発信、助言、支援等の促進活動を行う。産業・技術革新促進庁 (APII) は 1972 年投資促進法により設立された FDI 手続きを行うワンストップショップである。チュニス、スース、スファックスの 3 箇所に事務所を有する。株式会社の設立手続きは、オンラインの申請で 24~72 時間で行うことが可能である。農業投資促進庁は農業関連の FDI の手続き支援を行い、2016 年新投資法では大きな組織変更が行われた。

国家投資委員会は上級投資委員会 (Commission Supérieure d'Investissement) に代わって設立され、

投資促進やビジネス環境の整備に関する責任を担う。チュニジア首相がその長を務め、投資に関連する省庁の大臣と共に投資政策を策定、国家利益を鑑みて投資優遇措置の設定を行う。委員会と投資担当大臣の監督下には国家投資機関が設置され、優遇措置申請を検証、許認可の判断を行う。また同機関では投資企業と直接やり取りをして、認可を受けるための情報提供や支援を提供する担当者を設ける。

④ナイジェリア

連邦産業貿易投資省の下に、1995年 NIPC 法によって設立された投資促進委員会（NIPC）が下記の投資促進業務を担っている。潜在・既存の投資企業へのサポート、現地パートナーや新しいプロジェクトの情報提供、投資プロジェクトに応じた投資インセンティブパッケージの策定、投資プロモーションに加えて、政府に対して投資促進に必要な経済政策の提案、投資企業のための課題解決を行う。NIPCは FDI に関連する 27 の政府機関¹³¹をまとめたワンストップ投資センター（OSIC）を設立し、会社設立手続き、税制優遇の許認可、情報提供等を行っている。

（４）アルジェリアと近隣国との貿易

アルジェリア、EU、エジプト、モロッコ、チュニジアの 2014 年から 2016 年の全輸出入実績は表 3-8 のとおりである。

表 3-8 2014-2016 各国輸出入実績合計

年	輸出 (10 億 US ドル)						輸入 (10 億 US ドル)					
	アルジェリア	EU	エジプト	モロッコ	チュニジア	ナイジェリア	アルジェリア	EU	エジプト	モロッコ	チュニジア	ナイジェリア
2014	60.39	2,009.4	26.81	23.82	16.76	10.29	58.62	1,996.7	71.34	46.19	24.79	46.53
2015	34.80	2,111.2	21.97	22.04	14.07	-	51.80	2,040.4	74.36	37.55	20.22	-
2016	29.99	2,059.3	22.51	22.86	13.58	3.29	47.09	2,015.8	58.05	41.70	19.49	35.19
14-16 比較(%)	-50.3	2.5%	-16.1	-4.0	-19	-68	-19.7	1.0	-18.6	-9.7	-21.4	-34.2

(出所) UN Comtrade Database (2017 年 11 月 4 日アクセス)、Trade in goods with Algeria 2016, European Commission (1€=1.18USD 換算) より調査団作成。

アルジェリアの全輸出実績のうち、対エジプトが 2 億 8,700 万ドル、対モロッコ 4 億 99 万ドル、対チュニジア 6 億 300 万ドル、対ナイジェリアは 800 万ドルであった。対 EU の 194 億 7,400 万ドルは全体の 65%、対して上記 3 国合わせても 5%に満たない。いずれも主な輸出は炭化水素で全体の 95%以上を占める。モロッコにはそれ以外に化学製品、果物類を輸出、チュニジアには糖類、野菜、飲料、ガラス類、有機化学品、紙類等を輸出している。エジプトにも額は少ないがプラスチック、銅、鉄鋼等を輸出している。

2014 年と比較すると炭化水素の価格急落で全体 50%減、対 EU で 347 億 6,000 万ドルから 44%、エジプト 37%、モロッコ 56%、チュニジア 61%減であった。EU の輸入増、各国の輸入減少率を考

¹³¹ <http://www.invest-nigeria.com/agencies-at-osic/>

慮しても大きい減少率である。各国の輸出実績を見るとモロッコ、チュニジア、エジプトは産業の多角化に注力しており、アルジェリアも多角化への注力が待たれる。

同年の輸入実績ではエジプトから 4 億 7,600 万ドル、モロッコ 2 億 6,960 万ドル、チュニジア 4 億 3,100 万ドルを輸入、EU からは 240 億 3,100 万ドルである。エジプトからは多い順に食品、鉄鋼、銅、プラスチック、機械・電機機器類を、モロッコからは飲料・タバコ、鉄鋼、塩類、アルミ等の鉱物、無機化学品等を、チュニジアからは塩類、鉄鋼、無機化学品、電機機器、プラスチック、自動車、機械類等を輸入している。2014 年の輸入実績合計からも EU12.8%減、エジプト 17.3%減、チュニジア 16.6%減であった。モロッコからの輸入のみ 24.2%増で飲料・タバコ類が 30%、軽工業品が 3.6 倍に増加したのが主な理由である。EU からの輸入減少はアルジェリアの輸入規制による自動車・部品の輸入の減少が原因である。同様に食品や軽工業品の輸入も減少している。

表 3-9 2016 年アルジェリア対各国輸出入実績合計

輸出合計額・標準国際貿易分類	アルジェリア	EU	エジプト	モロッコ	チュニジア	ナイジェリア
合計 (10 億ドル)	29,992	19,474	287	499	603	8.0
食料品および動物 (食用)	311	112.1	27.3	2.3	6.1	0.2
飲料およびたばこ	7	3.5	0	0.0	0.0	-
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	85	60.2	0.0	0.0	2.2	0.0
鉱物性燃料	28,586	18,308	242.5	482	575	2.4
動植物性油脂	12	0.0	0.0	0.0	0.0	-
化学製品	887	693.8	0.1	11.7	4.1	0.0
工業製品	45	28.3	0.0	2.7	12.3	0.3
機械類および輸送用機器	54	81.4	16.5	0.2	0.7	5.1
雑製品	5	5.9	0.1	0.1	2.7	-
その他	-	7.1	-	0.0	0.0	-
輸入合計額・標準国際貿易分類	アルジェリア	EU	エジプト	モロッコ	チュニジア	ナイジェリア
合計 (10 億ドル)	47,091	24,031	476.1	269.6	431.0	1.3
食料品および動物 (食用)	7,710.9	2,671.5	0.0	39.6	19.8	0.0
飲料およびたばこ	390.3	148.7	103.6	54.2	1.8	0.0
非食品原材料 (鉱物性燃料を除く)	908.6	621.9	5.0	10.2	12.4	0.6
鉱物性燃料	1,562	1,126	0.8	-	22.5	0
動植物性油脂	744.1	146.3	8.7	0.2	1.1	0.0
化学製品	6,113	3,667	70.0	35.7	94.8	0.7
工業製品	9,824	4,561	214.5	60.8	182.7	0.0
機械類および輸送用機器	17,185	8,705	39.3	18.2	68.8	0.0
雑製品	2,653	1,176	34.3	50.8	27.0	0.0
その他	0.2	1,113	0.0	0	0.0	0.0

(出所) UN Comtrade Database (2017 年 11 月 4 日アクセス)、Trade in goods with Algeria 2016, European Commission (1€=1.18USD 換算) より調査団作成。

①マグレブ諸国：チュニジア、モロッコ

他のマグレブ諸国との貿易での一番の課題は、関税の高さである。アルジェリアの最恵国関税は平均 19%だが、モロッコとチュニジアの平均関税は 20%である。非関税障壁もアルジェリアはチュニジアに対して 746 品目、モロッコに対しては 1,204 品目に対して非関税障壁を設定しているといわれている¹³²。それ以外の国に対しては 417 品目である。

3 国の中でアルジェリアの炭化水素資源は群を抜いているものの、各国の生産品が類似しているため貿易による補完関係が成り立ちにくい面も指摘されている。一方で、モロッコ、チュニジアでは自動車部品、電機機器等の輸出が伸びている。

モロッコとアルジェリア間の高い輸送、ロジスティックス、通信コストと貿易体制の不整備、煩雑な手続きも課題である。陸路の鉄道網はアルジェリアとモロッコの間には敷設されておらず道路は封鎖されている。対チュニジアでも 2017 年 5 月からアルジェリア地中海沿岸部東部のアンナバからチュニスまで鉄道が開通し週 5 本（アンナバからチュニス 2 本、チュニスからは 3 本）の客車が運行しているのみで、陸路も整備されていない。

現在は各国政府が単独で EU、US と貿易関係を築き、マグレブ内での提携には消極的とも言われている。しかし地域貿易の欠如によって、ASEAN 等で行われる比較優位¹³³を活用した水平貿易モデルの実現が不可能になった結果産業の多角化の遅れにつながっている。

②エジプト

アルジェリアとエジプトの間では 1991 年に通商協定が署名されて以来、二国の関係は良好であるといえる。通商協定で設立されたアルジェリアーエジプトビジネス委員会（Egyptian-Algerian Business Council）は現在でも定期的に会合を開いている。

エジプトは炭化水素分野以外の産業においては第一の投資国である¹³⁴。2002 年にはエジプトの通信会社大手 Orascom Telecom がアルジェリア第 2 位の携帯電話の GSM のライセンスを取得後アルジェリア子会社である Djazzy GSM を設立した。

③EU

EU-アルジェリア連合協定で同意された輸入関税の段階的撤廃は進行に遅れがみられるが¹³⁵、EU とアルジェリアの最大貿易パートナーであることには変わらない。2017 年に開催された第 10 回連合協定評議会では 2020 年までの新体制が構築された¹³⁶。

¹³² Economic Integration in the Maghreb, the World Bank 2010

¹³³ マグレブの地域貿易は全 GDP3%で EU の 65%、NAFTA の 41%、ASEAN の%と比べるとかなり低い

¹³⁴ Egypt Ministry of Foreign Affairs

¹³⁵ アルジェリアの経済・貿易・投資、2016 年 3 月 JETRO

¹³⁶ https://ec.europa.eu/neighbourhood-enlargement/neighbourhood/countries/algeria_en

第4章 外国企業が直面するアルジェリア投資の課題と関連法令等

4-1 本章の構成と方法論

本章では、公開情報および既存のJICAの関連調査を基に、一般的に外国企業が直面するアルジェリア投資の課題およびそれぞれの課題に係る関連法令等を整理した¹³⁷。

まず、公開情報等から課題を抽出し、①アルジェリア政府による法制度の整備運用と履行管理の課題（社会制度に関するより広範かつ大きな課題）、②既存の個別具体的な法令・制度の内容と運用の課題、③その他の課題と3つの大項目に整理した。次に、大項目に付随する課題を10の小項目に分類した。その上で、個別の課題に関連するアルジェリアの関連法令等を公開情報に基づいて精査し、出所を脚注に明示した¹³⁸。

4-2 アルジェリア政府による法制度の整備運用と履行管理の課題

アルジェリア政府による法制度の整備運用と履行管理の課題を表4-1に示す。

表4-1 アルジェリア政府による法制度の整備運用・履行管理の課題

区分	課題	関連法令等	備考
I アルジェリア政府による運用・履行管理能力の課題			
I.1 法制度の硬直的な運用と未整備			
司法制度全般	1960～70年代に制定された法制度と社会主義に基づく法律の硬直的な運用	<ul style="list-style-type: none"> 政府構成法（1965年7月10日、1970年7月21日）¹³⁹、民事訴訟法（1966年6月8日）¹⁴⁰、民法（1975年9月26日）¹⁴¹、 社会主義会社経営令（1971年11月16日）¹⁴²、民間労働団体関係令（1971年11月16日）¹⁴³、商事契約法（商法典1巻4）¹⁴⁴、会社法（商法典5巻）（1975年9月26日）¹⁴⁵、同罰則規定¹⁴⁶ 	<ul style="list-style-type: none"> 法律や契約書が1960年代の古いフランスの商慣習で用意される。制度運用が厳格であり、個々の許認可が煩雑で罰金規定が多い。 社会主義に基づく会社経営と労働団体の保護が法令で規定されており、共有財産制に基づいて企業活動や財産の移転を厳格に管理する行政手続きや罰則が規定されている。このため、民間企業や外国人の営利活動および私有財産が厳しく制限されている。
	国際司法仲裁、紛争解決	<ul style="list-style-type: none"> 1965年投資紛争解決条約（ICSID条約）¹⁴⁷ 批准 	<ul style="list-style-type: none"> 国際契約に仲裁条項を含めることを承認。大規模プロジェクトにおいて紛争が頻発

¹³⁷ 本調査で実施した本邦企業ヒアリング結果については、第5章を参照されたい。

¹³⁸ 日本企業のアルジェリア進出における問題点を整理した既存資料としては、日本機械輸出組合「アルジェリアにおける問題点と要望」（2015年、2016年速報）を参照のこと。

¹³⁹ Ordonnance n° 65-182 du 10 juillet 1965 et 70-53 du 18 Djoumada I 1390 correspondant au 21 juillet 1970, portant constitution du Gouvernement

¹⁴⁰ Ordonnance n° 66-154 du 18 Safar 1386 correspondant au 8 juin 1966, modifiée et complétée portant code de procédure civile

¹⁴¹ Ordonnance n° 75-58 du 20 Ramadhan 1395 correspondant au 26 septembre 1975, modifiée et complétée portant code civil

¹⁴² Ordonnance n° 71-74 du 16 novembre 1971, relative à la gestion socialiste des entreprises

¹⁴³ Ordonnance n° 71-75 du 16 novembre 1971, relative au rapport collectif de travail dans le secteur privé

¹⁴⁴ Ordonnance n° 75-59 du 20 Ramadhan 1395 correspondant au 26 septembre 1975 portant code de commerce, modifié et complétée, Livre I, Du Commerce en Général, Titre IV, Code des contrats commerciaux

¹⁴⁵ Idem, Livre V, Code des sociétés commerciales

¹⁴⁶ Idem, Titre II, Dispositions pénales

¹⁴⁷ Convention du CIRDI : Convention pour le règlement des différends relatifs aux investissements entre États et ressortissants d'autres États (The 1965 Convention on the Settlement of Investment Disputes between States and Nationals of Other States, Washington Convention)

		<ul style="list-style-type: none"> 政令 93-09 号¹⁴⁸（民事訴訟法の一部を改正する規則） 公共市場規制令（2015 年 9 月 16 日）¹⁴⁹153 条（紛争調停） 	<p>しており、国内法での解決には数年かかると言われ、実際の企業間、企業対政府の紛争解決は政治家（政府調停委員会）が行う（米商務省 Investment Climate）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共市場における紛争の司法調停を制限し、政府調停委員会による法廷外での解決枠組みを強化。
	司法の不平等性、汚職体質	<ul style="list-style-type: none"> 2003 年国際連合腐敗防止条約¹⁵⁰批准 汚職予防対策法（2006 年 2 月 20 日）¹⁵¹ 	<ul style="list-style-type: none"> 2013 年に財務省汚職対策センター(OCRC)が設立され、2016 年には反マネーロンダリング法、反テロリズム金融法例がさらに強化されるなど積極的な対策がとられている（米商務省 Investment Climate）。
法制度の未整備	二国間投資協定 ¹⁵² 、租税条約 ¹⁵³ の未締結	<ul style="list-style-type: none"> 2016 年投資促進法¹⁵⁴24 条 	<ul style="list-style-type: none"> 二国間投資協定がない場合、外資系企業と政府との間の紛争はアルジェリア裁判所が仲裁。
	国際競争入札制度の未整備、随意契約の多さ	<ul style="list-style-type: none"> 競争令（2003 年 7 月 19 日）¹⁵⁵ 入札資格手続令（2005 年 5 月 12 日）¹⁵⁶ 反ダンピング法実施令（2005 年 6 月 22 日）¹⁵⁷ 公共市場規制令（2015 年 9 月 16 日）¹⁵⁸ 85 条（国内生産の保護） 	<ul style="list-style-type: none"> 国内生産の保護のため、外国企業が単独で応札する場合は最低 30%をアルジェリア企業の下請契約に配分しなければならない。競争入札は外資系企業の参入促進が目的ではない¹⁵⁹。
法制度の突然の変更	各種規制の突然の変更（駐在員事務所規定）	<ul style="list-style-type: none"> 2015 年補正予算法¹⁶⁰25 条（駐在員事務所の登記・更新費用 10 万 DZD から 150 万 DZD に引き上げ） 商務省令（2015 年 11 月 9 日）¹⁶¹（駐在員事務所の経済活動の禁止等の業務規定、2 年毎の更新、150 	<ul style="list-style-type: none"> 商務省発省庁間命令（1986 年 7 月 30 日）¹⁶²で規定されていた外国法人の駐在員事務所について、上記商務省令で正式に規定。これに伴い認可審査が厳格化。既存事務所の事業も見直しが行われ、更新手続きにも支障が出ている模様。（2009 年予算

¹⁴⁸ Décret législatif n° 93-09 du 25 avril 1993 modifiant et complétant l'ordonnance n° 66-154 du 8 juin 1966 portant code de procédure civile

¹⁴⁹ Décret présidentiel n°15-247 du 2 Dhou El Hidja 1436 correspondant au 16 septembre 2015 portant réglementation des marchés publics et des délégations de service public

¹⁵⁰ Convention des Nations unies contre la corruption adoptée par l'Assemblée Générale des Nations Unies à New York le 31 octobre 2003

¹⁵¹ Loi n° 06-01 du 21 Moharram 1427 correspondant au 20 février 2006 relative à la prévention et à la lutte contre la corruption

¹⁵² 投資協定締結国 アルゼンチン、オーストリア、バーレーン、ブルガリア、中国、キューバ、デンマーク、エジプト、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、インドネシア、イラン、イタリア、ヨルダン、クウェート、リビア、マレーシア、マリ、モザンビーク、オランダ、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア連邦、セルビア、南アフリカ、韓国、スペイン、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ベトナム、イエメン。アルジェリアは EU およびアラブ連盟と自由貿易協定を締結している。

¹⁵³ 租税条約締結国 英国、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア、ブルガリア、スペイン、フランス、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スイス、トルコ、ウクライナ、マグレブ・アラブ連盟、モーリタニア、サウジアラビア、バーレーン、エジプト、アラブ首長国連邦、ヨルダン、クウェート、カタール、イラン、レバノン、シリア、オマーン、イエメン、南アフリカ、中国、韓国、インドネシア、カナダ

¹⁵⁴ Loi n° 16-09 du 29 Chaoual 1437 correspondant au 3 août 2016 relative à la promotion de l'investissement

¹⁵⁵ Ordonnance n° 03-03 du 19 Joumada El Oula 1424 correspondant au 19 juillet 2003 relative à la concurrence

¹⁵⁶ Décret n° 05-175 du 3 Rabie Ethani 1426 correspondant au 12 mai 2005 fixant les modalités d'obtention de l'attestation négative relative aux ententes et à la position dominante sur le marché

¹⁵⁷ Décret n° 05-222 du 15 Joumada El Oula 1426 correspondant au 22 juin 2005 fixant les conditions et les modalités de mise en œuvre du droit antidumping

¹⁵⁸ Décret présidentiel n°15-247 du 2 Dhou El Hidja 1436 correspondant au 16 septembre 2015 portant réglementation des marchés publics et des délégations de service public

¹⁵⁹ GIDE Loyette Nouel, Alerte Client « Nouveau Code des Marchés Publics entré en vigueur en Algérie », mars 2016

¹⁶⁰ Ordonnance n° 15-01 du 7 Chaoual 1436 correspondant au 23 juillet 2015 portant loi de finances complémentaire pour 2015

¹⁶¹ Arrêté du 26 Moharram 1437 correspondant au 9 novembre 2015 définissant les conditions et les modalités d'ouverture et de fonctionnement des bureaux de liaison non commerciaux

¹⁶² L'instruction interministérielle du 30 juillet 1986 relative aux obligations financières des bureaux de liaison d'entreprises ou de groupements d'entreprises étrangères agréés par le ministère du Commerce

		万 DZD の登記・更新費用、商務省への預託金の 2 万ドルから 3 万ドルへの引き上げ、銀行口座に最低 5,000 ドル保有等)	法 ¹⁶³ で外資の支店 (Succursale d'Entreprise Étrangère) は開設不可 (現行))。
	各種規制の突然の変更 (新規に輸入された新車に対する安全基準)	・産業・鉱山省令 (2015 年 3 月 23 日) 22 条、23 条 (新規輸入された新車に対する新たな詳細な安全基準) ¹⁶⁴	・ロットで輸入された新規車両は、既に承認されたモデルの製造業者が作成した説明通知に関しサンプリングと適合性のチェックを受けなければならない。このチェックは通関業務の前に港湾インフラにおいて実施される。
I.2 行政手続き			
諸制度・慣行・非能率な行政手続	行政手続きの遅れ (官僚制による手続きの遅延・長期化) と履行管理	・政府構成法 (1965 年 7 月 10 日、1970 年 7 月 21 日) ¹⁶⁵ 、民事行政手続法 (2008 年 2 月 25 日) ¹⁶⁶	・担当大臣や局長が頻繁にかわり、政府の方針もその影響で変更がある。司法組織や行政手続きも政府の方針の影響で変更がある。 ・新しい法律が公示される仕組みがあるが、公示内容のとおりでないことが多々ある。また、法自体は存在するが施行細則が存在しないことが多く、省庁や担当や実務家によって解釈が異なる。 ・行政手続きが厳格かつ煩雑で長時間を要する。
	公共支出の予算策定および執行の遅れ	・新経済成長モデル ¹⁶⁷ 、AfDB PACIE ¹⁶⁸ (Programme components 5.2.8)	・中期的な財源調達と公共支出の円滑化を勧告。AfDB の借款条件は公共市場規制庁 (ARMP) の設立と予算組織法 (LOLF) の制定。仮に円借款が始まり、個別のインフラ案件の整備が進んだとしても、公共支出全体として問題があると関連インフラの整備が遅れ、包括的な経済開発戦略に支障が生じる。
	工業仕様の未統一	・国家標準化機構令 (2005 年 12 月 6 日) ¹⁶⁹ ・国家認証機構令 (2005 年 12 月 6 日) ¹⁷⁰ ・輸入品通関監督手続令 (2005 年 12 月 10 日) ¹⁷¹	・国家認証マークは TEDJ。NF マーク、CE マークが国内で受容・参照されている。
	パフォーマンスボンドのリリースの遅れと業者の金利負担	・公共市場規制令 (2015 年 9 月 16 日) ¹⁷² 124 条～134 条 (保証金)	・企業が国または地方自治体による公共事業の入札に参加する際に保証金となるパフォーマンスボンド (Caution de bonne exécution du marché) が必要。外資受託業

¹⁶³ Loi n° 08-21 du 2 Moharram 1430 correspondant au 30 décembre 2008 portant loi de finances pour 2009

¹⁶⁴ Arrêté du 2 Joumada Ethania 1436 correspondant au 23 mars 2015 fixant les cahiers des charges relatifs aux conditions et modalités d'exercice des activités de concessionnaires de véhicules neufs

¹⁶⁵ Ordonnance n° 65-182 du 10 juillet 1965 et 70-53 du 18 Djoumada I 1390 correspondant au 21 juillet 1970, portant constitution du Gouvernement

¹⁶⁶ Loi n° 08-09 du 18 Safar 1429 correspondant au 25 février 2008 portant code de procédure civile et administrative

¹⁶⁷ République Algérienne Démocratique et Populaire, Ministère des Finances, *Le Nouveau Modèle de Croissance (Synthèse)*, juillet 2016

¹⁶⁸ African Development Bank, Algeria Industrial and Energy Competitiveness Support Programme (PACIE), October 2016

¹⁶⁹ Art. 13, Décret exécutif n° 05-465 du 4 Dhou El Kaâda 1426 correspondant au 6 décembre 2005 relatif à l'organisation et au fonctionnement de la normalisation, Décret exécutif n° 05-465 du 4 Dhou El Kaada 1426 correspondant au 6 décembre 2005 relatif à l'évaluation de la conformité

¹⁷⁰ Décret exécutif n° 05-466 du 4 Dhou El Kaada 1426 correspondant au 6 décembre 2005 portant création, organisation et fonctionnement de l'organisme algérien d'accréditation « ALGERAC »

¹⁷¹ Décret exécutif n° 05-467 du 8 Dhou El Kaada 1426 correspondant au 10 décembre 2005 fixant les conditions et les modalités de contrôle aux frontières de la conformité des produits importés

¹⁷² Décret présidentiel n°15-247 du 2 Dhou El Hidja 1436 correspondant au 16 septembre 2015 portant réglementation des marchés publics et des délégations de service public

			者の場合も大手外資銀行が発行する保証の対象となっているアルジェリア銀行法人が発行する金融保証が必要。施工3ヶ月前までに支払う。保証金は受託業者とその取引銀行で合意された形式に規定される。保証金額は契約金額の5%から10%。
産業育成政策	産業育成政策の一貫性の欠如	—	<ul style="list-style-type: none"> 産業育成の観点から法整備がなされていない。 税制優遇、外貨割当、輸入制限等に産業政策に基づいた戦略性が見られない。

(出所) 調査団作成

4-3 既存の法令・制度に関する課題

既存の法令・制度に関する課題を表4-2に示す。

表4-2 既存の法令・制度に関する課題

区分	課題	関連法令等	備考
II 既存の法令・制度に関する課題			
II.1 外国資本の出資・配当・譲渡に関する規制			
外資参入規制	外資出資比率制限 (49%以下)	<ul style="list-style-type: none"> 2016年予算法¹⁷³66条(アルジェリア企業51%以上出資) 会社法(商法典5巻)(1975年9月26日)¹⁷⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年の輸入急増を懸念して、輸入規制・外資規制(国内産業保護)の一環として2009年補正予算法58条で導入(2010年補正予算法で既存外資への適用可能性に言及)¹⁷⁵。2009年以前は炭化水素部門等の一部業種に限定されていたが、全業種に適用。政府は、外資誘致が公共事業に向かい、国内生産基盤に貢献してこなかったとの見解。本規制は予算法で運用されており、2016年制定の投資促進法、2017年制定の投資関連政令¹⁷⁶に関連条項がなかったことから、撤廃を期待する報道あり。 資本増減時の規定と同罰則規定¹⁷⁷。

¹⁷³ Loi n° 15-18 du 18 Rabie El Aouel 1437 correspondant au 30 décembre 2015 portant loi de finances pour 2016

¹⁷⁴ Ordonnance n° 75-59 du 26 septembre 1975 portant code de commerce, modifié et complétée, Livre V, Code des sociétés commerciales

¹⁷⁵ Ordonnance n° 09-01 du 29 Rajab 1430 correspondant au 22 juillet 2009 portant loi de finances complémentaire pour 2009, Ordonnance n° 10-01 du 16 Ramadhan 1431 correspondant au 26 août 2010 portant loi de finances complémentaire pour 2010

¹⁷⁶ Décret exécutif n° 17-101 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant les listes négatives, les seuils d'éligibilité et les modalités d'application des avantages aux différents types d'investissement, Décret exécutif n° 17-102 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant les modalités d'enregistrement des investissements ainsi que la forme et les effets de l'attestation s'y rapportant, Décret exécutif n° 17-103 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant le montant et les modalités de perception de la redevance pour traitement de dossiers d'investissement, Décret exécutif n° 17-104 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 relatif au suivi des investissements et aux sanctions applicables pour non-respect des obligations et engagements souscrits, Décret exécutif n° 17-105 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant les modalités d'application des avantages supplémentaires d'exploitation accordés aux investissements créant plus de cent (100) emplois

¹⁷⁷ Idem, Titre II Dispositions pénales, Section IV Infraction relatives aux modifications du capital social

	配当送金、金融資本調達に関する不明瞭な運用	<ul style="list-style-type: none"> 2016年投資促進法16-09号¹⁷⁸、2009年予算法¹⁷⁹10条、直接税・関連税法¹⁸⁰182条ter、アルジェリア中銀規則05-03号（2005年6月6日）¹⁸¹、09-01号（2009年2月17日付）¹⁸² 海外投資資金調達令（2013年9月26日）¹⁸³ 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年補正予算法以降、再販業の配当金の本国送金禁止。非居住者への利益送金は税務署への事前申告・証明書発行手続き、銀行承認・必要に応じて中銀による承認が必要なため時間を要している模様。他国企業では係争事例有（米商務省）。（2016年投資促進法25条により、当初の投資額を超える海外送金可能。） 海外からの資金調達の禁止、海外通貨での決済禁止（JETRO）例外として外部からの資金調達の規制緩和を決定しているが運用は不明。
	再投資義務	<ul style="list-style-type: none"> 2016年予算法¹⁸⁴2条（直接税法142条改正） 会社法（商法典5巻）（1975年9月）¹⁸⁵ 	<ul style="list-style-type: none"> 投資インセンティブで税制優遇を受けた投資家は、その税制優遇の30%（前年まで100%）を4年以内に再投資する。再投資が行われない場合はその金額の返還および30%の追徴金を支払う。 資本増減時の規定と同罰則規定¹⁸⁶。
	保有株式売却時のアルジェリア政府・公団による先買権	<ul style="list-style-type: none"> 2016年投資促進法¹⁸⁷30条、31条 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年補正予算法62条で導入。その後、2010年補正予算法46条、2014年予算法57条で運用継続していたが、上記で法規定。海外での株式譲渡に起因するアルジェリア企業株（優遇措置を受けた）の外資保有分の10%以上の譲渡にも適用（31条）。外資によるアルジェリア経済への影響を限定させたい意向（GIDE法律事務所）¹⁸⁸。
国産化要請・現地調達率と恩典（自動車）	外資参入、および自動車現地組立事業に対する優遇政策や、現地調達等の条件等が不明	<ul style="list-style-type: none"> 産業・鉱山省令（2015年3月23日）¹⁸⁹ 2017年予算法¹⁹⁰、政令17-101～105号（2017年3月5日）¹⁹¹ 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸入台数が2012年に60万台に達し、政府は輸入抑制措置を開始。16年上期の貿易赤字拡大を受け、16年に輸入枠を8万3,000台に設定（最終的に10万台弱）。これにより大手外資完成車メーカーの進出が加速。 新車の輸入代理店に対して、2017年までに自動車を組立生産することが義務づけられた。各代理店は投資計画を2016年12月31日までに提出するよう、

¹⁷⁸ Loi n° 16-09 du 29 Chaoual 1437 correspondant au 3 août 2016 relative à la promotion de l'investissement

¹⁷⁹ Loi n° 08-21 du 2 Moharram 1430 correspondant au 30 décembre 2008 portant loi de finances pour 2009

¹⁸⁰ Code des impôts directs et taxes assimilées

¹⁸¹ Règlement de la Banque d'Algérie n°05-03 du 06 juin 2005 relatif aux investissements étrangers

¹⁸² Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-01 du 21 Safar 1430 correspondant au 17 février 2009 relatif aux compte devises des personnes physiques de nationalité étrangère et des personnes morales non résidentes

¹⁸³ Décret exécutif n° 13-320 du 20 Dhou El Kaada 1434 correspondant au 26 septembre 2013 précisant les modalités de recours aux financements nécessaires à la réalisation des investissements étrangers directs ou en partenariat

¹⁸⁴ Loi n° 15-18 du 18 Rabie El Aouel 1437 correspondant au 30 décembre 2015 portant loi de finances pour 2016

¹⁸⁵ Ordonnance n° 75-59 du 26 septembre 1975 portant code de commerce, modifié et complétée, Livre V, Code des sociétés commerciales

¹⁸⁶ Idem, Titre II Dispositions pénales, Section IV Infraction relatives aux modifications du capital social

¹⁸⁷ Loi n° 16-09 du 29 Chaoual 1437 correspondant au 3 août 2016 relative à la promotion de l'investissement

¹⁸⁸ GIDE Loyette Nouel, « Alerte Client Nouveau Code des Investissements en Algérie », le 26 août 2016

¹⁸⁹ Arrêté du 2 Joumada Ethania 1436 correspondant au 23 mars 2015 fixant les cahiers des charges relatifs aux conditions et modalités d'exercice des activités de concessionnaires de véhicules neufs

¹⁹⁰ Art. 33 de la Loi de finance 2017 modifie et rédige « Art. 50 bis - L'octroi du remboursement de taxes sur la valeur ajoutée est subordonné aux conditions ci-après : les demandes de remboursement des grandes entreprises, du directeur des impôts de wilaya, ou du chef du centre des impôts compétent au plus tard le 20 du mois qui suit le trimestre au titre duquel le remboursement est sollicité »

¹⁹¹ Décret exécutif n° 17-101, 102, 103, 104, 105 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant les listes négatives, les seuils d'éligibilité et les modalités d'application des avantages aux différents types d'investissement

			<p>6月頃に勧告も出されている。違反すると営業ライセンスが取り消される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地生産企業に対して投資額、雇用規模、現地調達率等に応じた優遇措置を規定。予算法 88 条で、投資の実現、雇用数、現地調達率を条件に CDK 等の組立生産メーカーに優遇税制を設定するが、詳細は省庁間命令で規定するとしてま産業・鉱山省や商務省サイトでは新たな法令がなく今に至っている。政令 17-101 の、投資優遇措置の対象外となるネガティブリストに、「規定の現地調達率を満たさない」メーカーが含まれている。
11.2 貿易関連規制（非関税障壁）			
通関手続	通関手続	<ul style="list-style-type: none"> ・2009年補正予算法¹⁹² ・通関申告令（2010年11月14日）¹⁹³ 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い手続きは商業証（carte de commerçant）保有者または輸入業者のマネージャーが直接行うことが必要。 ・通関手続きは通関業者ではなく積荷の所有者が行わなければならない（実際の運用は通関委任状（Power of Attorney, PA）を持った社員が行える）。 ・世界銀行 Doing Business ランキングでは、アルジェリアは Registration Property では項目 163 位、Trading across borders では 181 位。
	港湾の設備環境の未整備と通関貨物処理能力	—	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾は運輸省管轄公社（Entreprise publique économique, EPE）である各地の港湾公社（Entreprises Portuaires d'Alger, d'Olan, d'Annaba, de Bejaia, etc.）が管理運営。各公社の開発局（Direction de développement）が港湾開発を担当。
	通関コード	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリュッセル国際通関コード共通システム条約承認法（1991年4月27日）、同批准大統領令（1991年7月20日）¹⁹⁴ ・新関税法（2001年8月20日）、同承認法（2001年10月21日）¹⁹⁵ 	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易物品の管理の改善が見込まれる。2017年予算法 27 条に一部消費財の HS10 桁コードが記載されている¹⁹⁶。
輸入手続	輸入ライセンスの取得義務	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人営利活動証令（2006年12月11日）¹⁹⁷ 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人がアルジェリアでビジネスを行うためには営利活動証（Carte professionnelle）の取得が必要。輸入業務に従事するためには商業証（Carte de

¹⁹² Ordonnance n° 09-01 du 29 Rajab 1430 correspondant au 22 juillet 2009 portant loi de finances complémentaire pour 2009

¹⁹³ Décret exécutif n° 10-288 du 8 Dhou El Hidja 1431 correspondant au 14 novembre 2010 relatif aux personnes habilitées à déclarer les marchandises en détail

¹⁹⁴ Loi n° 91-09 du 12 choual 1411 correspondant au 27 avril 1991 portant approbation de la convention internationale sur le Système harmonisé de désignation et de codification des marchandises faite à Bruxelles le 14 Juin 1983, Décret présidentiel n° 91-241 du 8 moharrem 1412 correspondant au 20 juillet 1991 portant ratification de la convention internationale sur le Système harmonisé de désignation et de codification des marchandises, faite à Bruxelles le 14 Juin 1983

¹⁹⁵ Ordonnance n° 01-02 du 01 Joumada Ethania 1422 correspondant au 20 Août 2001 instituant un nouveau Tarif Douanier, Loi n° 01-15 du 04 Chaâbane 1422 correspondant au 21 Octobre 2001, portant approbation de l'Ordonnance n° 01-02 du 01 Joumada Ethania 1422 correspondant au 20 Août 2001 instituant un nouveau Tarif Douanier

¹⁹⁶ République Algérienne Démocratique et Populaire, Ministre des Finances, Direction Générale des Douanes, Direction de la Fiscalité et du Recouvrement, Sous Direction du Tarif douanier et de l'Origine des marchandises, Tarif Douanier, Douanes Algériennes 2016

¹⁹⁷ Décret Exécutif n° 06 -454 du 20 Dhou El Kaada 1427 correspondant au 11 décembre 2006 relatif à la carte professionnelle délivrée aux étrangers exerçant sur le territoire national une activité commerciale, industrielle et artisanale ou une profession libérale

			commerçant)の取得が必須で6ヵ月毎に更新する必要がある。
	外貨建て決済制限措置(銀行の輸入保証金の総額引き下げによるL/C発行減)	・アルジェリア中銀指令02-15号(2015年7月22日) ¹⁹⁸	・同指導では、銀行の財務健全化が目的と記載。15年上半期に貿易赤字に転落、現行の輸入決済はL/Cが大半のため、同規制により、輸入業者のL/C開設を抑制、輸入抑制につながっている。
	輸入抑制、仲介業者の排除(自動車)	・2015年予算法 ¹⁹⁹ ・補正予算法 ²⁰⁰ ・投資優遇手続資格令第17-101号(2017年3月5日) ²⁰¹ ・産業・鉱山省令(15年3月23日および5月12日) ²⁰²	・2014年の油価下落による貿易収支悪化・外準やFRR減を懸念し、輸入抑制の一環として、アルジェリアの主要輸入品目である自動車(建機・農機含む)やセメントに関わる各種規制を導入。アルジェリアの輸入ディーラーに自動車産業・準産業への再投資(組立生産や部品生産等)を義務づけ、産業基盤強化を図りたい意向。16年8月施行まで18ヵ月間の猶予設定。
輸出手続	再輸出規制	・アルジェリア郵便電信規制局理事会決議6条(2015年9月14日) ²⁰³	・電機通信機器の仮輸入の場合、輸出認可業者は、その一部または全部を再輸出する際、郵便電信規制当局に対し、当局の再輸出許可証のコピー数部、通関諸書類、全部再輸出の際は輸出許可証の原本を提出しなければならない。
II.3 金融関連規制			
為替管理	外貨送金各種規則の変更と恣意的運用(海外への外貨送金に対するアルジェリア中銀の許可基準・手続き不透明)	・アルジェリア中銀規則09-01号(2009年2月17日) ²⁰⁴	・非居住者の外貨管理を明確化。非居住者の場合、利用可能な銀行口座のうち、INR口座(Compte intérieur non résidents)からの海外送金はアルジェリア中銀の許可が必要。その基準・手続きが不透明の様相。同口座は非居住者がアルジェリア企業と締結した契約をベースに契約期間中にディナールで支払うために利用できる特殊口座。非居住者が政府案件を受注した場合に利用。(この他、CEDAC口座(Compte en dinars algériens convertible)であれば、海外からの外貨を受け入れ、ディナールでの支払い、海外への送金が自由。)
	内貨から外貨への転換を伴う外国送金許可取得に困難を伴う(INRからCEDACへの資金)	・同上。	・CEDACからINRに資金移動した場合に限って、同額までINRからCEDACに戻すことが可能。INRの利用目的が国内での支払いに限定されているため。CEDAC口座(Compte en dinars algériens convertible)は海外から外貨を受け入れ、

¹⁹⁸ Instruction n° 02-15 du 22 juillet 2015 fixant le niveau des engagements extérieurs des banques et établissements financiers

¹⁹⁹ Loi n°14-10 du 8 Rabie El Aouel 1436 correspondant au 30 décembre 2014 portant loi de finances pour 2015

²⁰⁰ Ordonnance nA 15-01 du 7 Chaoual 1436 correspondant au 23 juillet 2015 portant loi de finances complémentaire pour 2015

²⁰¹ Décret exécutif n° 17-101 du 6 Joumada Ethania 1438 correspondant au 5 mars 2017 fixant les listes négatives, les seuils d'éligibilité et les modalités d'application des avantages aux différents types d'investissement

²⁰² Arrêté du 2 Joumada Ethania 1436 correspondant au 23 mars 2015 fixant les cahiers des charges relatifs aux conditions et modalités d'exercice des activités de concessionnaires de véhicules neufs, Arrêté du 23 Rajab 1436 correspondant au 12 mai 2015 modifiant l'arrêté du 2 Joumada Ethania 1436 correspondant au 23 mars 2015 fixant les cahiers des charges relatifs aux conditions et modalités d'exercice des activités de concessionnaires de véhicules neufs

²⁰³ Le Conseil de l'Autorité de Régulation de la Poste et des Télécommunications (ARPT), DECISION N°85/SP/PC/ARPT/15 du 14/09/2015 Fixant les conditions générales d'établissement et d'exploitation des réseaux privés empruntant le domaine public, y compris hertzien et des réseaux privés utilisant exclusivement des capacités louées auprès des opérateurs titulaires d'une licence

²⁰⁴ Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-01 du 21 Safar 1430 correspondant au 17 février 2009 relatif aux comptes devises des personnes physiques, de nationalité étrangère, résidentes et non résidentes et des personnes morales non résidentes

	移動に制限)		ディナールでの支払いや外貨の海外送金に自由に利用できる。 <ul style="list-style-type: none"> アルジェリアで事業を実施する際には、当該企業は納税者としてプロジェクトごとに存在の報告書（Déclaration d'existence, DE）を活動を始めてから 30 日以内に営業を行っている場所のある地域を管轄する税務当局に提出する必要がある（※PE とは異なる概念）。そして、DE の申請後プロジェクトごとに INR 口座を開く必要があり時間を要する。
国内金融制度の規制緩和	国内決済の近代化、銀行手続きの簡素化	<ul style="list-style-type: none"> アルジェリア中銀諸規則²⁰⁵ 2016 年予算法²⁰⁶55 条 	<ul style="list-style-type: none"> 外資支店開設、外貨取引、口座管理、金融活動、外国籍者および非居住法人の口座管理を規制。 政府の認可無く、国外からの借入不可（完全不可から緩和、認可基準などの運用規則は今後制定）。 債権回収制度の改善、金融仲介活動の障壁撤廃について IMF に指摘されている²⁰⁷。
11.4 税制			
税制	税制度全般の不明瞭さ、煩雑さ、不確実性、解釈の不統一	・税法（Code général des impôts）	・費用の判断基準等の解釈・運用が個人によるところが多く、VAT 還付等の手続きに大変な時間がかかり、ビジネス上の不確実性が高い。
	高い法人関連税	・税法（Code général des impôts）	・世銀の試算では、法人税に加え、社会保障負担、営利活動税、職業訓練税、産業廃水税、土地税、自動車税等、対純利益計 65.6%の税金を払うとされる ²⁰⁸ 。（世界銀行 Doing Business）
	困難さを伴う付加価値税還付	・2017 年予算法 33 条 ²⁰⁹ （50 条補足・付加価値税還付条件の追加）	・大企業、県税務局長または同権限を持つ税務署長の還付願は、遅くとも三半期末翌月 20 日までに提出する。
	人材育成のための優遇税制	—	・税法改正手続き条件を定める財務大臣覚書（Circulaire）の発出が必要となる。
11.5 雇用・労使関連			
雇用	柔軟性に欠ける雇用	・雇用管理法 04-19 号（2004 年 12 月 25 日） ²¹⁰ 、雇用庁組織令 06-77 号	・国家雇用局（ANEM）が民間の職業斡旋を一括所掌。雇用主は、ANEM への求人

²⁰⁵ Règlement de la Banque d'Algérie n° 06-02 du 11 Safar 1427 correspondant au 24 septembre 2006 relatif à la constitution de banque et l'établissement financier d'installation de succursale de banque et d'établissement financier étranger, Règlement de la Banque d'Algérie n° 07-01 du 15 Moharram 1428 correspondant au 3 février 2007 relatif aux règles applicable aux transactions courantes avec l'étranger et aux comptes devises, Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-04 du Aouel Chaâbane 1430 correspondant au 23 juillet 2009 relatif au plan de comptes bancaires aux banques, Règlement de la Banque d'Algérie n° 13-01 du 26 Joumada El Oula 1434 correspondant au 8 avril 2013 relatif aux règles générales en matière de conditions de banque applicables aux opérations de banque, Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-01 du 21 Safar 1430 correspondant au 17 février 2009 relatif aux compte devises des personnes physiques de nationalité étrangère et des personnes morales non résidentes

²⁰⁶ Loi n° 15-18 du 18 Rabie El Aouel 1437 correspondant au 30 décembre 2015 portant loi de finances pour 2016

²⁰⁷ IMF Report on the observance of standards and codes (ROSC) Algeria

²⁰⁸ Code général des impôts : Taxe sur l'activité professionnelle (TAP), Taxe de formation professionnelle continue, Taxe d'apprentissage, Taxe complémentaire sur les eaux usées industrielles, Taxe foncière sur les propriétés bâties, Taxe foncière sur les propriétés non bâties, Taxe des véhicules

²⁰⁹ Art. 33 de la Loi de finance 2017 modifie et rédige « Art. 50 bis - L'octroi du remboursement de taxes sur la valeur ajoutée est subordonné aux conditions ci-après : les demandes de remboursement des grandes entreprises, du directeur des impôts de wilaya, ou du chef du centre des impôts compétent au plus tard le 20 du mois qui suit le trimestre au titre duquel le remboursement est sollicité »

²¹⁰ Loi n° 04-19 du 13 Dhou El Kaada 1425 correspondant au 25 décembre 2004 relative au placement des travailleurs et au contrôle de l'emploi

		(2006年2月18日) ²¹¹	情報の提示を義務づけられていたが、失業対策強化で、2004年に罰則が強化(2017年予算法でさらに罰則強化)。(European Training Foundation 2014年報告書)
労使問題	ストや賃金上昇への対応難	<ul style="list-style-type: none"> 国際労働基準 98号²¹²、労使関係法(1990年4月21日)²¹³5条・6条 労働組合法(1990年6月2日、1991年12月21日改正、1996年6月10日改正)²¹⁴ 	<ul style="list-style-type: none"> 労働基本権を規定。労働者の団結権、団体交渉権、労使紛争予防解決等を明記。 団体交渉手続きを規定、同50-57条が労働者の交渉権を保護。ただし、同法34条が定める代表権を満たす労組は政権寄りのアルジェリア労働者総連合(Union Générale des Travailleurs Algériens, UGATA)のみであり、同49条が定める国の助成金を受ける²¹⁵。他の労組は交渉権と国の助成金が得られず実質的に制限されている。
11.6 土地収用手続			
土地収用	工業団地用の土地収用の困難	<ul style="list-style-type: none"> 投資計画実施のための国有地コンセッション法(2008年9月1日)²¹⁶ 	<ul style="list-style-type: none"> 全セクターのコンセッションは県知事の投資計画の決定に帰属。投資対象地の供与は、民間市場(民間私有地・不動産の自由市場)と機関投資家市場(国の私有地)があり、39県の50工業地帯が2017年投資対象となる見込み。コンセッション期間33年、2回更新可能、漸次配当。土地配当は県知事令により発効、県産業・鉱山局長が県関連セクター局長と①工業地帯に属する解散した公営企業等の財と土地について、②都市開発大臣の合意の後、新興工業団地の管理体制について、③観光大臣の合意の後、国家観光開発庁の開発予定地について協議する。なお、次の土地は除く(農地、鉱区、炭化水素・電気・ガス採掘地帯、考古学文化遺跡一帯、国が支援する開発地、計画実現のためのコンセッション方式の配当に従う商業用地)。

(出所) 調査団作成

²¹¹ Décret exécutif n° 06-77 du 19 Moharram 1427 correspondant au 18 février 2006 fixant les missions, l'organisation et le fonctionnement de l'agence nationale de l'emploi

²¹² Convention n° 98 de l'Organisation Internationale du Travail du 1 juillet 1949 sur le droit d'organisation et de négociation collective

²¹³ Clinique du Droit de l'École de Droit de Sciences Po, « Droit des sociétés et Droit du Travail en Algérie », RISE, mars 2012. Loi n° 90-11 du 21 avril 1990 relative aux relations de travail complétée et modifiée par Loi n° 91-29 du 21 décembre 1991, Décret législatif n° 94-03 du 11 avril 1994, Ordonnance n° 96-21 du 9 juillet 1996, Ordonnance n° 97-02 du 11 janvier 1997, Ordonnance n° 97-03 du 11 janvier 1997

²¹⁴ Loi n° 90-14 du 9 Dhou El Kaada 1410 correspondant au 2 juin 1990 relative aux modalités d'exercice du droit syndical, modifiée et complétée par la Loi n° 91-30 du 21 décembre 1991, Ordonnance n° 96-12 du 10 juin 1996 modifiant et complétant la loi no 90-14 du 2 juin 1990 relative aux modalités d'exercice du droit syndical

²¹⁵ Loi n° 90-14 du 9 Dhou El Kaada 1410 correspondant au 2 juin 1990 relative aux modalités d'exercice du droit syndical, Circulaire n° 9 du 19 mai relative à la représentativité des organisations syndicales

²¹⁶ Ordonnance n° 08-04 du Aouel Ramadhan 1429 correspondant au 1er septembre 2008 fixant les conditions et modalités de concession des terrains relevant du domaine privé de l'État destinés à la réalisation de projets d'investissement

4-4 その他の課題

その他の課題を表4-3に示す。

表4-3 その他の課題

区分	課題	関連法令等	備考
III その他の課題			
III.1 治安			
治安	テロ対策、外国人駐在者の安全の保障	<ul style="list-style-type: none"> テロ対策資金洗浄防止法令(2005年2月6日)²¹⁷、アルジェリア中銀規則12-03号(2012年11月28日)²¹⁸ 国際協力と国内法規の強化²¹⁹ 国連諸決議と金融活動作業部会(Financial Action Task Force: FATF / Group d'Action Financière, GAFI)の勧告(2012年2月、2016年2月改訂)²²⁰に則ったテロ対策部隊と国境監視の強化、資金洗浄に対する刑法改正法案²²¹ 	<ul style="list-style-type: none"> 原理主義テロ対策協力に関するアルジェ国際ワークショップにおける中近東アフリカ担当アルジェリア公使の演説(2016年9月7日および8日)²²²。
	事業場の治安維持に係る資金負担	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の入国・滞在・移動に関する法(2008年6月25日)28条²²³ 民間警備会社法(1993年12月4日)²²⁴、以降漸次発令(2006年1月30日等)²²⁵、アルジェリアで活動する外資系警備会社との共同を禁止する内務大臣通達2935号(2008年8月12日)²²⁶ 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の滞在と労働につきアルジェリア警察または憲兵隊への速やかな申請義務を定める。 民間武装警備会社の安全管理・守秘義務と罰則を定める。外資企業との契約履行にはスパイ防止の注意が払われる。2008年時点で52の警備会社が警察・憲兵隊・治安調査部隊の監督の下で自警任務を担っており、警備会社は国内資本100%、警備員雇用はアルジェリア国籍者に限定され、外資警備会社の参入は治安機密上禁止されている。
III.2 その他			
その他	アルジェリア国特有の商慣習、建築資材調達等	—	<ul style="list-style-type: none"> 事務所登記の更新手続きが煩雑で時間がかかる。

(出所) 調査団作成

²¹⁷ Loi n° 05-01 du 27 Dhou El Hidja 1425 correspondant au 6 février 2005 relative à la prévention et à la lutte contre le blanchiment d'argent et le financement du terrorisme

²¹⁸ Règlement de la Banque d'Algérie n° 12-03 du 14 Moharram 1434 correspondant au 28 novembre 2012 relatif à la prévention et à la lutte contre le blanchiment d'argent et le financement du terrorisme

²¹⁹ « Lutte anti-terroriste : Le Département d'État salue l'approche globale et active de l'Algérie », HuffPost Algérie, le 3 juin 2016

²²⁰ Recommandations de GAFI, Normes internationales sur la lutte contre le blanchissement de capitaux et le financement du terrorisme et de la prolifération, février 2012, mise en jour en février 2016

²²¹ Projet de Loi amendant et complétant l'ordonnance n° 66-156 du 18 Safar 1386 correspondant au 8 juin 1966 portant Code Pénal

²²² Discours de Son Excellence Monsieur Abdelkader Messahel, ministre des affaires magrébines, de l'Union Africaine et de la Ligue des États arabes à l'occasion de l'atelier international sur « le rôle de la démocratie dans la prévention et la lutte contre l'extrémisme violent et le terrorisme », Alger, les 7 – 8 septembre 2016

²²³ Loi n° 08-11 du 21 Joumada Ethania 1429 correspondant au 25 juin 2008 relative aux conditions d'entrée, de séjour et de circulation des étrangers en Algérie

²²⁴ Loi n° 93-10 du 4 décembre 1993 fixant les conditions d'exercice, d'activités de gardiennage et de transport de fonds et produits sensibles

²²⁵ Arrêté du 30 janvier 2006 fixant la composition et les modalités et conditions de port, de contrôle et de conservation des tenues des personnels des sociétés de gardiennage et de transport de fonds et produits sensibles

²²⁶ Note du ministre l'Intérieur et des Collectivités locales n° 2935 du 12 août 2008 sur l'interdiction formelle de nouer des partenariats avec des entreprises étrangères de sécurité à l'effet d'exercer des activités en Algérie

第5章 本邦企業ニーズ調査

5-1 本章の構成と方法論

本章では、本邦企業のニーズを把握することを目的として、日本、アルジェリア、フランスにおいて、本邦企業や関連する組織、業界団体に対してインタビュー調査を実施した。インタビューに先立って、既存資料および既存の JICA の関連調査等で入手した情報を確認し、アルジェリアへの企業進出の妨げとなっている障壁を把握した。さらに、投資促進政策、投資環境、制度、組織、政策、人材、商習慣における課題を分析のうえ、調査項目をまとめた質問票を整えた。調査項目として以下を主な内容とした。

- ・アルジェリアでの事業概要（業種／セクター、事業実績とその形態、駐在員の有無等）
- ・アルジェリアでの新規投資または既存事業の拡大予定（投資目的、投資規模、場所、時期等）
- ・アルジェリアの投資環境の実態と課題解決のために期待する政策

インタビューに先立つ既往調査では、本邦企業の主な参入課題として、以下の事項が確認された。

- ・既存の法令・制度に関する課題：外資参入規制、輸出入規制、関税・通関規制、為替管理、税制、雇用等
- ・政府による運用・履行管理能力の課題：非効率な行政手続き、法制度の未整備・突然の変更、入札制度の未整備、二国間協定、司法制度全般等
- ・業種別課題：業種別の規制や現地サプライヤーの有無およびその能力、インフラ設備の能力・投資不足等
- ・治安・その他

こうした事項については、他の調査（2015年日本機械輸出組合調査）でも類似の問題点が指摘されている。これらの問題のうち外資の参入比率については、ドナー機関からも指摘があるものの、アルジェリア政府はその緩和に対しては慎重な立場をとっている²²⁷。そこで、ニーズ調査の結果を分析し、進出企業の事業環境改善に繋がる指摘として具体的に以下の事項に着目し、インタビューを行った。

5-2 調査対象企業の特定

調査対象企業選定のために、JETRO の公表情報、および既存の JICA の関連調査の一環として 2017 年 1 月に開催した JICA のインフラ開発セミナーの情報に加えて、経済団体連合会（経団連）、エンジニアリング協会（ENNA）、日本機械輸出組合などの関係機関も訪問し情報収集したうえで候補企業をリスト化した。リストの絞り込みにあたって、企業の選定の際には、アルジェリア内でのビジネス上の課題が顕在化している企業、つまり、既に駐在員事務所含む現地拠点を有する企業を優先訪問先とした。加えて、既存の JICA の関連調査において、最優先事業とされたベジャイア港拡張事業、地中海沿岸海水淡水化に関連し、水道・淡水化セクターにおいて実績、技術力のある日系企業、およ

²²⁷ 例えば、Algeria, 2017 Article IV Consultation (IMF, 2017 June)の Authorities' views を参照

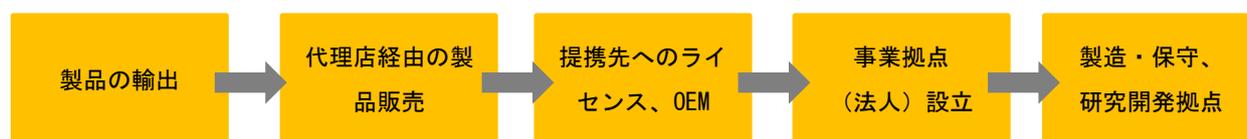
び現地にビジネス拠点は有さないものの商社経由やプロジェクトベースで長期にわたり事業を行う企業の他、自動車会社等日系企業が輸出を通じて現地市場に進出をしている企業に対しても、インタビューを実施した。また、アルジェリアに事業拠点を設けていないものの、マグレブ地域の市場調査や情報収集活動を目的として欧州から統括している企業が存在するため、これら企業にもインタビューを行った。

5-3 インタビュー結果

(1) 概要

調査団では、投資家が直接投資を検討する際には、下記のような事業展開毎の進出形態を想定しており、まずは貿易を通じた当該国での取引実績があることが通常で、段階を踏みながら投資を拡大していくと考えられる。

図 5-1 事業展開毎の進出形態



(出所) 調査団作成

アルジェリアへの直接投資に関心を持つ企業は、主としてアルジェリアに賦存する天然資源開発やインフラ開発に伴う建設需要とその周辺産業に注目している。例えば、プラント関連企業は1970年代前半からプラント建設事業を営んでいる。プラント建設事業では、受注案件ごとに、現地にプロジェクトオフィスを設けることが一般的で、さらに情報収集拠点としての駐在員事務所を設立するが、これら事業者が法人を設け恒常的にアルジェリアに投資を行う可能性は高くないと考えられる。プラント関連以外では、トラック需要の高まりを見込んで1985年からトラック輸入事業を営み、現在、代理店経由で車輛を供給している。総合商社は、日系企業の製品流通に携わりながら、現地企業への資本参加機会を模索している。

アルジェリアではアジアや北米などと違い産業基盤が十分に発達しておらず、特にその大半が一部の国営企業を含む大手企業により支配されているのが現状である。本邦企業が提供する技術力の高い製品やサービスへのニーズは十分にあるが、本邦企業の関心は全般的に高くなく、これまでにアルジェリアでのビジネスの実績がある企業²²⁸といえども、事業拠点設立にまで至らない事例もあることがわかった。

「アフリカ進出日系企業実態調査」(2016年12月、JETRO)は、その背景の理由として、油価低迷による財政悪化、優秀な人材の海外流出による人材不足、労働ストライキの頻発、停電・断水、

²²⁸ 例えば、川崎重工業、キヤノン、クボタ、ジーエス・ユアサ等代理店経由での現地市場への製品供給を行っている企業は50社ほど存在する(「アフリカビジネスに関わる日本企業リスト」、アフリカ開発銀行アジア代表事務所、アフリカビジネスパートナーズ(2017年7月))が、法人設立までには至っていない。

困難な海外送金、通関に時間を要することを、アルジェリアのリスクとして挙げている。このうち、対外送金に関わる規制や通関諸手続きが煩雑であることは2015年の同調査においても重要な課題として指摘されている。

アルジェリアには資源国としてのポテンシャルがあり、市場の規模と成長性や欧州に近接した立地は日系企業の投資への関心を高める誘因になりうるものである。しかし、リスクをヘッジするためアルジェリア仕向け製品輸出から事業を開始する場合、対外送金に関わる規制や通関諸手続きが煩雑であるといった貿易取引を行う上での基礎的な部分に改善余地、課題を抱えていることが潜在的投資家にとって、最初に乗り越えなければならない障壁となる。この結果、アルジェリアのカントリーリスクを加味すると、本邦企業はアルジェリアへの投資に積極的になれず、情報収集程度に留まっている企業が多い。中長期的にも制度面での課題が克服されない限り、本邦企業の様子見の傾向には変化がないと思われる。

ニーズ調査の結果、得られた進出企業の課題認識は、商材に関わらず本邦企業に共通して持たれている課題と個別商材特有の課題が認識されていた。現地調査に先立って国内で実施したインタビューに加え、現地でのヒアリング結果を勘案し、次項に本邦企業のニーズとして取りまとめた。

進出企業、ヒアリングした企業は多くが、アルジェリアをモロッコ、チュニジアなどのマグレブ三国を兼轄する形で事業管理を行っており、アルジェリアの事業環境の課題は、多くの場合、近隣国の類似課題との比較において語られる。その結果、市場規模の点では優位にあるアルジェリアが、事業環境（特に制度の運用や手続き面）の透明性・安定性の点で、課題が多いと認識されている。

(2) 個別テーマに関する課題認識

業種の別を問わず、進出企業の多くが課題として認識している事項には共通項があり、事業実施上の課題と事業全般に関わる課題が指摘された。

1) 既存の法令・制度に関する課題

①通関手続きに関する問題

自動車産業を含め、事業を営む際に輸入物品が生じることが不可避であるが、この輸入に関するルール、手続きの透明性について、進出企業の信頼が薄く、事業投資意欲を損なっている。プラントなどの建設時に持ち込まれる多くの物資について、持込時の許可取得に要する書類手続きが煩雑であり、なおかつその遅延の結果、罰金の支払いを求められる等、合理性を欠いた手続きが執られがちであることが指摘された。

②出資比率規制

前述のとおり、アルジェリア政府のかたくなな姿勢にもかかわらず、進出企業・投資家の課題認識は、この点に立ち帰りがちである。すなわち外国企業の出資比率を49%上限とする結果、進出企業は投資事業のコントロールを失うことを恐れ、事業投資に慎重となっている。

インタビューした企業の中には、この法令の制限を乗り越える工夫をしている企業がある。例えば、対抗策として、現地に日本人の経営者を据えた現地企業を設立し、事業体の運営時にこの企業を「アルジェリア企業」として参画させることで日本人のコントロールを結果として高める等があ

る。しかし、実際的には現地有力企業（取引先として安定した財務状況であるパートナー企業候補がそもそも少ないという問題点は認識した上で）を交え、信頼関係に依拠して共同事業を営むという対策に委ねざるを得ない。恒常的な法人を設立することが必ずしも一般的でないプラント事業で、円滑な事業の推進を志向した結果、現地法人を設立し、成功を収めている事例が見られる。

現地企業との信頼関係に拠った事業構築、または共同事業を営むことを指向する場合、アルジェリアで信頼に足る現地企業を見出すこと、見出した企業が政治的な不安定性に影響されないことを事業期間中に亘って担保することが難しい。この問題は、外国投資家に共通しており、日本のみならず欧州からの進出企業にとっても障害となっていることが、在アルジェリアの各国投資促進機関との面談でも指摘され、アルジェリアの事業環境改善の課題であることが理解された。

2) 政府による運用・履行能力の課題

①税制運用一貫性の欠如

税制面について、制度運用・適用に係る問題と我が国の間で租税条約が締結されていないことに端を発する競争環境の不平等性が指摘された。第一に税制一般に関してその法解釈・運用が、個人の人裁量に拠るところが多く、判断基準が明確でない。さらに透明性を欠いたプロセスで運用される結果、担当者から当局への照会等が生じることから処理に時間を要し、事業予見性を損なっている。第二に、アルジェリアと日本との間で租税条約が未締結であることから、既締結国企業との競争で劣後する点がある。例えば、投資所得（配当、利子、ロイヤリティ等）、海外からアルジェリアに出張してプラント・メンテナンスなどのサービス提供する際の源泉徴収比率等で、未締結国は不利な立場にある。

②法制度一貫性の欠如

税制に留まらず、通関プロセス、登記手続き、海外送金手続きなど、事業を営む際のプロセス全般に亘り、法制度の運用が一貫性を欠き、担当者個人の解釈に拠るところがあり、事業予見性を損なっている。進出企業は、事業予見性を確立できないため、計画的な事業運営が出来ず、リスク・リターンの見地に立った事業開発・計画立案が出来ず、操業・投資を拡大するに至っていない。また魅力ある案件が見出された場合にも、その事業の利益源泉に関する法律・制度が、事業期間中、永続して有効性を保つかどうかの確信が十分に得られないため、事業者が進出をためらうことがある。

加えて、そもそも適用されるべき法制度が明確でない、あるいはその法令の改正等が適時、適切に通達、共有されないことも事業予見性、安定して事業を実施できる環境を損なっている。

③産業振興策の不在

過去、アルジェリアは、石油ガス等、炭化水素類の輸出に依存してきた結果、それ以外の産業基盤が脆弱であり、進出企業にとって、取引対象と見なし得る与信を持つ企業が限られている。

自動車分野のほか、政府によって振興産業として挙がる産業についても、各分野の企業がどのような実績、信用力を有するのかが明確でなく、また脆弱であるこうした新たな産業の企業に対する政府の支援も明確でないことから、進出企業の投資拡大の判断を妨げている。

また進出企業が見られる自動車産業などでも関税制度などと同期した戦略性は見られない。自動車組み立てに必要な自動車部品製造業は、アルジェリア国内に未発達であることから自動車部品の輸入は不可避であり、輸入制限を免れている。しかし、輸入部品に対しては高い関税率が課されるため、完成車ベースでの自動車産業競争力は損なわれてしまっており、アルジェリア国民が国産自動車のメリットを、十分に裨益しているとは言い難い。

3) 業種別課題

①自動車輸入を巡る法制度の改訂経緯

完成車輸入規制とその結果としての組立て事業展開の流れは、それまでアフリカ有数の自動車販売市場であったアルジェリアに展開していた企業の事業意欲を損なった。のみならず完成車輸入規制に対応するため、様々な提案活動を行っていた本邦企業が、結果的に後発提案企業に事業許可取得で先んじられる結果となったことが、さらに事業進出意欲を損なっている。

進出を企図した自動車メーカーの中には、事業許可の取得段階で行き詰まり、建設した工場を放置することを余儀なくされている事例がある。しかし、同様の自動車組み立て事業で後発の進出企業には、事業免許交付されており、この間の経緯などが不透明であることは、自動車産業全般の進出意欲を低下させていると言わざるを得ない。

②プラント・エネルギー

現地に進出している本邦プラント企業は、事業運営上の課題を強力な現地パートナーを持つことによって解消に努めているが、こうした企業においても、プラント部品の持込には、細心の注意・配慮を要している。

再生可能エネルギー事業の開発等が模索されているが、入札手続き等は幾度も延期されており、事業予見性が十分でないとの指摘もあった。

また操業事業の免許取得などの際には、政権との距離、地元有力企業との関係の中で、事業免許取得の帰趨が決まる側面があることが指摘された。こうした課題は制度整備を通じて、全て解決することは出来ないが、投資規模が大きくなりがちな事業種であることに鑑みて、外国企業の積極的な進出を促すためには、入札制度の整備を含む、手続き透明性、事業予見性の確保が重要である。

以上のような、共通且つ広範な分野に亘る指摘を含め、本邦企業の事業実施上の課題を整理すると表5-1のとおりとなる。

表5-1 本邦企業が直面する課題

課題テーマ	問題	具体例	関連法令等
税制（全般）に関する課題			
1.	制度運用における一貫性の欠如	法律の解釈・運用が個人によるものが多く、手続きに時間がかかることもありビジネス上の不確実性が高い。 ²²⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・税法（Code général des impôts） ・2017年予算法 33条²³⁰（50条補足・付加価値税還付条件の追加）
通関・関税に関する課題			
2.	再輸出規制によりサービス内容の制限	再輸出規制があるため、一度輸入した製品を持ち出すことができないものがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・アルジェリア郵便電信規制局理事会決議 6条²³¹（2015年9月14日）
3.	煩雑な輸入通関プロセス	輸入通関手続きに多くの時間と費用が必要とされることがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・建設プロジェクトで使用される物品持ち込み時の許可や、資機材の持ち込み許可に必要な書類が多く、審査に多くの時間を要する。期間の延長時における通関証明書発行など。 ・税関での滞留や期限経過による罰金の支払が必要とされることもある。 <ul style="list-style-type: none"> ・2009年補正予算法²³² ・通関申告令（2010年11月14日）²³³ ・ブリュッセル国際通関コード共通システム条約承認法（1991年4月27日）、同批准大統領令（1991年7月20日）²³⁴ ・新関税法（2001年8月20日）、同承認法（2001年10月21日）²³⁵

²²⁹ この点について、税務当局は、税制の一貫した解釈を確実にするために、各予算法の機会に、セミナー等を通じて情報を広めている。また、VAT還付の申請の処理に要する時間を短縮することを目的とした措置を講じている。

²³⁰ Art. 33 de la Loi de finance 2017 modifie et rédige « Art. 50 bis - L'octroi du remboursement de taxes sur la valeur ajoutée est subordonné aux conditions ci-après : les demandes de remboursement des grandes entreprises, du directeur des impôts de wilaya, ou du chef du centre des impôts compétent au plus tard le 20 du mois qui suit le trimestre au titre duquel le remboursement est sollicité »

²³¹ Le Conseil de l'Autorité de Régulation de la Poste et des Télécommunications (ARPT), DECISION N°85/SP/PC/ARPT/15 du 14/09/2015 Fixant les conditions générales d'établissement et d'exploitation des réseaux privés empruntant le domaine public, y compris hertzien et des réseaux privés utilisant exclusivement des capacités louées auprès des opérateurs titulaires d'une licence

²³² Ordonnance n° 09-01 du 29 Rajab 1430 correspondant au 22 juillet 2009 portant loi de finances complémentaire pour 2009

²³³ Décret exécutif n° 10-288 du 8 Dhou El Hidja 1431 correspondant au 14 novembre 2010 relatif aux personnes habilitées à déclarer les marchandises en détail

²³⁴ Loi n° 91-09 du 12 choual 1411 correspondant au 27 avril 1991 portant approbation de la convention internationale sur le Système harmonisé de désignation et de codification des marchandises faite à Bruxelles le 14 Juin 1983, Décret présidentiel n° 91-241 du 8 moharrem 1412 correspondant au 20 juillet 1991 portant ratification de la convention internationale sur le Système harmonisé de désignation et de codification des marchandises, faite à Bruxelles le 14 Juin 1983

²³⁵ Ordonnance n° 01-02 du 01 Joumada Ethania 1422 correspondant au 20 Août 2001 instituant un nouveau Tarif Douanier, Loi n° 01-15 du 04 Chaâbane 1422 correspondant au 21 Octobre 2001, portant approbation de l'Ordonnance n° 01-02 du 01 Joumada Ethania 1422 correspondant au 20 Août 2001 instituant un nouveau Tarif Douanier

4.	通関と港湾オペレーションの不十分な連携	通関と港湾オペレーションの連携が最適でない。	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾を通じた輸入プロセスに時間と費用がかかる。 ・コンテナターミナルの管理が不十分で貨物の所在が不明なことがある。 ・税関手続きが非効率である。 	・3.の関連法令等と同じ。
5.	制度運用の急な変更	通関や税関の基準や運用の変更が突然で対応が困難なことがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートノーティスで新法規対応（技術装備追加要求）がなされ、対応が難しいことがあった。 ・輸入金額の大きい品目の輸入を制限する規制がかかることがある。 ・船積みされた車両に関して突如輸入を一時中断する通達が出されることがある。 	・産業・鉱山省令（2015年3月23日）22条、23条（新規輸入された新車に対する新たな詳細な安全基準） ²³⁶
公共調達に関する課題				
6.	煩雑かつ非効率的な公共調達	公共調達における手続きが煩雑で、提出書類も過度に多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・本来民間に委ねられるべき物品調達も含めてあらゆる契約が公共入札の対象となる。 ・また、価格面のみで評価されることが多く、品質の担保が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府構成法（1965年7月10日、1970年7月21日）²³⁷、民事行政手続法（2008年2月25日）²³⁸ ・競争令（2003年7月19日）²³⁹ ・入札資格手続令（2005年5月12日）²⁴⁰ ・反ダンピング法実施令（2005年6月22日）²⁴¹ ・公共市場規制令（2015年9月16日）²⁴² 85条（国内生産の保護） ・公共市場規制令（2015年9月16日）²⁴³ 124条～134条（保証金）

²³⁶ Arrêté du 2 Joumada Ethania 1436 correspondant au 23 mars 2015 fixant les cahiers des charges relatifs aux conditions et modalités d'exercice des activités de concessionnaires de véhicules neufs

²³⁷ Ordonnance n° 65-182 du 10 juillet 1965 et 70-53 du 18 Djoumada I 1390 correspondant au 21 juillet 1970, portant constitution du Gouvernement

²³⁸ Loi n° 08-09 du 18 Safar 1429 correspondant au 25 février 2008 portant code de procédure civile et administrative

²³⁹ Ordonnance n° 03-03 du 19 Joumada El Oula 1424 correspondant au 19 juillet 2003 relative à la concurrence

²⁴⁰ Décret n° 05-175 du 3 Rabie Ethani 1426 correspondant au 12 mai 2005 fixant les modalités d'obtention de l'attestation négative relative aux ententes et à la position dominante sur le marché

²⁴¹ Décret n° 05-222 du 15 Joumada El Oula 1426 correspondant au 22 juin 2005 fixant les conditions et les modalités de mise en œuvre du droit antidumping

²⁴² Décret présidentiel n°15-247 du 2 Dhou El Hidja 1436 correspondant au 16 septembre 2015 portant réglementation des marchés publics et des délégations de service public

²⁴³ Décret présidentiel n°15-247 du 2 Dhou El Hidja 1436 correspondant au 16 septembre 2015 portant réglementation des marchés publics et des délégations de service public

7.	長時間を要する入札	他国と比較しても入札に長い時間（および費用）を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・物価変動リスク等が発生し、入札額が増加する。 ・受注に際してパフォーマンスボンドが求められるが、そのリリースが遅く金利負担が大きい。 	・6.の関連法令等と同じ。
法人設立・登記・雇用の課題に関する課題				
8.	外国企業に対する出資制限	外国企業には出資比率最大 49% の規制があり投資の足かせとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項の決定権が事実上アルジェリア企業（出資比率 51% 以上の場合など）に与えられる。 ・同アルジェリア企業から情報開示を強要され、生産技術やノウハウが流出する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016 年予算法²⁴⁴66 条（アルジェリア企業 51% 以上出資） ・会社法（商法典 5 卷）（1975 年 9 月 26 日）²⁴⁵
9.	煩雑な法人登記等プロセス	法人登記、設立、雇用などの手続きに非常に長い時間と費用を要する。	<ul style="list-style-type: none"> ・駐在員事務所設立に申請から承認まで 3 年程度かかることがある。 ・事務所登記の更新には必要書類提出後手続きが完了するまで毎回数か月の時間を要する。また、非常に多くの書類を求められる。 ・駐在員事務所の更新手続きで突然査察が入るなど、認可が下りるまで非常に時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015 年補正予算法²⁴⁶25 条（駐在員事務所の登記・更新費用 10 万 DZD から 150 万 DZD に引き上げ） ・商務省令（2015 年 11 月 9 日）²⁴⁷（駐在員事務所の経済活動の禁止等の業務規定、2 年毎の更新、150 万 DZD の登記・更新費用、商務省への預託金の 2 万ドルから 3 万ドルへの引き上げ、銀行口座に最低 5,000 ドル保有等）
10.	煩雑な外国人雇用管理・労働許可取得プロセス	外国人の労働許可の取得手続きが煩雑である。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトが始まる前に、就労ビザを必要とする雇用者の分を確保する必要がある。 ・労働許可を取得する手続きに、様々な書類を申請の都度求められ、3 か月から 4 か月の期間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理法 04-19 号（2004 年 12 月 25 日）²⁴⁸、雇用庁組織令 06-77 号（2006 年 2 月 18 日）²⁴⁹

²⁴⁴ Loi n° 15-18 du 18 Rabie El Aouel 1437 correspondant au 30 décembre 2015 portant loi de finances pour 2016

²⁴⁵ Ordonnance n° 75-59 du 26 septembre 1975 portant code de commerce, modifié et complétée, Livre V, Code des sociétés commerciales

²⁴⁶ Ordonnance n° 15-01 du 7 Chaoual 1436 correspondant au 23 juillet 2015 portant loi de finances complémentaire pour 2015

²⁴⁷ Arrêté du 26 Moharram 1437 correspondant au 9 novembre 2015 définissant les conditions et les modalités d'ouverture et de fonctionnement des bureaux de liaison non commerciaux

²⁴⁸ Loi n° 04-19 du 13 Dhou El Kaada 1425 correspondant au 25 décembre 2004 relative au placement des travailleurs et au contrôle de l'emploi

²⁴⁹ Décret exécutif n° 06-77 du 19 Moharram 1427 correspondant au 18 février 2006 fixant les missions, l'organisation et le fonctionnement de l'agence nationale de l'emploi

金融関連手続きの課題				
11.	外貨送金プロセスに係る運営上の問題	外貨送金プロセスについて様々な問題がありビジネス上の問題となっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・本国への配当等について、現地銀行にて海外送金を留め置かれることがある ・契約金を送金する際、通常 EPC コントラクターが請求書を発行して発注元が送金の手続きや許可を取得する。しかし、2009 年の後半から財務省より、コントラクター自らが契約金額の送金の許可を取得すべきとの通達がなされたことがある。 ・外貨送金自体に係る時間は、中央銀行への申請から承認されるまで、約 1~2 ヶ月ほどの期間を要する。また、契約金額が入金されてから納める税金があり、この税金を前納しなければ送金の許可がない。 ・D/A 決済で取引を行う場合に、支払代金の決済にあたり、取引先企業が中央銀行との手続きに時間を要し、外貨の割当てが即座に行われない。その結果、期日とおりに代金回収ができない事案が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016 年投資促進法 16-09 号²⁵⁰、2009 年予算法²⁵¹10 条、直接税・関連税法²⁵²182 条 ter、アルジェリア中銀規則 05-03 号 (2005 年 6 月 6 日)²⁵³、09-01 号 (2009 年 2 月 17 日付)²⁵⁴ ・海外投資資金調達令 (2013 年 9 月 26 日)²⁵⁵
12.	L/C の問題	L/C に関する様々な問題が存在し、ビジネス上の足かせとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の L/C 発行枠について、金融機関は自己資本の 400%から 100%に減らされた結果、輸入が抑制され、貿易量の減少することが懸念される。 ・銀行での L/C 開設は書面手続きが中心であるために非常に時間がかかり手数料も高い。 ・製品の見本品を輸入する場合の無為替出荷は許可されないので L/C を用いて輸入せざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルジェリア中銀指令 02-15 号 (2015 年 7 月 22 日)²⁵⁶

²⁵⁰ Loi n° 16-09 du 29 Chaoual 1437 correspondant au 3 août 2016 relative à la promotion de l'investissement

²⁵¹ Loi n° 08-21 du 2 Moharram 1430 correspondant au 30 décembre 2008 portant loi de finances pour 2009

²⁵² Code des impôts directs et taxes assimilées

²⁵³ Règlement de la Banque d'Algérie n°05-03 du 06 juin 2005 relatif aux investissements étrangers

²⁵⁴ Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-01 du 21 Safar 1430 correspondant au 17 février 2009 relatif aux compte devises des personnes physiques de nationalité étrangère et des personnes morales non résidentes

²⁵⁵ Décret exécutif n° 13-320 du 20 Dhou El Kaada 1434 correspondant au 26 septembre 2013 précisant les modalités de recours aux financements nécessaires à la réalisation des investissements étrangers directs ou en partenariat

²⁵⁶ Instruction n° 02-15 du 22 juillet 2015 fixant le niveau des engagements extérieurs des banques et établissements financiers

13.	INR 口座の使用における柔軟性の欠如	INR 口座に関する様々な問題が存在し、ビジネス上の足かせとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> • INR 口座はプロジェクトに関連する資金の入出金のみが可能とされる。 • INR 口座資金を外貨へ換算、外貨送金することは容易でなく、この口座の資金が6か月間動かなければアルジェリア政府により没収の対象となる。 	<ul style="list-style-type: none"> • アルジェリア中銀規則 09-01 号 (2009 年 2 月 17 日) ²⁵⁷
産業政策				
14.	産業政策と課税優遇の不整合	産業育成の観点から、関税優遇などのメリハリがつけられていない。	<ul style="list-style-type: none"> • 産業政策に基づいた戦略性（外貨割り当てや輸入制限）が見られない。 • 新車の輸入代理店に対して 2017 年までに自動車を組立生産することが義務づけられた。 • 完成車輸入の関税とノックダウン生産を目的とした場合の自動車部品の関税の差が数%程度。 	—
租税条約				
15.	租税条約の未締結による不平等な競争環境	租税条約の未締結国の企業は競争で不利となり、事業投資の制約となる。	<ul style="list-style-type: none"> • 投資所得（配当、利子、ロイヤリティ等）に対して課される源泉徴収の税率が、条約締結国と比較すると不利となる。 • 事業所得について、建設事業の場合には課税標準が現地事業拠点に帰属する利益であるが、締結国の場合は課税標準が契約総額である。 • 海外からの出張者が現地で提供するサービスに対して源泉税が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> • 2016 年投資促進法²⁵⁸24 条

(出所) 調査団作成

²⁵⁷ Règlement de la Banque d'Algérie n° 09-01 du 21 Safar 1430 correspondant au 17 février 2009 relatif aux comptes devises des personnes physiques, de nationalité étrangère, résidentes et non résidentes et des personnes morales non résidentes

²⁵⁸ Loi n° 16-09 du 29 Chaoual 1437 correspondant au 3 août 2016 relative à la promotion de l'investissement

第6章 政策マトリクス（案）

6-1 本章の構成と方法論

本報告書1-2項に示した目的のため、調査団は、アルジェリア政府に対する開発政策借款（Development Policy Loan, DPL）による支援を仮定した場合に、アルジェリア政府が達成すべき政策ターゲットや条件等の政策マトリクス（案）の策定を行った。政策マトリクスとは、DPL 供与に際してアルジェリア政府が投資環境改善のために充足すべく条件や、そのための KPI（Key Performance Indicator）を示したもので、具体的には以下より構成される。

- ・ アルジェリア政府がとりくむべき課題
- ・ 日本企業にとっての重要性
- ・ アルジェリア政府対応の容易性
- ・ 課題の内容
- ・ 解決策（目指すべき状態）
- ・ アルジェリア政府の政策目標や課題との一致性
- ・ 政策アクション
- ・ 現状の関連アクション（現在すでにアルジェリア政府が実施している関連のアクション）
- ・ 政策アクションの効果を図る成果指標（KPI）
- ・ 上記アクションを所管する省庁
- ・ 上記アクションの実施および KPI 達成に向けた JICA 支援策（案）

政策マトリクス（案）は、具体的に以下のプロセスを経て策定された。

- ・ デスクトップ調査（主として本報告書の第2章～第4章の記載内容に基づく）
- ・ 国内外の企業等ヒアリング（主として本調査報告書の第5章の記載内容に基づく）
- ・ 第1次現地調査によるアルジェリア政府等との協議

なお、2017年10月に実施された第1回現地調査において、アルジェリア政府との会議において、同国政府は当面の間、国際機関および他国政府からの対外借入を行わない旨の意思表示がなされた。具体的には、対外借入を行わず、非伝統的金融手法（Financements internes non conventionnels）により予算措置をする計画である旨が伝えられた。非伝統的金融手法とは、政府が国債を発行し、それをアルジェリア中央銀行が引き受ける（買い取る）というものである。すなわち、これは、アルジェリア・ディナールの追加供給である。外貨を獲得するわけではないので、本報告書2章で示した外貨準備高の減少に歯止めをかける効果は薄いと思われるが、短期的に国内の投資や消費に関する需要を下支えし、景気の鈍化を緩和するのが狙いと考えられる。

上の考え方は、アルジェリア国の首相が2017年に示したものである。足許のアルジェリア政府の方針を踏まえ、直ちに政策マトリクスの策定に基づく借入は想定されない状況となったが、調査主旨であるアルジェリア国における投資環境の改善および JICA とア政府間の協力の充実のための基礎情報収集・確認調査との位置づけに鑑み、政策マトリクス（案）および JICA 支援策（案）の検討を当初のとおり行うこととした。

6-2 政策マトリクス（案）の概要

政策マトリクス（案）の基本的な構成は、アルジェリア政府との検討や協議を円滑に行うため、AfDB が供与済みの PACIE のそれに準じることとした。課題については、第 2 章～第 5 章の情報収集および分析に基づき、下記のとおり 15 の課題が挙げられた。また、その課題の構成も、PACIE にフレームワークを用いつつ、第 4 章および第 5 章で整理した課題の構成に準じている。ただし、その中でも日本企業にとっての緊急性およびアルジェリア政府にとっての対応の容易性については程度の差があると考え、調査団の評価として、それぞれ、高・中・低に分類した。

表 6-1 政策マトリクス（案）で整理した課題

PACIE 項目	分類	課題
PACIE Sub-component II.1 Modernization of the Business Regulatory Framework and Promotion of Investment <i>Objective: Promote an incentive framework for private investment and SME promotion</i>	税制全般	1. 税制度運用全般における一貫性の欠如
	通関	2. 再輸出規制によりサービス内容の制限 3. 煩雑な輸入通関プロセス 4. 通関と港湾オペレーションの不十分な連携 5. 制度運用の急な変更
	公共調達	6. 煩雑かつ非効率的な公共調達 7. 長時間を要する入札
	法人設立・登記・雇用	8. 外国企業に対する出資制 9. 煩雑な法人登記等プロセス 10. 煩雑な外国人雇用管理・労働許可取得プロセス
	金融関連手続き	11. 外貨送金プロセスに係る運営上の問題 12. L/C の問題 13. INR 口座の使用における柔軟性の欠如
PACIE Sub Component II.2 Supporting the Development of the Industrial Fabric, Assess to Financing and Trade Revitalization <i>Objective: Stimulate economic diversification and industrial development</i>	産業政策	14. 産業政策と課税優遇の不整合
	租税条約	15. 租税条約の未締結による不平等な競争環境

（出所）調査団作成

2018 年 2 月現在の、政策マトリクス（案）を以降に示す。

DPL 政策マトリクス (案)

※凡例 ●日本企業にとっての重要性 (喫緊性) : A 非常に高い、B 高い、C 中程度
 ●ア政府による対応の容易性 (想定) : A 容易である (緑)、B 比較的容易である (黄)、C 難しい (赤)

	課題	日本企業にとっての重要性	ア政府対応の容易性	課題の内容	解決策(目指すべき状態)	アルジェリア政府の政策目標や課題との一致性	政策アクション 【下段は現状実施されている関連アクション】	成果指標	所管省庁	JICA 支援策
PACIE Sub-component II.1 Modernization of the Business Regulatory Framework and Promotion of Investment Objective: Promote an incentive framework for private investment and SME promotion										
税制全般										
1	税制度運用全般における不確実性の存在	B	B	【問題】 ○税制度(例:税法(Code général des impôts))の解釈・運用の一貫性が不明で、手続きに時間がかかることもありビジネス上の不確実性が高い。 【具体例】 ○費用の判断基準があるが、ケースによって判断が異なる場合がある。 ○VAT 還付手続きの時間と手間が多くなる可能性がある。	課税基準が明確化される。または係争案件を解決する場が形成される。	日本企業の投資可能性の向上	【政策アクション】 ①外国企業が抱える課税上の課題が整理される。 ②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。 ③課題の解決に向けたアクションプラン(案)が策定される。 【現状の関連アクション】 ・2017年10月に「Japan Business Day」が開催されるなど、官民の交流会は実施されている。 ・しばらく活動が停止している日ア合同経済委員会日ア会合についても再開することが検討されている。	①整理された課題を基に税制及びその運用に関する日ア会合が開催され、議事録が関係者に共有される。 ②外国企業が抱える課題解決に向けたアクションプラン(案)が策定される。	財務省(税務総局)	本邦研修専門家派遣
通関										
2	再輸出規制によりサービス内容の制限	B	C	【問題】 ○再輸出規制があるため、一度輸入した製品を持ち出すことができないことがある。 【具体例】 ○製品によっては日本を含む解析可能な国に再輸出する必要があるが、それが認められないことがある。	再輸出規制のポジティブ/ネガティブリストが作成され適切に運用される。	製品コストの低下および品質の向上	【政策アクション】 ①再輸出規制のポジティブリスト/ネガティブリスト(案)が作成される。 ②作成されたリストが所管省庁に共有され、再輸出時に適切に運用される。 【現状の関連アクション】 ※この課題に特化したアクションは取られていない。	①再輸出規制の例外となる品目が規定される。	財務省(税関総局)	—
3	煩雑な輸入通関手続き	A	A	【問題】 ○輸入通関手続きに多くの時間と費用が必要とされることがある。 【具体例】 ○建設プロジェクトで使用される物品持ち込み時の許可や、資機材の持ち込み許可に必要な書類が多く、審査に多くの時間を要することがある。 ○税関での滞留や期限経過による罰金の支払が必要とされることがある。	通関手続きの効率化(時間と費用の双方)がなされる。	日本企業の貿易および投資可能性の向上	【政策アクション】 ①日系企業が抱える通関上の課題が整理される。 ②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。 ③課題の解決に向けたアクションプラン(案)(通関システムの更新・職員研修を含む)が策定される。 ④本邦研修により通関手続きの先進事例を学ぶことを決定する。 ⑤専門家を受け入れ、通関業務の運営改善を行うことを決定する。 【現状の関連アクション】 ・財務省は2016年に税関戦略計画(2016-2019)を策定、重点10項目を設定し、2019年を目標に税関の近代化を進めている。	①輸入通関プロセスの改善に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。 ②効率化に向けたアクションプラン(案)(例:職員研修計画)が策定される。	財務省(税関総局)	本邦研修専門家派遣
4	通関と港湾オペレーションの不十分な連携	A	A	【問題】 通関と港湾オペレーションの連携がうまくできていない部分がある。 【具体例】 ○全般的に、港湾を通じた輸入プロセスに時間と費用がかかる。 ○コンテナターミナルの管理が不十分で貨物の所在が不明なことがある。 ○税関手続きに多くの時間と費用がかかる。	通関と港湾オペレーションが適切に連携し効率化が図られる。	日本企業の貿易および投資可能性の向上	①外国企業が直面している港湾運営上の課題が整理される。 ②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。 ③課題の解決に向けたアクションプラン(案)(システムの更新・職員研修を含む)が策定される。 ④本邦研修により港湾運営の先進事例を学ぶことを決定する。	①通関と港湾オペレーションの改善に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。 ②効率化に向けたアクションプラン(案)(例:職員研修計画)が策定される。	財務省(税関総局)、運輸公共事業省(計画開発局、港湾局)	本邦研修専門家派遣

9	煩雑な法人登記等手続き	B	B	<p>【問題】</p> <p>○法人登記、設立、雇用などの手続きに非常に長い時間と費用を要する。</p> <p>【具体例】</p> <p>○駐在員事務所設立に申請から承認まで3年程度かかったことある。</p> <p>○事務所登記の更新には必要書類提出後手続きが完了するまで毎回数か月の時間を要する。</p> <p>○本社の代表取締役の登録とその交代の都度手続きが必要となり、取締役会議事録を要求されるなど多くの書類を求められる。</p> <p>○駐在員事務所の更新手続きで突然査察が入るなど、認可が下りるまで非常に時間を要する。</p>	法人登記等に係る手続きが効率化(時間と費用の双方)される。	日本企業の投資可能性の向上	<p>①起業含む法人登記等に関して外国企業が直面する課題が整理される。</p> <p>②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。</p> <p>③起業含む法人登記等の手続き見直しに向けたアクションプラン(案)が策定される。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>※本課題に特化したアクションは取られていない。</p>	<p>①登記手続き改善に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。</p> <p>②効率化に向けたアクションプラン(案)が策定される。</p>	商務省(大企業局)	—
10	煩雑な外国人雇用管理・労働許可取得手続き	B	B	<p>【問題】</p> <p>外国人の労働許可の取得手続きが煩雑である。</p> <p>【具体例】</p> <p>○プロジェクトが始まる時に申請する雇用者の枠取りが必要である。</p> <p>○労働許可を取得する手続きに、大学の卒業証明等、様々な書類を申請の都度求められ、3か月から4か月の期間がかかる。</p>	外国人雇用管理・労働許可取得プロセスが透明化、時間短縮される。	より円滑かつ早期の事業着手	<p>①外国人雇用管理・労働許可所得に関して日本企業が直面する課題が整理される。</p> <p>②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。</p> <p>③外国人雇用管理・労働許可所得の手続き見直しに向けたアクションプラン(案)が策定される。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>※本課題に特化したアクションは取られていない。</p>	<p>①外国人雇用管理・労働許可プロセスの改善に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。</p> <p>②効率化に向けたアクションプラン(案)が策定される。</p>	国家雇用庁	—
金融関連手続き										
11	外貨送金プロセスに係る運営上の問題	B	B	<p>【問題】</p> <p>○外貨送金プロセスについて様々な問題がありビジネス上の問題となっている。</p> <p>【具体例】</p> <p>○本国への配当等について、現地銀行にて海外送金を留め置かれたことがある。</p> <p>○契約金を送金する際、通常 EPC コントラクターが請求書を発行して発注元が送金の手続きや許可を取得する。しかし、2009年の後半から財務省が管轄する大企業局より、コントラクター自らが契約金額の送金の許可を取得すべきとの通達となされたことがある。</p> <p>○外貨送金自体に係る時間は、中央銀行への申請から承認されるまで、約1ヶ月から2ヶ月ほどの期間を要する。(また、契約金額が入金されてから納める税金があり、この税金を前納しなければ送金の許可がおりない。)</p> <p>○D/A 決済で取引を行う場合に、支払代金の決済にあたり、取引先企業がアルジェリア中央銀行との手続きに時間を要し、外貨の割当てが即座に行われない。その結果、期日通りに代金回収ができない事案が発生している。</p>	外貨の送金、受領が円滑に行われる。	日本企業の投資可能性の向上	<p>①外貨送金における課題(配当規制、送金に要する手続き、時間等)が整理される。</p> <p>②課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。</p> <p>③外貨送金における課題の解決に向けたアクションプラン(案)が策定される。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>※本課題に特化したアクションは取られていない。</p>	<p>①外貨送金の条件や手続きの改善に関する日ア会合が開催される。</p> <p>②外貨送金の条件や手続きの改善に向けたアクションプランが策定される。</p>	財務省(大企業局)、中央銀行	—
12	L/Cの問題	B	C	<p>【問題】</p> <p>○L/Cに関する様々な問題が存在し、ビジネス上の足かせとなっている。</p> <p>【具体例】</p> <p>○金融機関のL/C発行枠について、金融機関は自己資本の400%から100%に減らされた結果、輸入が抑制され、貿易量の減少することが懸念される。</p> <p>○銀行でのL/C開設は書面手続きが中心であるために非常に時間がかかり手数料も高い。さらに現地行と邦銀との間のコミュニケーションが不十分で想定外の労力や費用がかかる。</p> <p>○製品の見本品を輸入する場合の無為替出荷は許可されないためL/Cを用いて輸入せざるを得ない。</p>	L/Cの手続きに関する諸問題が解決される。	日本企業の投資可能性の向上	<p>①L/Cの手続きに関する諸問題(発行枠の拡大、発行手続きの簡素化、無為替出荷の不許可等)が整理される。</p> <p>②諸問題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。</p> <p>③諸課題の解決に向けたアクションプラン(案)が策定される。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>※本課題に特化したアクションは取られていない。</p>	<p>①L/Cに係る諸問題の解決に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。</p> <p>②L/Cに関連するプロセスの見直しに係るアクションプラン(案)が策定される。</p>	財務省、中央銀行	—

13	INR口座の使用における柔軟性の低さ	B	B	<p>【問題】</p> <p>○INR口座に関する様々な問題が存在し、ビジネス上の足かせとなっている。</p> <p>【具体例】</p> <p>○INR口座はプロジェクトに関連する資金の入出金のみが可能とされる。このため、例えば、クライアントからの契約金額の入金が期日通りに行われないために、まず、下請け会社へ外貨または現地通貨に換算して支払い後、契約金額を現地通貨で回収したとしても、このINR口座はプロジェクト専用であるために口座資金が余剰となる。</p> <p>○INR口座資金を外貨へ換算、外貨送金することは容易でなく、この口座の資金が6か月間動かなければアルジェリア政府により没収の対象となる。</p>	外貨の送金、受領が円滑に行われる。	日本企業の投資可能性の向上	<p>①INR口座をプロジェクト以外の用途でも入金可能となるようにする</p> <p>②INR口座における課題(別プロジェクトに流用不可、一定期間経過後の口座資金の没収、現地通貨の外貨換算の困難さ等)が整理される。</p> <p>③課題がアルジェリア政府に公式の場で共有される。</p> <p>④INR口座における課題の解決に向けたアクションプラン(案)が策定される。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>※本課題に特化したアクションは取られていない。</p>	<p>①INR口座の運用改善に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。</p> <p>②INR口座に関連するプロセスの見直しに係るアクションプラン(案)が策定される。</p>	財務省、中央銀行	—
PACIE Sub Component II.2 Supporting the Development of the Industrial Fabric, Assess to Financing and Trade Revitalization Objective: Stimulate economic diversification and industrial development										
産業政策										
14	産業政策と課税優遇の不整合	A	A	<p>【問題】</p> <p>○産業育成の観点から、関税優遇などのメリハリがつけられていない。</p> <p>【具体例】</p> <p>○産業政策に基づいた戦略性(外貨割り当てや輸入制限)が分かりにくい。</p> <p>○新車の輸入代理店に対して2017年までに自動車を組立生産することが義務づけられたことがある。</p> <p>○完成車輸入の関税とノックダウン生産を目的とした場合の自動車部品の関税の差が数%程度である(国内生産による採算性確保が困難)。</p>	産業政策が策定され、それに整合した税優遇施策が取られる。	優先産業における企業投資の増加	<p>①研修等により、マスタープラン策定に係る他国の先進事例を学ぶことを決定する。</p> <p>②専門家を受け入れ、マスタープラン策定の支援を受けることを決定する。</p> <p>③優先する産業を明確化した産業政策(マスタープラン)の策定を開始する。</p> <p>④それに基づいて各種優遇施策(優遇税制、インフラ整備、人材育成等)を実施する体制・システムを構築する。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>・PACIEに基づいて、産業政策の策定作業が進んでいる。ただし、その内容の詳細や進捗状況については不明。</p>	<p>①産業政策策定に向けたアクション(例:関係省庁の会合や、産業政策策定の予算化)が取られる。</p> <p>②産業政策(案)が策定される。</p>	産業・鉱山省	専門家派遣 産業政策の策定支援
租税条約										
15	租税条約の未締結による不平等な競争環境	B	C	<p>【問題】</p> <p>○租税条約の未締結国の企業は競争で不利となり、事業投資の制約となる。</p> <p>【具体例】</p> <p>○投資所得(配当、利子、ロイヤリティ等)に対して課される源泉徴収の税率が、条約締結国と比較すると不利となる。</p> <p>○事業所得について、建設事業の場合には課税標準が現地事業拠点に帰属する利益であるが、締結国の場合は課税標準が契約総額である。</p> <p>○海外からの出張者が現地で提供するサービスに対して源泉税が課される。</p>	租税条約が締結される。	日本企業の投資可能性の向上	<p>①租税条約締結に向けたアクションで、アルジェリア政府内にワーキンググループを設ける。</p> <p>②租税条約締結に向けたロードマップを作成する。</p> <p>③日本政府との第一回会合を開催する。</p> <p>【現状の関連アクション】</p> <p>・2011年より止まっている投資協定に関する協議再開の動きが出ている。</p> <p>・上記と関連して、租税条約に関する協議を開始する機運が見られる(日本政府による打診等)。</p>	<p>①租税条約締結に関する日ア会合が開催され、議事録等が関係者に共有される。</p>	財務省(対外経済関係総局、税務総局)	—

注 D/A 決済(手形引受時書類渡し、L/C: Letter of Credit(信用状)、INR口座: Internal Non-Resident Bank Account(内貨口座))

6-3 政策アクションに関する現状の対応状況

政策マトリクスに挙げた課題およびアクションについて、現状におけるアルジェリア政府の対応状況をまとめたのが表6-2である。この表から、項目によって既に何等かの対応が取られているものと、そうでないものがあることが分かる。

表6-2 課題および政策アクションに対するアルジェリア政府の対応状況

分類	課題	対応状況
税制全般	1 税制度運用全般における一貫性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月に「Japan Business Day」が開始されるなど、官民の交流会は実施されている。 ・しばらく活動が停止している日ア合同経済委員会日ア会合についても再開することが検討されている。
通関	2 再輸出規制によりサービス内容の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なアクションは取られていない。
	3 煩雑な輸入通関プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・財務省は2016年に税関戦略計画(2016-2019)を策定、重点10項目を設定し、2019年を目標に税関の近代化を進めている。
	4 通関と港湾オペレーションの不十分な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業運輸省において、ワンストップ・サービスの仕組みを構築・実施している。 ・他方、通関プロセスの効率性の改善の必要性は認めており、財務省は上述の税関戦略計画(2016-2019)を策定した。
公共調達	5 制度運用の急な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なアクションは取られていない。
	6 煩雑かつ非効率的な公共調達	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達制度の改革は継続的に実施しており、近年では2015年に公共調達法を改正した。 ・PACIEで求められた公共調達庁(ARMP)の設立については、まだ設立準備の段階。
法人設立・登記・雇用	7 長時間を要する入札	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
	8 外国企業に対する出資制	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なアクションは取られていない。
	9 煩雑な法人登記等プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
金融関連手続き	10 煩雑な外国人雇用管理・労働許可取得プロセス	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
	11 外貨送金プロセスに係る運営上の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
	12 L/Cの問題	<ul style="list-style-type: none"> ・同上
	13 INR口座の使用における柔軟性の欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・同上

産業政策	14	産業政策と課税優遇の不整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ PACIE に基づいて、産業政策の策定作業が進んでいる。ただし、その内容の詳細や進捗状況については不明。
租税条約	15	租税条約の未締結による不平等な競争環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年より止まっている投資協定に関する協議再開の動きが出ている。 ・ 上記と関連して、租税条約に関する協議を開始する機運が見られる（日本政府による打診等）。

（出所）調査団作成

6-4 投資促進のための JICA 支援策（案）に関する検討

本調査の結果および現地調査におけるアルジェリア政府関係機関との協議に基づき、今後、アルジェリアの投資促進のために有効と考えられる JICA による支援策（案）について検討を行った。まず、現地調査において、アルジェリア政府から具体的に示された意見（支援ニーズ）を表 6-3 に整理した。

表 6-3 アルジェリアの投資環境改善に関しアルジェリア政府から示された支援ニーズ

分類	課題	対象省庁	背景と支援ニーズ
通関	通関の効率化	財務省	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務省税関局は、税関業務効率化のための中期戦略を策定し実施しているところ。 ・ 税関にかかる新規システムの導入や職員の能力向上を推進しており、他国のプラクティスについても知見を広めたい。 ・ 自動車産業の振興をはじめとして産業の多様化を進んでおり、輸出入促進の観点からも通関業務は重要な課題。 <p>【支援ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通関手続きの効率化に向けた電子化および通関オペレーションにかかる税関職員の能力開発の支援 ・ 現在推進している港湾運営と税関の一体的運営（ワンストップ・サービスの支援）
公共調達	民間資金の活用	財務省 (CNED)	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は PPP の推進のための法案を起草済み。また、4 件の PPP パイロット案件を選定。 ・ 一方で、同国においてはまだ PPP の経験はなく、制度整備に加えて政府職員の能力開発が必要。 ・ 欧州やアジアでの PPP の制度やプラクティスに関する情報や知識・経験を積極的に学ぼうとしている。

			<p>【支援ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PPP (Public-Private Partnerships) 推進にかかる政府職員 の能力開発 (例：事業リスク分析) ・ 具体的な PPP 事業候補に関するフィージビリティ・スタ ディの実施 (例：道路、都市鉄道、下水道、病院)
産業政策	港湾セク ターと産 業の一体 的な強化	公共事業運 輸省	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府は近年における財政難のためインフラ事業全般の 開発を凍結してきたが、状況の好転を踏まえ再び投資を 進めていきたい。 ・ 一方で、政府の投資予算が潤沢でないことには変わり はないので、民間の資金やノウハウを活用していくことを 検討しているところ。 ・ これまでは、役所の縦割り構造もあり、港湾の開発・運 営と、税関、或いは産業開発は別々に実施されたきた。 <p>【支援ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾運営の更なる効率化 (ワンストップ・サービス化を 含む) およびロジスティクス機能向上のための能力開 発・港湾施設の耐震化に関する基準作りや、高い耐震性 能を有する港湾施設の開発支援 ・ 主要港における港湾開発と後背地の産業育成と一体化 させた物流マスタープランの作成 ・ 主要港のターミナル拡張にかかるフィージビリティ・ス タディ (PPP の検討を含む) や設計の実施

(出所) 調査団作成

JICA による支援策 (案) を考える上では、主として以下の 3 つの基準を考慮する必要がある。

- ・ 相手国政府にとって優先度や緊急性の高いテーマ/プロジェクトであること。
- ・ 支援の結果、十分な成果 (例えば能力の向上やプロジェクトの実現) が得られる見込みが高いこと。
- ・ 日本による支援・協力の意義が認められること。

税関のオペレーション改善支援については、現地調査でのヒアリングにおいて、アルジェリア政府にとって優先度が高く、かつ、2016 年に策定された「税関戦略計画」に基づいて、IT システムの近代化等の効率化を推進していることが確認された。一方、すでに世界銀行や韓国政府の支援を受けているとの情報も得られた。そうした状況下にあつて、日本がいかにか追加的な価値を付加することができるかということについては、必ずしも明らかではない。今後、アルジェリア政府からの要請に基づき、通関分野の支援検討を行う際には、具体的な支援対象とその効果および意義を詳細に検討する必要がある。

民間資金の活用については、これもアルジェリア政府にとって優先度の高いテーマであることが確認された。他方、その実現性については、法制度がまだ未整備で、かつ外国からの投資環境が十分

に整っていない現状において、果たして近い将来にインフラへの民間投資が可能になるかという点には疑問が残る。日本による支援の意義という観点からは、JICA 自身はアジア諸国を中心に多くの PPP 法制度整備や事業形成の支援を行ってきた。しかし、アルジェリア政府がパイロット事業として挙げた道路、トラム、下水処理、病院の分野では、いずれも日本での PPP の事業件数は極めて少なく、日本の経験やノウハウが有効に移転できるかどうかについて慎重な検討が求められる。

港湾分野については、これまでも本調査および先行調査（マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査）を通じて、その優先度や実現性の高さを確認できている。具体的な港湾としては、日本企業（およびその子会社）の関与先であるベジャイア港、および近年、後背地における自動車産業の発展が見られるオラン港が挙げられる。特に、後者については、複数の日本企業が進出を検討しているとの情報があり、オラン港の機能強化およびそれと連携する形での後背地の産業開発支援は、日本が支援を行うことについても意義が認められる。

具体的な支援内容としては、上表に示した中でも、産業開発との関連性を踏まえ以下のような支援の意義が高いと考えられる。

- ・オラン港やベジャイア港等の主要港湾の更なる運営効率化（ワンストップ・サービス化を含む）およびロジスティクス機能向上のための能力開発
- ・オラン港などの主要港における港湾開発と後背地の産業育成と一体化させた物流マスタープランの作成
- ・オラン港やベジャイア港のターミナル拡張にかかるフィージビリティ・スタディ（PPP の検討を含む）や設計の実施

また、これらの支援の中に、通関とのワンストップ・サービス推進、港湾の後背地における産業開発、PPP 活用の要素を適切に含めることにより、単なる港湾開発ではなく、クロスセクターの有機的な開発の推進を支援することが可能になると考えられる。

なお、2018 年に実施した現地調査においては、世界銀行が、アルジェリア政府による「Algeria Vision 2035」の策定支援を行っている旨を確認した。また、2017 年に実施した現地調査においては、AfDB が、PACIE のフレームワークの下で、アルジェリア政府による産業政策の策定支援を行っている旨を確認した。これらの政策の完成を踏まえて、今後、JICA が世界銀行や AfDB と連携または協調する形でアルジェリアに対して投資環境の改善支援を行っていくことも考えられる。

別紙：インフラの整備状況

1-1 計画中のインフラ投資案件の進捗状況

(1) 目的

将来的な我が国のインフラ投資案件の形成に資するために、本邦企業が関心を有するセクターに関する基礎情報について整理した。併せて、既存の JICA の関連調査で挙げられた優先プロジェクトの進捗状況を最新情報（2018年2月現在）にアップデートした。

(2) 対象セクター

アルジェリアの欧州地域への生産拠点としての重要性およびポテンシャルは高く、実際に同地域におけるビジネス気運は高まっている。また、アルジェリアの経済成長を安定的なものにするためには、引き続きインフラ整備を進めていく必要があると考えられる。そこで、我が国の貢献可能性が高いと考えられる、運輸交通（港湾）、電力、水道/海水淡水化の3セクターを対象に各セクターの動向と、優先プロジェクトについて整理した。

1-2 運輸・交通セクター（港湾）

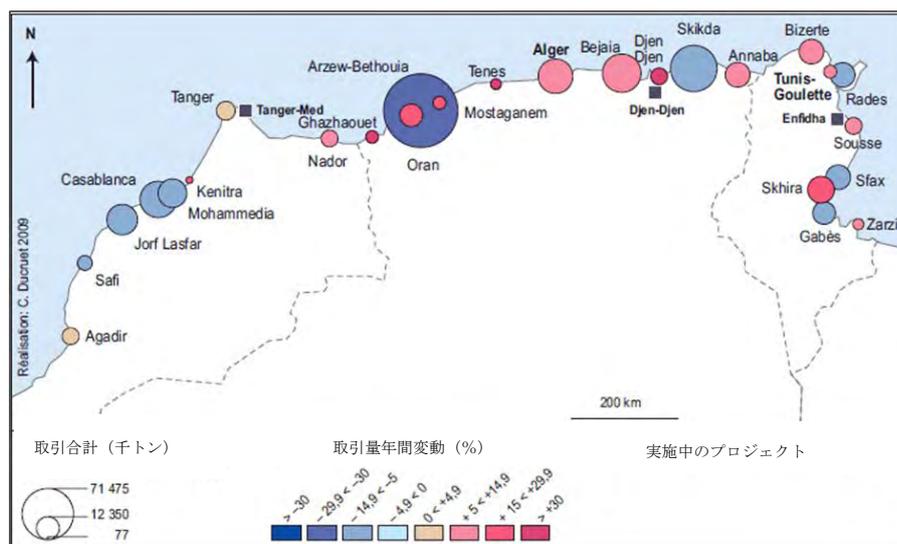
(1) セクター概要

港湾施設の整備および改善は、商工業の活性化という観点から、アルジェリア政府にとって最も重要な課題の一つである。アルジェリアでは、対外貿易の95%は海上輸送により行われている。特に、炭化水素製品については、その98%が海上輸送を通じて貿易が行われている。

アルジェリアの海岸線は1,280キロを超え、その海岸には次のように50の港が存在する。

- ・商業用（共用）：11港（商業、漁業、炭化水素燃料）
- ・炭化水素燃料専用港：2港（Skikda Est、Bethioua）
- ・漁港・漁業避難所：36港（うち6港は商業港内）
- ・レジャー港：1か所（Sidi Fredj）

アルジェリアの主要港湾の位置図を図A-1に示す。



(出所) SENAT

図 A-1 アルジェリアの主要港湾

図 A-1 から分かるとおり、アルジェリア国内では、オラン地域港の取扱高が最大であり、続いてスキクダ、ベジャイア、アルジェ、アンナバ、ジェンジェン、テネスの順で取扱高が多い。

主要港のコンテナターミナルのキャパシティは、以下のとおりである(数値は調査団による WEB 調査による)。

- ・オラン港 : 50 万 TEU/年 (今後 150 万 TEU に拡張予定)
- ・スキクダ港 : 13 万 TEU/年 (2013 年実績値)
- ・ベジャイア港 : 30 万 TEU/年
- ・アルジェ港 : 50 万 TEU/年 (今後 80 万 TEU に拡張予定)
- ・アンナバ港 : 14 万 TEU/年 (2014 年実績)
- ・ジェンジェン港 : 150 万~180 万 TEU/年
- ・テネス港 : 8 万 TEU/年

2018 年 1 月に実施した現地調査では、上の中でオラン港、ベジャイア港、アンナバ港のターミナル拡張計画がある旨が確認された。また、上記以外では、モスタガナン港のターミナル拡張およびシエルシエル港(アルジェ港とテネス港の間)の新規整備の計画がある旨が確認された。

(2) 優先プロジェクトのアップデート

公共事業・運輸省によると、2017 年までに防波堤整備、ターミナル拡張、ターミナルの改修・強化、護岸工事、浚渫工事等の事業の実施が予定されている。そのなかでも本邦企業が関心を有するベジャイア港のターミナル等の拡張事業(フェーズ 1)について、その概要を以下に示す。

ア. 事業概要

ベジャイア港のターミナル等の拡張事業は、第 1 フェーズがコンテナターミナル(26~30 バース)の整備、第 2 フェーズが炭化水素の輸出ターミナル、第 3 フェーズがカーゴ・ターミナル

(General Cargo Terminal) と計画されている。また、現状の炭化水素ターミナル部分は、第2フェーズの終了後に廃棄処分し、跡地にマリーナ（海浜公園）を建設する予定である。ベジャイア港は、アルジェから東方に約 225km の場所に存在するベジャイア市にある。港湾のレイアウトは、図 A-2 のとおり。



(出所) JICA (2017 年)「マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査」

図 A-2 ベジャイア港の現状レイアウト

本港は商業港であり、内陸部からの工業製品や農業製品の輸出や海外からの輸入品を扱っている（2015 年の納税額は 27Billion DA であり、アルジェ港について国内 2 位）。同港は、スキクダやアンナバと並び、アルジェ東の貿易の拠点港である。アルジェリア国内の港湾としては、唯一、「シップ・トゥ・ショア・ガントリークレーン (Ship-to-Shore gantry crane)」や「冷凍コンテナ (Refrigerated Container)」の取り扱いの機能を有している。近年では、そのオペレーションの効率性、使いやすさ、気象や天候の影響の受けにくさ等が評価されて利用ニーズが増加している。同港湾のキャパシティは 300,000TEU であるが、バースに接岸できない待機状態の船舶が常に発生していたり、更にコンテナも保管場所がなく一部 7 段積み状態が発生していたりと、同港湾のキャパシティはほぼ限界に達している。

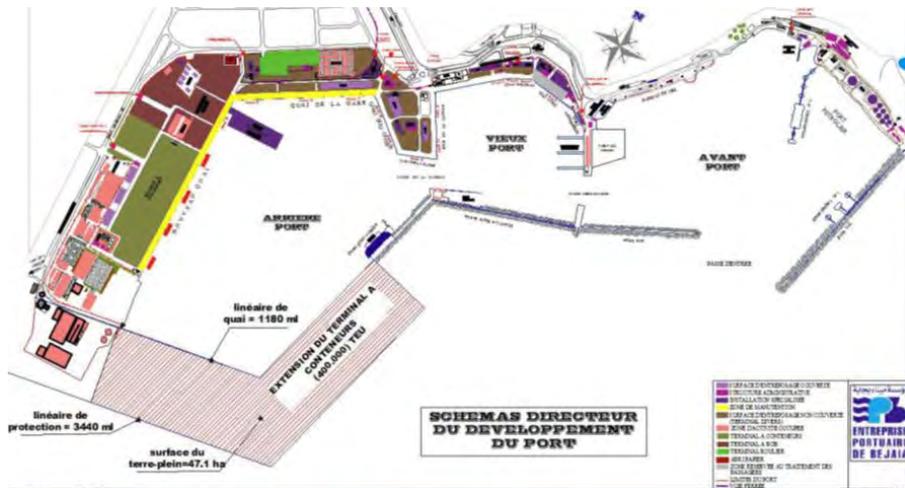
現在は、港湾局兼港湾オペレーターである EPB (Enterprise Portuaire de Bejaia) およびシンガポールの港湾運営会社である Portek が共同出資して設立した SPC (Bejaia Mediterranean Terminal, BMT) が政府よりコンセッションを得て運営を行っている。コンセッション期間は、2006 年より 20 年間である。事業内容としては、ベジャイア港には、24 のバースがあり、現在第 25 バースを建設中である。本拡張事業の対象となるフェーズ 1 は、図 A-3 の黄色部分のターミナルおよび第 26~30 バースの整備である。関連施設も含めた開発面積は、約 74ha から 75ha である（ターミナル部分のみは 47.1ha）。岸壁延長は 3,440m、バースの直線延長は 1,180m と計画されている。拡張工事は、上述の新規ターミナルの整備に加えて、同港の深度増強（現在の 11.7m から 17m）を図り、パナマックス級（載貨重量が 6 万トン以上）の船舶の受け入れもできるようにする計画となっている。



(出所) JICA (2017 年)「マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査」

図 A-3 ベジャイア港の拡張計画 (フェーズ 1)

本港の第 1 フェーズの技術面について、BMT が基礎的な技術調査を行っている。図 A-4 は、BMT が作成した基本レイアウトの検討図である。BMT によると、ターミナル構造については現状、2 案が存在する。一つはアルジェリアの研究機関である LEM が行ったもので、もう一方は韓国の DY エンジニアリングが行ったものである。なお、現状では政府の予算制約の問題のため、実質的な検討や、事業実施のための具体的な準備作業は進んでいない状況にある。



(出所) JICA (2017 年)「マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査」

図 A-4 BMT によるベジャイア港の拡張計画図

本港のフェーズ 1 の拡張事業について、計画自体は存在するものの、政府の予算確保の目途が立っていないことにより事業実施の具体的な時期は未定となっている。また、アルジェリア政府によると、フェーズ 1 の事業費は 470 億 DZD、フェーズ 2 の事業費は 850 億 DZD とされている。本プロジェクトは、2010 年から 2014 年の公共事業・運輸省の 5 年計画の中で明確に位置づけられている。上述のように、フェーズ 1 の拡張計画は存在する。しかし、政府による予算確保の目途が立っておらず、具体的な検討や工事発注の準備作業は行われていない (2017 年 10 月現在)。ただし、第 25 バースについては建設中であり、その請負工事は中国籍の China Harbor 社

が受けている。2018年1月に実施した現地調査では、ほぼ95%の完成状況とのことである。

イ. 日本の関与形態

日本の関与形態としては以下が挙げられる。

- ・現状では、PPP方式が想定される（現行オペレーターであるBMTへのヒアリング結果に基づく）。具体的には、浚渫や岸壁の工事をアルジェリア政府が負担して整備し、ターミナルの上部インフラや港湾運営機器等の整備を民間が行う、いわゆる上下分離方式が想定される。
- ・財務省および運輸省も本プロジェクトをPPP（上下分離方式）で実施する可能性があることは認識している。しかし、具体的なスキームや、事業者選定（コンセッション付与）の手続きや方法についてはまだ検討を行っていない状況である。
- ・なお、政府負担部分については、場合によっては円借款を活用することも考えられる。

ウ. 本事業に着目した背景・理由

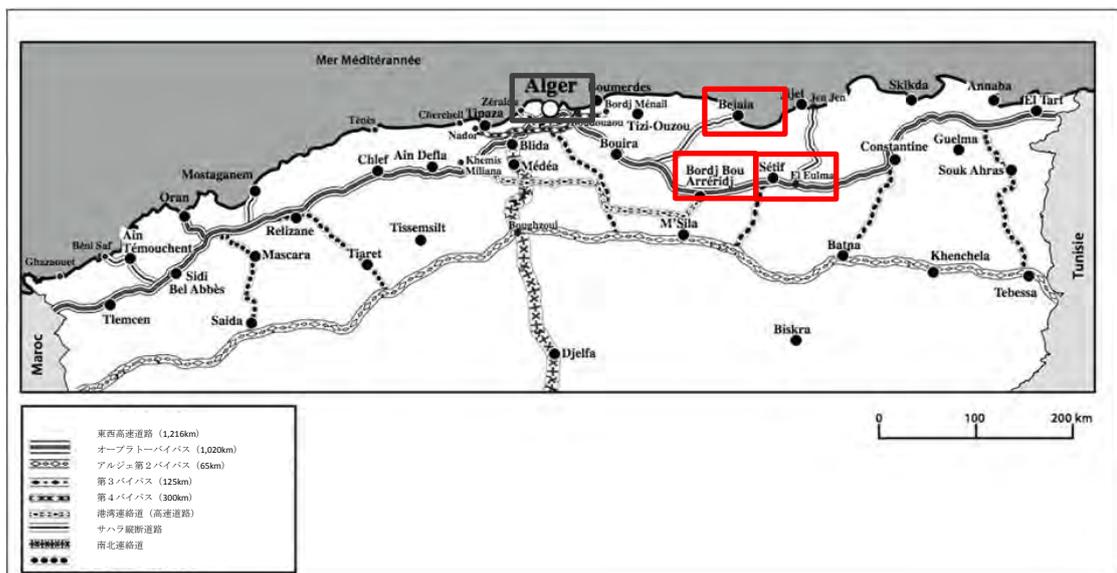
本事業に着目した背景および理由については以下のとおり。

- ・既存のJICAの関連調査において、アルジェリア政府との面談（当時の運輸省および公共事業省のそれぞれ）を通じて、同港の拡張事業のニーズに関する情報が得られた。また、円借款およびPPPを通じた事業の実施についてアルジェリア政府からの高い関心が示され、関係省庁とのディスカッションや現地視察が行われた。
- ・産業との関連については、具体的に次のような情報が得られており、同プロジェクトの実施がアルジェリアの産業や経済の発展に重要な役割を果たしうることが確認された。
 - (a) ベジャイア港は、港湾付近に国内大手コングロマリットであるセヴィタル（Cevital）の石油化学製品や農産品加工の大型施設を有する。また後背地には電化製品等の製造拠点が存在しており、アルジェリアの輸出産業の拠点の一つとなっている。
 - (b) 上述のとおり、同港の主要機能はコンテナターミナルであるが、現状同港で扱っているコンテナのうち、20%は輸出用である。主要な輸出品は石油化学製品であるが、それ以外では、砂糖、肥料、ミネラルウォーターを輸出している。その他、地域で製造している家電製品も輸出している。
 - (c) ベジャイア港の内陸部には、3つの産業拠点がある。それらは、Setif（大規模な工業団地が存在）、Bordj Bou Arreridj（アルジェリア国内有数のエレクトロニクス産業拠点が存在）、Akhou（食品加工産業が集中）である。さらには、ベジャイア港から26km離れたところには亜鉛（Zink）の鉱山もある。今後、鉱山開発が進められる予定であり、政府にとっても優先度が高い事業と認識されている。
 - (d) 具体的な企業名を挙げると、まずベジャイア自体には上述のセヴィタルの本社が存在し、また同社の様々な製造活動の拠点になっている。港湾付近にも、砂糖精製、肥料製造工場、ミネラルウォーター製造工場等が立地している。また、Setifには仏系家電メーカーの流れをくむブランドゥ（Brandt Group）社、Bordj Bou Arreridjには携帯電話等を製造するア

ルジェリア企業コンドール社（Condor Electronics）が大規模な工場を有している。そのほか、サッシ等の製造を行っているオクソ（OXXO）は、ベジャイアと Setif の双方に製造拠点を有している。

- (e) ロジスティクスに関しては、内陸からベジャイア港までのアクセス道については、東西高速道路の Setif までのアクセス道が建設中であり、2016 年末には完成する予定である。
- (f) このように、ベジャイア近郊およびその後背地には大きな輸出関連産業が存在する。しかし、上述のようにベジャイア港のキャパシティは既に限界に達しており、輸出関連ビジネスを更に拡大する上でのボトルネックとなっている（BMT は、2015 年、Akbou にドライポートを建設しベジャイア港のコンテナターミナルの代替機能を持たせているが、それでもキャパシティが足りていない状況である）。

・また、同港のオペレーションに関与している本邦企業より、拡張事業への関心が示された。



(出所) JICA (2017 年)「マグレブ地域成長・安定促進のためのインフラ整備計画情報収集・確認調査」

図 A-5 ベジャイア港の後背地

エ. 本邦企業の関心・関与

本邦企業の関心および関与については、以下のとおり。

- ・上述のとおり、PPP 事業を想定し、港湾運営部分（ターミナルの上部インフラや港湾運営機器等の整備）の投資および事業参画に関心を有する日本企業が存在する。
- ・一方で、民間投資では十分な収益を上げる見込みが立たず、浚渫工事や岸壁工事など、いわゆる「下もの」の整備においては、アルジェリア政府の自己資金あるいは対外借入等によって整備が行われることが前提となる。

オ. 外国企業の動向

中国企業を始めとする複数の外国企業が同プロジェクトへの参画に関心を示している。

1-3 水道/海水淡水化セクター

(1) セクター概要

アルジェリアは、人口の95%が住んでいると言われる北部沿岸地区、高原・砂漠地帯の中部およびサハラ砂漠の広がる南部に分けられ、主に生活用水・産業用水としては海水淡水化施設、農業用水としては地下水を利用している。

アルジェリア中部・南部乾燥地帯では水供給を全て地下水から行っている。中部・南部で水供給が不足する場合は北部における海水淡水化施設で得られた水あるいは地下水を中部・南部へ送水することでバランスを保っている。また、南部インサラーには豊富な地下水があり、ここから更に750km南方へ送水している。

アルジェリア北部の沿岸地域は、水資源の観点からオランを中心とする西地区、首都アルジェの中央区、そしてコンスタンティーンを中心とする東地区の3地域に大別されている。

西地区：Oran、Arzewなどの工業地域を多く含む都市地域であり、また大規模な灌漑システムを有する。Magtaa (500,000m³/d) や Kahrma (100,000m³/d) の海水淡水化プラントから水供給している。

中央区：首都アルジェを含む周辺主要都市の地域。Keddara、Taksebt、Koudiat Acerdoune等の大規模ダムからの給水を受けている。

東地区：Constantineをはじめ Oum El, Bouaghi, Batna, Khencheiaの周辺都市へ Beni Haroun ダムから水が供給されている。

アルジェリア国水資源省の「水資源分野政策書 2015 (Politique Gouvernementale Dans Le Domaine Des Ressources En Eau 2015年9月)」によると、現在の水道普及率は98%、一人一日当たりの水供給量は178リットルと報告されている。同政策書を基に、水需要と表流水および地下水の供給可能量を試算すると、表A-1に示すとおりとなる。

表 A-1 アルジェリア国全体の水需要と水供給量試算結果

水需要 (m ³ /日)			水供給 (m ³ /日)		
生活用水	工業用水	農業用水	表流水	地下水	脱塩水
6,728,400	672,840	15,026,760	9,000,000	3,800,000	2,200,000
22,428,000			15,000,000		

(注1) 生活用水需要は、国全体の人口約3,780万人×178Lとして試算した。

(注2) 生活用水需要：工業用水需要：農業用水需要の割合は、アルジェリア水道公社からの情報により30%：3%：67%であり、これを用いて各水需要を試算した。

(出所) 水資源省資料を基に調査団が試算

上記の試算より、既存の表流水および地下水だけでは水需要の約57%を満たすに留まっているため、同国が既に進めている海水淡水化施設は必要不可欠であるといえる。

(2) 優先プロジェクトのアップデート

海岸部において、13 件の海水淡水化施設の建設が計画されている。このうち 11 件の海水淡水化施設が完成し、残り 2 件の計画が将来実施されるとみられている。具体的には、中西部のベジャイア海水淡水化プラントおよび西部のエル・タルフ海水淡水化プラントの計画である。それらのプロジェクトの概要を以下に示す。また、最初の海水淡水化施設として 2002 年に稼働した Kahrama 海水淡水化プラントでは、稼働から 10 年以上経過している。そのため既存設備を更新する時期が近い将来せまってくることから、そのプロジェクトの概要についても以下に示す。

ア. 事業概要

アルジェリアにおける既存の海水淡水化プラントは、すべて外国企業との SPC による BOO (Build, Own, Operate) 形式で進められている。このため、アルジェリア政府は、この BOO の期限が切れた後の運営形態に不安をもっており、日本に対しても技術協力、キャパシティビルディングを打診してきている。

アルジェリアエナジー (Algerian Energy Company, AEC) の政策では、地中海沿岸に 13 の大型海水淡水化プラントを建設するとなっており、これまでに蒸発法を含めて 11 のプラントが建設されている。同国全体における水需給改善のためには、残りのベジャイア海水淡水化プラントおよびエル・タルフ海水淡水化プラントの建設実現が望まれる。過去のアルジェリアの海水淡水化案件の進め方に準じると、これらの 2 案件も BOO 形式で進められる可能性が高いが、仮に EPC 案件として検討される場合には円借款候補になり得る。

上述 2 候補地のうち、港湾整備も議題に挙がっているベジャイア地区での実施を目指せば、当該地域の開発に寄与することになり援助効果が高くなると予測される。円借款化した場合、プラント建設終了後、EPC メーカーに数年間の Operation を義務化すれば、その間にアルジェリア側運転員も OJT として運転技術を把握することができる。しかし、2018 年 2 月現在において、ベジャイア海水淡水化プラントに係る実施方針等については、何ら決まっていないとされる。

他方、エル・タルフ海水淡水化プラントについては、報道によると 2017 年 9 月にエル・タルフ県は、配水ネットワークの改修および Echatt に位置する海水淡水化プラント (処理キャパシティ 100,000m³) の建設を再開するために 25 million DZD の予算を確保されたと水資源省が明らかにした。また、アルジェリア政府は、2017 年 9 月に Echatt の海水淡水化プラントに係る入札の準備を始めているとされる。

最初の大型海水淡水化施設として 2002 年に稼働を始めた Kahrama 海水淡水化プラントは、蒸発法を採用しており、稼働から既に 10 年以上を経過している。そのため、既存設備を更新する時期が近い将来せまってくる。既存設備を更新する場合、①蒸発法で更新する、または他の海水淡水化プラントの設備同様に②RO 方式の海水淡水化に切り替える、もしくは③同サイトに RO 方式海水淡水化施設を増設する案がある。また、AEC は再生可能エネルギーの利用等、その時点での最新技術を導入したい考えを持っている。

前述のとおり AEC の政策では、地中海沿岸に 13 の大型海水淡水化プラントを建設するとなっており、残りの 2 プラント (ベジャイアとエル・タルフ) が実施される可能性は高い。また、Kahrama 海水淡水化プラントのような既存施設においては、時間の経過とともに更新を含むリハビリを実施することが重要になる。また、保守計画は設備の維持管理計画の一環として必要なた

め、既存施設の更新事業が実施される可能性は高い。

これらのプロジェクトの実施時期については未定である。ただし、ベジャイア海水淡水化プラントについては、報道によると 2018 年までに同プラントの実施をアルジェリア政府は目指している。また、事業費については、明らかにされていないが、類似規模の Skikda 海水淡水化プラント (100,000m³/d, 2009 年) は 136 百万ドル、Cap Djinet 海水淡水化プラント (100,000m³/d, 2014 年) は 138 百万ドル、Fouka 海水淡水化プラント (120,000m³/d, 2011 年) は 180 百万ドルから判断して、150 百万ドル程度と推定される。アルジェリア政府の資金調達方法については未定である。ベジャイア海水淡水化プラントの場合、ベジャイア港開発と組み合わせれば、円借化の可能性が高まると考えられる。また、Kahrama 海水淡水化プラントは、本邦企業が納入した施設であり、円借化の可能性が比較的高いとされる。

イ. 日本の関与形態

日本の関与形態としては以下が挙げられる。

- ・海水淡水化分野では、日本はトップクラスの技術を保有している。港湾整備も含めて、F/S から日本の支援で進めることができれば、EPC 段階でも本邦企業が参画できる可能性は高い。
- ・また既存の海水淡水化プラントの設備等のリハビリ段階において、本邦の最新の海水淡水化技術を紹介できれば参画の可能性が高い。

ウ. 本事業に着目した背景・理由

本事業に着目した背景および理由については以下のとおり。

- ・AEC から残りの海水淡水化案件として、El Tarf 海水淡水化プラントおよび Bejaia 海水淡水化プラントの紹介があった。また、アルジェリア政府よりプラントの運営等に係るキャパシティビルディングが期待されており、これらの案件を BOO 形式ではなくアルジェリア政府の自己資金で行うことになれば、その後のキャパシティビルディングまでつなぐことができると想定されたため。
- ・Kahrama 海水淡水化プラントの既存設備を更新に際して、新しい技術提案競争方式になった場合、本邦企業が参画できる可能性がある。

エ. 本邦企業の関心・関与

日系商社・プラントメーカー・部品メーカーから上述のプロジェクトに対して関心を持たれる可能性がある。

1-4 電力セクター

(1) セクター概要

アルジェリアは中部地域のガス田および油田から沿岸部に向けてパイプラインが伸長しており、

そのパイプライン沿いに発電所が建設されている。したがって、アルジェ、オラン、スキクダ等の沿岸部に近いエリアおよび中部の井戸元に近いエリアに発電所が分布している。また、送電網は人口の多い北部を横断するナショナル・グリッドが最も大規模なグリッドであり、そのほか、中部と南部のグリッドがある。

アルジェリアの電源構成については、IEA の統計によれば、総発電量の 95%以上が天然ガスを燃料とした発電が占めている。また、石油燃料を利用した発電については、主に天然ガスパイプラインが伸長していない南部地域において運転されている。そこでアルジェリア政府は、天然ガスの国内消費量の抑制のため、再生可能エネルギー分野の積極的な開発を計画している。

アルジェリア政府は、2011 年から 2030 年の国家再生可能エネルギーおよび省エネ開発計画を発表したのち、2015 年 2 月に再生可能エネルギー推進に関する積極的な政策を打ち出した。この政策では、2030 年に 22GW の再生可能エネルギーを導入する計画であり、2030 年には発電量全体の 27%とするとしている。

(2) 優先プロジェクトのアップデート

電力セクターの将来計画は天然ガス・石油によるものと再生可能エネルギーによるものに大別できる。そのうち天然ガス・石油によるものは Sonelgaz が作成している電源開発計画がそれに該当する。また、再生可能エネルギーについては、アルジェリア政府より、2015 年 2 月に 2015 年から 2030 年の間に再生可能エネルギーを積極的に導入する計画 (Programme de développement des énergies renouvelables 2015-2030) が発表されている。

アルジェリア政府は再生可能エネルギーの推進に注力しており、また現地調査において大規模太陽光発電所 (4GW 相当) の入札を開始するとの情報もあることから、再生可能エネルギー事業の概要を以下に示す。また、再生可能エネルギーの大規模な導入が進めば、系統が不安定化することから、今後、系統安定のための技術の活用等が必要になる。この点を踏まえて、スマートグリッド等に関する基礎調査等の概要を次頁以降に示す。

①再生可能エネルギー事業

ア. 事業概要

アルジェリア政府は、2015 年 9 月に発表した「エネルギー分野における政策」の中で、2030 年までに再生可能エネルギーを 22GW 導入する計画を明確にしている。計画通りに発電プラントの建設が進めば、2030 年時点でアルジェリアの発電設備の 27%が再生可能エネルギー由来のものとなる。

アルジェリアのエネルギー省関係者によれば、2011 年以降、南部におけるハイブリッド型プラント (ガス・太陽光) および風力等のパイロットプロジェクトで成果が表れたこと、技術革新により太陽電池モジュール等の製造原価が低くなり発電コストが低下していることを受けて、アルジェリア政府としては、今後、再生可能エネルギーの導入を積極化するとしている。これによって国内の天然ガスの発電による消費を抑制可能になることも期待されている。

太陽光を中心に 2030 年までに 22GW を導入する計画がある (2015 年から 2020 年の間に 4,525MW、2021 年から 2030 年の間に 17,475MW を導入する計画)。同計画では、太陽光 (2030

年までに 13,575MW)、風力 (同 5,010MW)、太陽熱 (同 2,000MW)、バイオマス (同 1,000MW) のほか、コージェネや地熱も含まれている。

再生可能性エネルギーの開発を推進する Sonelgaz の関連企業である Shariket Kahraba wa Taket Moutadjadida enterprise は、2015 年末までに 23 か所の太陽光発電所 (合計発電容量 400MW) を建設することを計画していた。しかし、表 A-2 のとおり 2017 年 10 月時点で竣工済みの太陽光発電所 (合計発電容量 193MW) は、10 か所である。

表 A-2 竣工済み太陽光発電所 (2017 年 10 月時点)

導入場所	発電容量	竣工年月
Ain El Melh	20MW	2017 年 9 月
El Hadjira	30MW	2017 年
Sedrat Leghza	20MW	2016 年 11 月
Oued Keberit	15MW	2016 年 6 月
Ain El lbel	20MW	2016 年 4 月
El Khneneg	20MW	2016 年 4 月
Tamanrasset	13MW	2016 年 2 月
In Salah	5MW	2016 年 2 月
Ain Sekhouana in mai	30MW	2016 年
Adrar	20MW	2015 年 6 月

(出所) 各種報道に基づき調査団作成

政策目標で掲げた 22GW を導入するには、アルジェリア政府としては公的資金だけでは賄いきれないことから、国内・国外からの投資を積極的に受け入れるスタンスである。なお、FIT (フィード・イン・タリフ) のスキームが導入されている。

基本的にアルジェリア政府が事業者から案件を募集するスタンスである。ただし、現時点では、必ずしも事業者からの提案が活発ではないことからエネルギー省やアルジェリア電力・ガス規制委員会 (Commission de Régulation de l'Electricité et du Gaz, CREG) では、独自に再生可能エネルギーの開発に適した地点 20 か所程度を調査し、潜在的な投資家に対して提案するスキームを検討している。2016 年 5 月末に、これらのポイントを CREG のホームページ上に提示するとしていたが、2018 年 2 月現在においても公表されていない。ただし、報道によると、Béchar、El Oued、Ouargla、Biskra、Djelfa および Msila 等の一部のエリアがポテンシャルのある地点として明らかとなっている。

最新の太陽光発電所に関する情報については、2017 年 1 月 17 日にアルジェリア政府理事会は、4GW 相当 (1.3GW×3 フェーズ) の発電容量を有する太陽光発電所建設の入札に関連する条項を採択した。現地調査において関係者へのヒアリングによると、同計画は Sonelgaz の EPC 子会社が 2017 年中に、太陽電池モジュールの現地製造を含む 4GW 相当 (1.3GW×3 フェーズ) の IPP 事業の入札を行う予定である。なお、現時点において、同計画に対するアルジェリア側の政府保証があるのか等の詳細情報については不明である。

イ. 日本の関与形態

日本の関与形態としては IPP による事業展開（現地のパートナー企業と連携しつつ事業参画）が考えられる。

ウ. 本事業に着目した背景・理由

本事業に着目した背景および理由としては、マグレブ調査においてアルジェリア電力省関係者より、日本企業の再生可能エネルギーへの参画を歓迎する旨のコメントがあったため。

エ. 本邦企業の関心・関与

本邦企業関係者に対するヒアリングでは、現地での関連製品（太陽光パネル）の生産も含めて、関心を示す企業がある。しかし、既に欧州企業が現地に強いネットワークを有していること、日本からの製品輸出では製品の輸送コストがかかることなどから「コスト競争力の面で厳しいのではないか」として、様子見とする企業も少なくない。さらに投資比率の問題（51%/49%）も日本の事業者にとっては、事業展開にあたっては否定的な要素である。また、再生可能エネルギーの適地である山岳地帯や南部地域における治安面での問題を懸念する声も聞かれた。

オ. 外国企業の動向

本事業に対する外国企業の動向としては以下のとおりである。

- ・ドイツによるクリーンエネルギーの輸出の一環として、ドイツ商工会議所は Renewables Academy (RENAC) と共同で太陽光および系統連系に関するテーマにおいてアルジェリアで会議を開催している。
- ・報道によると、再生可能エネルギー分野の7つのドイツ企業 (AE300、ArabEnergy、Belectric、ENERKRAFT International、KACO new energy、REETech および SMA Solar Technology) は、日射量の豊富なアルジェリアにおいて事業を展開することに関心を示している。

②スマートグリッド等に関する基礎調査/関連機器の導入

ア. 事業概要

アルジェリア政府は、2030年までに太陽光等の22GWの再生可能エネルギーのプラントを導入することを計画している。これによって、アルジェリア全体の全発電容量の27%が再生可能エネルギープラントとなる。こうした状況下、将来的な再生可能エネルギーの導入増加に伴う系統安定確保のための課題を調査し、適切な手段を検討・実行する必要性に迫られつつある。また、こうした調査や関連機器の導入等を通じて送配電ロスの低減も見込む。

実施時期については、2016年以降、再生可能エネルギーの導入によって系統安定化の問題が生じる前に対応する必要がある。なお、エネルギー開発センター (CDER) によれば、再生可能エネルギーの導入量の増加に伴い、スマートグリッドに係る技術やデマンドリスポンス等の技術を早急に導入する必要がある。

アルジェリアの国営通信会社である Mobilis は、同じくアルジェリアの国営企業である Sonelgaz との間で、モバイルネットワークサービスの Sonelgaz への提供に関する契約を締結した。この契約により Sonelgaz は、Mobilis のネットワークサービスを活用し、遠隔地からでもスマートメーターを通じて電力使用量等の監視を行うことができる。

イ. 日本の関与形態

日本の関与形態として技術協力による調査および無償・有償協力による送配電分野の機器の改善等が挙げられる。ただし、Sonelgaz 関係者によれば、スマートメーター等については、欧州だけでなく、アジアの関係者からも F/S に関わる提案を受けているとのこと。

ウ. 本事業に着目した背景・理由

アルジェリア電力関係者からスマートグリッド等に関する基礎調査等に係るニーズが聞かれた。先方の要望では、IT を活用した電力系統安定化システムや、蓄電池等を活用したパイロットプロジェクトの可能性に言及があった。また、南部地域におけるマイクログリッドに対する技術支援の可能性を期待する声も聞かれた。

エ. 本邦企業の関心・関与

スマートグリッドに関わる技術協力の他、送電ロスを低減するための低ロス電線の導入、変電所の能力改善等に対して、日本の技術が利用可能とする指摘が本邦企業の関係者から聞かれている。ただし、治安情勢を懸念する声もある。

オ. 外国企業の動向

本事業に対する外国企業の動向としては以下のとおりである。

- ・ CDER は、GE との間で電力分野における革新的な共同プロジェクト実施に係るパートナーシップを 2017 年に締結している。
- ・ ドイツは、アルジェリアにおける再生可能エネルギーの開発だけでなく、エネルギー貯蔵技術およびスマートグリッドマネジメントに対しても関心を示している。
- ・ 省エネ庁 (APRUE) は、フランスの環境・省エネ庁 (ADEME) との間でエネルギー効率改善における協力に関する覚書を 2013 年に調印しており、2015-2017 年のアクションプランが策定されている。同アクションプランにおける優先課題として以下が挙げられている。

- (a) APRUE におけるマネジャークラスの人材育成
- (b) エネルギー効率のモニタリングに係る活動の強化
- (c) 建物のエネルギー監査に従事する人材の育成
- (d) APRUE 主催のイベントに ADEME の専門家の参加